

第四百十三回国会
衆議院

金融安定化に関する特別委員会議録

第十八号

平成十年十月二日(金曜日)

午後二時開議

出席委員

委員長 相沢 英之君

- 理事 石原 伸晃君
- 理事 村田 吉隆君
- 理事 山本 有二君
- 理事 中野 寛成君
- 理事 谷口 隆義君
- 愛知 和男君
- 伊吹 文明君
- 大島 理森君
- 大野 功統君
- 河村 建夫君
- 佐田 玄一郎君
- 砂田 圭佑君
- 津島 雄二君
- 蓮実 進君
- 山本 公一君
- 吉田六左門君
- 上田 清司君
- 岡田 克也君
- 北村 哲男君
- 古川 元久君
- 上田 勇君
- 西川 知雄君
- 西川 太一郎君
- 木島日出夫君
- 春名 真章君
- 笹木 竜二君

出席政府委員

- 理事 藤井 孝男君
- 理事 保岡 興治君
- 理事 池田 元久君
- 理事 坂口 力君
- 伊藤 達也君
- 大石 秀政君
- 大野 松茂君
- 金田 英行君
- 倉成 正和君
- 杉浦 正健君
- 滝 実君
- 中谷 元君
- 宮本 一三君
- 山本 幸三君
- 渡辺 喜美君
- 枝野 幸男君
- 海江田万里君
- 仙谷 由人君
- 石井 啓一君
- 大口 善徳君
- 鈴木 淑夫君
- 西田 猛君
- 佐々木憲昭君
- 濱田 健一君

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 小淵 恵三君
- 法務大臣 中村正三郎君
- 大蔵大臣 宮澤 喜一君

委員の異動

國務大臣 (内閣官房長官)	野中 広務君
國務大臣 (経済企画庁長官)	堺屋 太一君
國務大臣	柳沢 伯夫君
内閣審議官	白須 光美君
経済企画庁調整局長	河出 英治君
経済企画庁調査局長	新保 生二君
金融監督庁長官	日野 正晴君
金融監督庁検査部長	五味 廣文君
金融監督庁監督部長	乾 文男君
法務省刑事局長	松尾 邦弘君
大蔵大臣官房総務審議官	武藤 敏郎君
大蔵省主計局次長	藤井 秀人君
大蔵省金融企画局長	伏屋 和彦君
大蔵省国際局長	黒田 東彦君
議 員	池田 元久君
議 員	枝野 幸男君
議 員	石井 啓一君
議 員	西川 知雄君
衆議院法制局第二部長	窪田 勝弘君
衆議院法制局法制調整部長	郡山 芳一君
衆議院調査局長	藤井 保憲君
金融安定化に関する特別調査室長	

十月二日

辞任 江渡 聡徳君 補欠選任 大石 秀政君

大島 理森君 辞任 杉浦 正健君

同日 大石 秀政君 補欠選任 江渡 聡徳君

本日の会議に付した案件

不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案(内閣提出第一号)

金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

債権管理回収業に関する特別措置法案(保岡興治君外三名提出、衆法第一号)

金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案(保岡興治君外三名提出、衆法第二号)

債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案(保岡興治君外四名提出、衆法第三号)

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(保岡興治君外四名提出、衆法第四号)

特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案(保岡興治君外四名提出、衆法第五号)

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第六号)

預金保険法の一部を改正する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第七号)

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第八号)

信用保証協会法等の一部を改正する法律案(菅直人君外十二名提出、衆法第九号)

直人君外十二名提出、衆法第九号)

金融機能の正常化に関する特別措置法案(佐々木憲昭君外二名提出、衆法第一〇号)

○相沢委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案及び金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改正する法律案並びに保岡興治君外三名提出、債権管理回収業に関する特別措置法案及び金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案並びに保岡興治君外四名提出、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案並びに菅直人君外十二名提出、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び信用保証協会法等の一部を改正する法律案並びに佐々木憲昭君外二名提出、金融機能の正常化に関する特別措置法案の各案を一括して議題といたします。

まず、佐々木憲昭君外二名提出、金融機能の正常化に関する特別措置法案について議事を進めます。

趣旨の説明を聴取いたします。木島日出夫君。

金融機能の正常化に関する特別措置法案
(本号末尾に掲載)

○木島議員 たいだいま議題となりました、日本共産党提出、金融機能の正常化に関する特別措置法案の趣旨を御説明いたします。

金融機関の不良債権処理、破綻処理問題の解決に当たって最も重要なことは、金融機関を自己責任・自己負担の原則にしっかりと立たせることである。乱脈経営の結果、経営危機を引き起こして国民の預金を危くしたり、貸し渋りや資金回収で企業の動脈を断ち切るなどの今日の銀行業界の姿は、銀行業界の本来の公共的役割を投げ捨てたものであり、その無責任な体質を大もたらすことが必要です。

政府・自民党がこの間とってきた三十兆円銀行支援策や長銀処理策などの専ら国民の税金をつぎ込むやり方は、何をやっても最後は国が税金で面倒を見てくれるという銀行業界のモラルハザードを助長するものであり、問題の解決につながるものではない。銀行業界に自己責任・自己負担の原則を貫かせてこそ銀行業界の中に自己規律が働くのであり、その結果、国民の立場に立った金融システムの安定化と信頼回復を図ることができるのであります。

本法案は、以上述べましたような考え方の上に立ち、以下の内容で構成されております。

第一に、本法案の目的は、金融機関の自己責任の原則にのっとり我が国の金融機能の安定及びその正常化を図ることを明記し、金融機関の破綻処理の原則として、その費用は金融機関の負担によるべきこと、預金者を保護すること、金融機関の金融仲介機能を維持すること、破綻処理費用が最小となるようにすることの四点を盛り込んでおります。

第二に、金融機関の不良債権の実態開示であります。

現在の貸出債権の分類は、その回収可能性によっており、しかも、赤字経営の中小業者を要注意先債権として分類するものとなっております。これでは、多くの中小業者を不良債権として切り捨てることにも、不良債権の実態を過大にあらわすものとなります。したがって、不良債権の実態開示に当たっては、処理を急ぐべき不良債権と善良な借り手とを明確に区別すること、すなわち、

その融資が投機的なものかどうかを明らかにすることが不可欠であります。

本法案では、金融機関に対し、資産査定結果とあわせて貸付資金の使途並びに不良債権の引き当て状況を金融監督委員会に報告し、自主開示する義務を負わせることにも、金融監督委員会の検査の結果、虚偽報告が明らかになった場合、罰則を課すこととしております。

第三に、金融機関の破綻処理を行う主体として預金保険機構を位置づけております。

預金保険機構は、金融監督委員会の指導監督のもとに破綻処理業務を行います。預金保険機構は、金融監督委員会による破綻認定等を受けて、当該破綻金融機関の営業譲渡等を受け、当該破綻金融機関の業務を承継することにも、一定の要件に該当する破綻金融機関について、業務及び財産の管理を行うことができま。また、本法案の目的を達成するために必要な場合、被管理金融機関の業務を引き継ぐ承継銀行を一時的に設立することができることとしております。

さらに、預金保険機構に対し、被管理金融機関の取締役等に対し報告を求める権限、帳簿等の調査権を付与することにも、民事上の訴えの提起や刑事告発の義務を課しております。

第四に、破綻処理費用を銀行業界の負担とするために、金融安定化措置法など、これまで設けられてきた税金投入の法的枠組みはすべて廃止することとしております。預金保険機構の資金は保険料で賄うこととし、資金が不足すれば保険料を引き上げることで破綻処理財源の充実を図ります。

なお、新設する金融監督委員会については、別途法律で定めることとしております。

以上、日本共産党提出法案の趣旨を申し上げます。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○相沢委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○相沢委員長 この際、お諮りいたします。

去る九月十四日、北村哲男君外二名から提出された債権管理回収業に関する特別措置法案に対する修正案について、提出者全員から撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よって、撤回を許可するに決しました。

○相沢委員長 この際、保岡興治君外三名提出債権管理回収業に関する特別措置法案及び金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案の両案に対し、保岡興治君外五名から、自由民主党、民主党、平和・改革及び自由党の四派共同提案による修正案が、また、菅直人君外十二名提出、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の各案に対し、津島雄二君外七名から、自由民主党、民主党及び平和・改革の三派共同提案による修正案が提出されております。

提出者から順次趣旨の説明を聴取いたします。杉浦正健君。

債権管理回収業に関する特別措置法案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○杉浦委員 債権管理回収業に関する特別措置法案に対する修正案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、金融機関等が有する不良債権の実質的処理の促進等を図るため、弁護士法の特例として、一定の要件を満たす会社が業として債権の管理及び回収を行う制度を設けるとともに、必要を規制を行うおとするものとして自由民主党が

提出いたしましたものでありますが、自由民主党並びに民主党、平和・改革及び自由党の四党派による協議の結果、金融機関等の有する不良債権の処理が現下喫緊の課題であることにかんがみ、その点に焦点を当てた立法であることと明確にするとともに、債権回収過程の適正化をさらに徹底させるなどの所要の修正を施すこととし、四派共同で御提案させていただいたものであります。

修正案の要点は、次のとおりであります。

第一に、本法が、金融機関等の不良債権処理が現下喫緊の課題となっている状況に対応するためのものであることを明記することとした。第二に、取扱対象債権につき、原案で規定されていたもののうち、貸金業者の有する貸付債権については、金融機関系列の貸金業者が有する不動産担保つき事業者向け貸付債権に限定することとした。

第三に、悪質な取り立て行為を防止し、債権者の人権を擁護するとの観点から、債権回収に当たり、偽りその他不正な手段を用いることの禁止、利息制限法に違反する約定のなされた債権の回収の禁止、貸金業者から借り入れて弁済することを要求する行為の禁止、法律上支払い義務のない者に対する請求の禁止等、従来省令で規定する予定であったものなどについて、可能な限り具体的に法文に盛り込むこととしてその明確化を図った。上、暴力団員等の使用、白紙委任状の取得及び虚偽広告の禁止について新たに罰則を設けることとした。

第四に、本制度については、金融機関等の有する不良債権の処理に焦点を合わせた制度としてまずは新たに導入するものであることにかんがみ、五年後をめぐって実施状況等を勘案して検討を加え、必要な措置を講ずることとしたしております。以上が、修正案の趣旨であります。何ぞ修正案に御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。
○相沢委員長 次に、北村哲男君。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○北村(哲)委員 私は、提出者を代表して、自由民主党、民主党、平和・改革、自由党共同提案に係る修正案について御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付したとおりでありますので、案文の朗読は省略いたします。

この修正案は、本法案で定める金融機関等の根抵当権つき債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に、民主党、平和・改革、自由党共同提案に係る預金保険法の一部を改正する法律案に対する修正案に基づき、整理回収機構への改組が予定されている住宅金融債権管理機構が金融機関の資産の買い取りを行うこととなること等に対応するため、所要の修正を提案しようとするものであります。

修正案の主な内容は、次のとおりであります。
第一に、我が国の金融システムの一環を構成する保険会社について、これを本法案の適用対象となる金融機関等に加えることとしております。

第二に、金融機関の資産の買い取りを行うこととなる住宅金融債権管理機構について、これを本法案の適用の対象となる特定債権回収機関に加えることとしております。

以上が、修正案の趣旨であります。
何とぞ修正案に御賛同くださいますようお願いいたします。

○相沢委員長 次に、池田元久君。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案に対する修正案

金融再生委員会設置法案に対する修正案
預金保険法の一部を改正する法律案に対する修

正案
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○池田(元)委員 たいだいま議題となりました金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案及び金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する各修正案について、自由民主党、民主党及び平和・改革を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

これら修正案は、現下の金融の危機的状況を打開し、我が国金融の再生化を図るといふ与野党共通の認識のもと、本委員会での審議を踏まえ、精力的に協議を行い、取りまとめたものであります。

初めに、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案に対する修正の要旨は、

第一に、原案では、預金保険機構は、金融再生委員会が講ずべき施策に関する事項等に関し、金融再生委員会に対し意見を述べることができるとなっておりますが、これに日本銀行を加えることとしております。

第二に、原案における金融整理管財人による管理、特別公的管理等に係る裁判所の認可の規定を削除するとともに、金融整理管財人による管理の開始事由に、「当該金融機関の業務の運営が著しく不適切であること」を加えることとしております。

第三に、破綻した金融機関の業務を承継するブリッジバンク制度を創設することとし、その設立は預金保険機構が直接行うこととしております。

第四に、金融再生委員会は、銀行がその業務または財産の状況に照らし預金等の払い戻しを停止するおそれが生ずると認める場合にも、特別公的管理の開始の決定ができることとしております。また、特別公的管理銀行の株式の対価の算定基

準は、純資産額を基礎とすることとしております。

第五に、預金保険機構の業務として、金融機関等から資産を買い取ることができるとするとともに、その業務を、特定整理回収協定を締結した銀行に対し、委託することができることとしております。

また、機構は、破綻金融機関、または本法の規定に基づき特別資金援助または損失の補てんを受けた特別公的管理銀行の営業を譲り受け、またはその株式を譲り受ける金融機関の発行する株式の引き受け等ができることとしております。

第六に、金融再生委員会が設置されるまでの間は、金融再生委員会の権限を内閣総理大臣が代行できることとしております。

次に、金融再生委員会設置法案に対する修正の要旨であります。金融再生委員会の所掌事務は、現行の金融行政に関する総理府の所掌事務と、金融機関の破綻の処理等に関する事務及び金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案事務とすることとしております。

また、金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案事務及び預金保険機構の監督に関する事務は、金融再生委員会と大蔵大臣の共管とし、農水産業協同組合貯金保険機構の監督に関する事務は、金融再生委員会と農林水産大臣及び大蔵大臣の共管とすることとしております。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案に対する修正の要旨は、

第一に、原案では、預金保険機構の出資により整理回収機構を設立することとしておりますが、これを住宅金融債権管理機構と整理回収銀行を一体とした株式会社組織として、整理回収機構を創設することとし、その際、住宅債権管理機構が整理回収銀行を吸収合併することとしております。

第二に、破綻金融機関の取締役等及び取締役等であった者に対する罰則つき質問権を預金保険機構に付与し、その責任の追及を行うこととしております。

第三に、特定合併については、平成十一年四月一日から廃止することとしております。

次に、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正の要旨であります。金融再生委員会設置法案の修正が行われることに伴い、所要の修正を行うこととしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○相沢委員長 以上で各修正案の趣旨の説明は終わりました。

○相沢委員長 これより各案及び各修正案を一括して質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本有二君。

○山本(有)委員 本場にきょうの締めくくり総括、感慨深いものがございます。八月十一日に委員長、理事の互選がございました。私も理事の一人にさせていただきますが、そのときにはまさか十月の声を聞くというようには全く思ってもいませんでした。意外な展開でございましたが、しかし、皆さんが与野党ともに大変御努力をされて、いわば難産に難産を重ねた上で、与野党という夫婦の間でできた子供がこの修正案だというふうな気がいたします。難産の子はよく育つ、こう申しますが、よく育つて日本の危機を救っていただきたいと、まず冒頭、念じ上げるものでございます。

そして、委員長初め、総理、大蔵大臣、各閣僚、また理事、委員の皆様、そして実務者と言われるこの席にいらっしやらない徹夜を重ねてきた方々に、心よりその御苦労に感謝、また敬意を表させていただきます。

さて、提案者の池田先生、実にこの修正案の立て役者であるというように存じております。先生がこの、いわば世界の国際金融の姿、今の日本の現状、こういうものを想起しながら修正案のスキームをつくられたことであろうというように思

今、日本のマネーセンターバンクは十九行、大手十九行というわけですが、大競争時代に当たって、この厳しい国際社会、マネー競争に勝ち抜けるかどうか、それを今ここで準備しておかなくてはならぬというのが今回の安定化の法案であつたらうというふうに思います。

とすると、十九行のままでは済まない時代がやがて来るというふうに思いますが、さて池田先生、このマネーセンターバンク十九行、多いと思われるのか少ないと思われるのか、あるいはどれぐらいにしたらいいのか、そして、やがて理想的にはどういふ邦銀の姿がいいのか、先生にお聞かせいただきたいと思います。

◎池田(元)委員 池田でございます。

冒頭、山本委員の御発言でございますが、ここまで協議を進めてきた結果、現在の金融危機に対応できる骨太のスキームを準備する法案の提出として質疑にこぎつきましたことについて、山本委員の御努力に感謝を申し上げる次第であります。

さて、今お尋ねの問題でございますが、銀行の数の最適値は、当然のことながら金融システム全体の中で需要と供給の関係で決まるといふふうに考えます。我が国における直接金融と間接金融のバランスは、諸外国と比較すると著しく間接金融に偏っていることは委員御存じのとおりであります。まずはその点から議論をすべきだと考えます。

個人的な意見といえますが、これはいろいろな条件といえますが、今日日本における資金の問題、国際的な関係等々ございますが、銀行の数については、今ある大手十九行は多過ぎる。しからばどの程度の数がいいのか。これは今後の再編の行方にもかかっておりますが、半分以下でも十分ではないかというふうな感じがいたします。

ただし、今申し上げましたように、銀行の再編を進める際には直接金融市場の拡大も同時に進めるべきでありまして、今後の重要課題として具体

策を検討してまいりたいと思っております。

◎山本(有)委員 間接金融にゆだねるところが日本の銀行、産業ともに多い、したがって少なくなるべきだということは、与野党ともに共通であつたと私は思います。

そこで、その手法としまして、宮澤大蔵大臣を中心に、合併というソフトランディングを考えたのが与野党。そして、破綻という、弱肉強食の中で生き残るものこそ選ばれたものであつて、それが大競争時代、国際社会で活躍する日本の代表選手なりというのが野党の考え方。

しかし、我々与野党としましては、どうしても破綻をさせると連鎖倒産があり、また失業者が起これというふうな社会混乱も招くだろう、そういう意味におきましての社会コストを考えてきたつもりでございます。

そんな意味で、池田先生は当初、野党案、破綻ですべての大手センターバンクの数を少なくするというスキームをとっていらつしたたのではないかと、こう想像するわけですが、社会コストの面、これに対する池田先生のお考え、そしてコストをかけない方法で今回このスキームが修正案ができたのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

◎池田(元)委員 我々は、破綻を進めて再編成に持つていくというふうな考えはとっておりません。そういう見方があるとすれば重大な誤解であります。

私たちは、今山本委員もおっしゃったように、銀行業界は再編を迫られる、それをいかに、破綻といひますか、社会的コストを少なくして再編に持つていくかということを考えなければならぬと思ひます。

今、銀行のいろいろな業態といひますか、それから都市銀行、いろいろ見てまいりますと、何でも売るデパートではなく、個性のある商品を売る専門店のものも必要です。そういった銀行がみずから進むべき道を選ぶ、そして自助努力でやるというのが基本でございます。

ただ、非常に深刻な不良債権の額、どうしてもそこは整理されるところも出てくるであろう。しかし、その場合には、やはり社会的コストを最小にする、この原則を堅持していきたいと考えております。

我々民主党が当初考え、そして三党で一緒に提出した、さらには自民党も加わつて共同修正するこの金融再生法案は、殊さら破綻に持つていくとかそういう趣旨ではなくて、まさにその場合には管理された破綻、秩序立った破綻ということを考えております。

しかし、そこまで破綻に至つた経過の中で、銀行経営者の責任も大きい、そして株主責任も明確にする、その上で法人格を継続して一時国有化という方式でございます。今あるスキームの中では影響を一番回避できる、少なくともできるスキームであると私は思っております。

◎山本(有)委員 マネー競争という言葉がございしますが、血を出さない戦争を各国がやつていると言つても過言でない厳しい時代であろうというふうに思っております。

第二次世界大戦のときに我が国が受けました物損、人的損害を除いて、それは国の資産の約一五%が失われたとございます。パブル崩壊によりまして、今日までの土地、株、そのほかの資産の下落を想定いたしますと、ほぼそれに匹敵するわけでございます。そう考えていきますと、いやは今日は困難でございます。野党、与野間問わず、国の大事を守つていくという今回の修正案の方式は大変見事なものであつたと思ひますので、今後とも、そこにお並びの提案者の皆様、その困難をともに乗り越えていくという覚悟をお願ひさせていただきます。心より存じますので、どうぞよろしく願ひ申し上げます。

さらに、次に小淵総理にお伺ひいたします。私は、六、七月ごろのアメリカの態度というのは、日本バッシング、ジャパン・バッシングが大変強かつたように思ひます。どんどんどんどんたけはニューヨークの株価が上がつていくという

ような、そんな姿のように見えてなりません。しかし、ここに来て、ニューヨークの株に影響が見えます。きょうの夕方を調べますと、ニューヨークの終り値が七千六百三十二ドルで、マインス二百十ドルというわけで、決してあのころ、七月、六月のころではありません。

私は、日本を余りにたたくばかりに、実はアメリカの信用というのは、アメリカの債券を日本のお金で買ってつたというのを忘れておつたのではないかと。すなわち、日本がアメリカの米債を買つたことによつてアメリカの信用はどんどん上がつていった、そしてアメリカのニューヨークの株式も評価が高くなつた。ところが、日本をたたくことは自分をたたくことにつながるといふことになつて、今アメリカの株式も落ちていっているのではないかと。すなわち、一衣帯水が日本とアメリカの関係にある。

だから、この間の小淵総理のクリントンとの会談、私は、そこまで言うのか、内政干渉に匹敵するのではないかと。思うところ、言葉もありません。けれども、むしろそれは、心配する余りにいけば共感、支援をするという気持ちでアメリカにもわいてきたのではないかと、そんなふうな気がいたします。

つまり、今回この修正案をまとめて、それを小淵総理がアメリカにどういふメッセージを送るかということもまた大切な話になつてくるのではないかと。思いますけれども、全世界に対して、特にアメリカに対して、小淵総理、きょうこうして締め絵が行われ、この事態についてどのようないメッセージをお送りになるつもりがあるか、お聞かせいただきたいと思います。

◎小淵内閣総理大臣 日米間は余りにも親しき間柄でございますので、あらゆる点につきまして我が国に対しては御発言があります。これをアメリカ側の我が国に対する内政干渉ととらえるか善悪ある御忠告ととらえるか、さまざまでございますが、この金融問題につきましては、過去アメリカも八〇年代にいろいろ経験したことにかんが

みまして、その経験に基づいて我が国の現状につきましても非常な憂慮をしておたことは事実でありまして、その点につきまして、日米首脳会談におきましても本問題を取り上げられました。

私といたしましては、現下、国会におきましてこの問題に精力的に取り組んでおりまして、必ずやよい結果を生み出されるものである、したがって、このことは、世界第一、第二の経済大国たる両国がこの金融問題をめぐってきちんとした対応をするということは世界の経済の安定につながることだ、こういうことを申し上げて、このことは評価されたと思います。

したがって、今日、こうして話し合いがまとまり、法律として制定をされる方向に至っておりますことは、アメリカのみならず、世界の金融あるいはまた通貨の關係の皆さんのみならず、必ず世界経済に大きな、よきメッセージが送られるものと確信をいたしておりますので、何とぞ一日も早い成立を心からお願いいたす次第でございます。

○山本(有)委員 同じ趣旨で、大蔵大臣、G7に今夜立たれるわけでございますが、この安定化の法案が相調いました。果たしてどういふメッセージをG7の各国の蔵相の皆さんに、今我々こうして準備ができたという意味のことをどのようにお伝えになられるか、お聞かせください。

○宮澤國務大臣 各党のお力添えによりまして関連法案が願わくは本日中に衆議院で成立するという情勢を折っておるわけでございますが、そのような場合には、今までアメリカが心配しておりましたのは、一つは、長銀問題ということに象徴される長い間の国会における御論議がいつ終結するかということであつたわけでございますが、それが今度法案の衆議院通過という形で、参議院の問題は残っておりますけれども、ここまで来たということではアメリカとしても評価をしておることと思ひます。

ただ、御指摘のように、先般の小淵・クリントン会談の際に、いわゆる今の私どもの言葉で申せば早期健全化スキームというのがあそこにごさいますクリントンの発言の背景でございまして、その問題についての処理はまだついていないなどということは当然先方も大変に関心を持っておりまして、殊に、最近、ウォールストリートにおきまして御承知のようにヘッジファンドが倒壊いたしましたときに、ニューヨーク連銀の總裁が主導して各行から金を集めてこれに対処したというまこととに異例なことがあつたばかりでございまして、そういうような意味での健全化スキームがどうぞこの国会で成立してほしいということは当然先方が申すことであらうと思つております。

○山本(有)委員 終わります。どうもありがとうございます。

○相沢委員長 これにて山本君の質疑は終了いたしました。

次に、仙谷由人君。

○仙谷委員 津島雄二議員から洗脳されたと言われております仙谷でございます。洗脳されたかどうかは本日の最大テーマではありませんけれども、本日、いわゆる破綻処理に関する金融再生法案、整理管財人を通つていくルート、あるいは公的プリッジバンクというやり方で整理と再生を目指すルート、そして一時国有化という方式、概括的に申し上げますとこういうやり方を骨子とする法案になつたわけでございまして、誠意を持って修正協議を進めてまいつたと私は思つておるのでございまして、これを、野党案を換骨奪胎をしまして、こういう表現もされておるわけでござい

ます、宮澤大蔵大臣にお伺いするわけでございしますが、野党案の骨を何か取りかえるということにこの法案はなつておるといふふうにお考えでしょうか。

○宮澤國務大臣 この委員会の御審議の過程でしばしば申し上げたことと申しますけれども、大変な状況になつて、我々としても経験のない法的な枠組みを考えるわけでございますから、政府が

御提案しておるものがベストだといふふうには決して申しません。各党におかれて御審議の結果、ベターなものができれば喜んでそれを行政に使わせていただきたいということは何度も申し上げました。総理もそういう御発言をしておられました。

そういう結果として、このたび成案ができました。政府が最初に考えたことは必ずしも一絡のものではございませんけれども、長い間の御審議の結果として、非常に金融機関に対しては厳正な、いわゆる甘いことで国民の税金を使つてはいけないという、それから、やはり金融機関たるものはいわゆるディスクロージャー、自分に厳しくなければならぬという、そういう思想が強く盛り込まれました修正案が誕生したそうとしております。

そのことは、私は、問題をとにかくここで処理するための仕組みをつくつていただくという意味で極めて有意義であつたと思ひます。また、そういう修正がなされたことの意味についても私としては十分理解をいたしております。いわば百尺竿頭一步を進めるとも申し上げることがい

いのかどうか、そういう気持ちで修正の結果を拝見しているところであります。

○仙谷委員 我々も、野党案でも今の日本の金融が置かれた種々の条件を考えるとまだ甘いのではないかと、もつと抜本的に構造改革を進めるような法案を用意すべきだつたのかなと思つたりもしながら審議をしておつたわけでございまして、しかし、宮澤大蔵大臣のかねがねの御主張あるいはこの度の審議の御主張からいいますと、一時国有化、株式の強制即時取得、この我が野党案ではないかと思つておるところでございます。

この点については、大蔵大臣の思想や考え方や御経験に基づいてどうしても許せないもの、こういうお考えがあつたのじやないかと思ひますけれども、もう今回は矛をおさめたといひますか、納得されたんでしょうか。

○宮澤國務大臣 先ほど山本委員と提案者池田委員との間の質疑応答の中にございしましたが、何しろ今我々が不良債権と考えておるものは、かつては優良債権のようにして膨大な金額が日本経済を支えておつたわけでございまして、それが急速に整理されますと日本経済はどうしても、勢い、金融が収縮をする、いわゆる貸し渋りになるといふことは、これはもう勢いとしてはやむを得ないところである。

ならば、それが急速に訪れず日本経済がここを乗り越えれば一番うまいという気持ちは、これは仙谷委員も御質問の中に出しておられました。これは、そういう命題が片一方でありながら、しかし、これからの金融機関はビッグバンの世界であるからそう生易しいことではやれないよ、厳しくという、厳しくやればやるほどやはり多少金詰まりの方にそれは行くということは論理上やむを得ないことと申しますが、その間のちよつどの辺がいいかということをおそらく委員の皆様と私が議論をしておつたことと思ひます。

しかし、修正案として今でござつた案を拝見しますと、それに対して日本経済が対応していくのだ、そういうふうな考えをみますれば、なるほどそれは納得のできることでありと納得をいたしております。

○仙谷委員 そこで、津島先生にお伺いしなければならぬのですが、換骨奪胎というのは、どういふ骨を抜いてどういふ子供を取り出したのか。そして、洗脳をしたとおっしゃるのだけれども、呪術を使つたのか妖術を使つたのか、あるいは麻原何がしのようにマインドコントロールしたのか、わかりませんが、何が言いたかつたのでございませうか。

○津島委員 仙谷委員御指摘の報道によりまして皆様方に御迷惑をおかけしたとすれば、私は申しわけなかつたと思つております。

ともに修正案の作成に汗をかいてきた仲でございますから、私とその報道の内容について納得いかないものがあると感じておること、そして決し

て私の真意を伝えていないであらうということについて、仙谷委員も御理解をいただけるのではないだろうかと思っております。

○仙谷委員 私、このいう時代でありますから、党内で異論、俗論、いろいろな論理があつて、与党の実務者協議に出てこられた方々も相当厳しい局面や苦しい局面がおりになったと推測することにはたたくはないわけでありませうけれども、だからといって、そういうアンシャンレジームといいますが、古い頭の方々がマーケットの動向について何ら理解を示さない方々ややはりこは正面から闘つていただかないと、この人々をなだめたりごまかしたりするために野党の我々を誹謗中傷することは許されないと私は思つているところでございます。

引かれ者の小うたぐらひの話であれば、我々も、かわいものだ、こういうふうな度量を示すところもあるわけですが、洗脳とまで言われますと、総理大臣笑つていらつしやるけれども、洗脳とまで言われますと、これは何か一段高い立場に立つ人が、自由に池田さんの頭の中身を入れかえて操つたような話になるわけでありませうから、これは名譽毀損にとどまらずに侮辱になるのじやないか、こういうことで私も聞いております。そして、それは私とか池田委員だけではなくて野党全体に対する侮辱になる、こういうことで、昨夜はそれほど怒りは込み上げなかつたわけですが、けさになりますと、少々これは怒りにまで到達してきましたので、もう一度はつきりとこの発言の客観的な、我々に対する誹謗中傷というか侮辱といいますが、一生懸命誠実にお互いに党内を説得しながら議論してきた、この過程をお互に壊すようなこういう発言について、もう一言釈明をしてください。

○津島委員 先ほど申し上げましたように、そのような報道で御迷惑をおかけいたしましたとすれば申しわけないと思つております。そこに書かれております言葉等々を含めて私は納得いかないものを感じておりますし、我々がと

もに汗をかいて立派な成案を仕上げたということに仙谷委員も理解をしておられるし、また、そのような立派な案を仕上げることもできたことについて、野党の皆様方の大変な御見識にも敬意を払つておるところであります。

○仙谷委員 そこで、修正案の関連で大蔵大臣に少々お伺いしたいわけでございます。

修正案に金融再生勘定という勘定を新たに設けて、そこにある種の金額を積み。これは、十三兆円スキームをなくした、金融安定化法を廃止したかわりに、今度は、いわゆる公的管理に係る費用、あるいは一時的に株式を取得するに必要な費用、あるいは、その後、公的管理の後再生させた公的銀行の株立をするといましようか資本金をつくる、例えばそういうことに必要な費用をつくらうではないかということでは案ができたわけでございます、スキームができたわけでございます。

それで、この金額を幾らにするか。それはある種政府の専権事項かも知れませんが、余り急いでいらつしやるものですか、国会で予算措置をとつたらどうか、つまり、予算総則上何兆円かの保証措置をとることを明記した予算総則を提案されたらどうかということもきくのも相当お勧めをしたわけでございますが、どうもおかしいことに、与党側が拒否される。そして、政府においてもそれほど積極的であるかのような発言が聞こえてこないという状況でございます。

金融機関が打たれるのだというふうな議論とか、とにかく急いでくれ、今マーケットは危ないのだというふうなことを言いながら、我々も作業を急いだわけでございますけれども、にもかかわらず、この段階になって予算措置をとらうとしな

い。これは何なのですか、大蔵大臣。

○宮澤國務大臣 昨晚の御協議におきまして、この点が「政府・与党の責任において可及的速やかに措置する」と合意されましたことを承知をいたしております。

したがって、政府としては、これについての対応を早速に考えなければならぬ立場にございまして、部内では既にいろいろな検討を始めております。まだこの協議に参加されました与党の委員たちとお話をしておりませんで、ちょっとそこのお時間をいただきたいと思つておりますが、何らかの形でできるだけ早く対応しなければならぬというふうな考えをしております。

○仙谷委員 平和の坂口先生も踏まえて、もしそういう措置をおとりになるのだしたら、短期間でも、あるいは超短期間でも国会で通すことをお約束してもいい、そこまで協議の場でお出るのですけれども、いや、だれでもできないのだと。つまり、このことは、この国会は十月七日までしか会期が一応ないことになっておりますけれども、予算措置をとらなかつたということが、もしそのことが原因になって何らかの事態が発生したとすれば、これは政府の責任であると私は申し上げておきたいと思つております。

それから、時間がそれほどございませんで、財政と金融の分離についてでございます。

この財政、金融分離については、長い長い歴史の中でようやく今回こへたどり着いたわけでございます。分離問題の前に、大蔵大臣、私、今回のこの審議の中で拝見をしております、今の事態は、金融監督庁と大蔵省、そして預金保険機構の中に金融危機管理審査委員会というのがあつて、どうも三本立てになつて責任の所在が非常に無責任になつておる。こういう金融の危機的な状況、金融危機管理といましようか危機対応といましようか、そのことに際して、この二元的、三元的行政のあり方というのは、何らかの形といまいますか、払拭しなければならぬ、この感を実態的に感じたところでございませう。

金融行政を、つまり特に危機管理対応については一元化しなければならぬ。そうだとすると、金融監督庁をもう一回全部大蔵省へ戻すか、あるいは財政と金融の分離ということが、財政的事情によつて金融政策がゆがめられてきた過去の日本

の金融行政の反省の上になつて、金融行政を財政から分離した方がいいのだ、そしてそれが世界の潮流だ、もしこういう認識ならば、これは金融部門を独立させる、あるいは財政部門をどこか別のものにする。金融行政としては一元化した方がいいのだという、まず結論があるのかないのか、あるとすればどのような方向で一元化するのか、つまり分離をするのかそうじやないのか、このことについてお答えをいただきたいと存じます。

○宮澤國務大臣 ただいまの改編後の制度が、これはやはり、一つはできましてまだ日が間もないといふことがございませうし、したがって担当者必ずしも仕事にすぐになれないといふようないろいろな理由がございまして、仙谷委員のおっしゃいますような感想をあるいはお持ちかもしれませうが、私はその中におりまして、日がたつにつれてこれはうまく動くようになる、そういうふうな考えをしております。

ただ、それにいたしましても、実は今の姿が、やはり最終的に金融庁というものになつて着く、それまでの中途の姿であるといふことは私も感じております。ですから、したがって、中央省庁の改革という枠組みは金融庁を想定しておりますので、そこへ行き着くまでの途中の姿といふ意味では、やはり多少おつしやいますような問題を持つておるといふことは私も感じております。

○仙谷委員 私は、今の事態、そして今回の大蔵省、金融監督庁、そして金融危機管理審査委員会の対応というのを見ておりますと、今おつしやつた中央省庁等改革基本法の中で、二十八条八号で、当面の間、金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案について財務省に残すというふうな決めたのは誤りである、これはできる限り早く一元化しなければならぬ、大蔵省あるいは財務省からこれを分離して金融庁の方向に一元化する、金融庁はこの中央省庁の改革基本法に年限的にはとらわれずによつた方がいい、金融庁ができる前には金融再生委員会に金融行政全般を、そしてとりわけこの金融破綻処理制度、金融危機管理

に関する企画立案を一元化した方がいいというふうに考えております。

大蔵大臣、いかがでございますか。

○宮澤国務大臣 その問題は中央省庁改革の際にも非常に議論になりました、たゞいま法律の定めであらうふうになっておりますのでございませぬが、このたびのこの問題を通じての仙谷議員の御議論もよく承っております、たゞいまの問題は一つの御意見として十分に私も検討いたしたいと思っております。

○仙谷委員 時間が参りましたので終わりますけれども、いずれにしましても、昨日の合意、そして党首会談の合意があるわけでございませぬから、完全な財政・金融の分離、完全な分離、そして金融行政の一元化、このことについて、総理大臣、よく御理解の上、約束どおり実行をしていただきたいと存じます。

一言、決意のほどをお願いします。

○小淵内閣総理大臣 十分検討いたします。

○仙谷委員 いや、検討じゃ困る、実施しますと言わなきゃ……。

終わります。

○相沢委員長 次に、上田勇君。

○上田(勇)委員 平和・改革の上田でございます。

これまで与野党の協議に携わってこられた皆様方の連日にわたります精力的な話し合い、また御努力に対しまして、心から敬意を表するものでございます。

きょうは、まとまりました内容等につきまして若干の質問をさせていただきますが、初めに、今の景気動向、経済情勢につきまして、ひとつ総理にお伺いしたいというふうに思います。

昨日、日銀の短観が発表になりました。業況判断指数、DIが主要製造業でマイナス五・一、これはバブル崩壊後の最低水準に近い数字まで落ちてしまった。このDIは、平成九年はプラスであつたわけでありませぬけれども、それが一年数カ月のうちにこのように本当に先行きに対する非常に悲

観的な見方が支配的になってしまったということがあります。今日のこの深刻な不況の引き金になったのは、これは消費税の引き上げ、特別減税の打ち切りなどのことがありますが、またさらに、その後の経済対策についても、余りにも遅く余りにも小さかったということが挙げられているわけでありませぬ。また、先ほど政府、総務庁の方で発表されました雇用についての情勢についても、依然として大変厳しい情勢が続いているということが発表されたところであります。

総理は、訪米されたときに、この委員会でもたしかニューヨーク・タイムズの記事とかが引用されてお話が出ていたけれども、やはりこれまでの、金融問題についても何年も放置してきて適切な対応をとらなかつた、あるいは増税や緊縮財政などの政策、こうした経済政策の誤りが今日の日本の経済について大変な状況になってきた原因の一つであるというふうにその記事では私拝見したのですけれども、そういうふうには述べられておりまして、総理の率直な御意見、私も全く同感でございます。

そこで、総理、今日の我が国の置かれている非常に深刻な経済情勢、どのように御認識になつているのか、また、その原因をどういうふうにごえられているのか、また、これまでの内閣においてとられてきましたマクロ経済政策、金融問題の対応などについてどのように評価されているのか。このニューヨーク・タイムズの記事では非常に率直な御意見をおっしゃっていたというふうに報道されておりますけれども、その辺につきまして総理の率直な御見解を伺いたいというふうに思います。

○小淵内閣総理大臣 我が国経済の最近の動向を見ますと、アジア地域の通貨・金融市場の混乱、金融機関の経営破綻などを背景にいたしまして、個人消費を初めとした最終需要が低調になるなど、景気は依然として低迷状態にあり、現在極めて厳しい状況にありませぬ。こうした状況は、今上田委員御指摘のように、昨日公表されました日本

銀行の企業短期経済観測調査でも確認をされたところでございます。

景気の低迷が長引いている背景には、金融機関や企業の不良債権、日本の経済システムの制度疲労、産業の空洞化などの問題があり、これらが景気回復の妨げとなっているものと認識をいたしております。

この日本の景気につきましては、従前、政府といたしましていろいろな対策を講じてきたところでございます。総合経済対策につきましてもその実施に全力を挙げておるところでございますが、実質的に、こうした中で第一次補正予算の執行その他につきましても、実態的にはその執行がややおくれぎみになっておるような点も、なかなか回復基調に至らない点の一つというふうに認識をいたしております。

そこで、お尋ねの、私が訪米いたしましたときにニューヨーク・タイムズでいろいろとお尋ねがありました。そのときに率直に申し上げましたのは、昨年の十二月に、私、外務大臣として訪米いたしましたときに、ルービン財務長官から、日本の金融システムのあり方につきましてもお話ししたいということで、お聞きをいたしました。当時外務大臣でございましたので、この点につきましても十分認識はいたしました。当時におきましては、日本におきまして、財政法改正の問題等もございまして財政再建ということが最大の課題であつたということでございまして、なかなか当時として経済政策の大転換を図り得るという立場でございませぬのでした。自分自身の反省も込めまして、私の内閣になりましたからは、この点について大きな転換を図り、減税あるいは第二次補正予算の問題等に取り組んでおるということ率直に申し上げたわけでございます。

そうしたもろもろの政策を打ち出すということによりまして、今御指摘のありました、大変厳しい低迷状態にあるこの日本経済を少しでも改善すべく最善の努力をいたしたいと改めて認識をいたしておる次第でございます。

○上田(勇)委員 いろいろお話をいただいたのですが、これまでの政府のとつてきた財政政策、マクロ経済政策についてどのようにお考えになつておるかというところは直接お話をいただけたのですけれども、昨日の新聞報道では、政府が今年度の経済成長率をマイナス一・八%に修正するという報道がございました。当初はプラス一・九%ということでありませぬので、三・七%という大幅な下方修正でございます。もちろん、いろいろな情勢等があつたことではありませぬが、このように三・七%という大幅に修正するというのは、やはり今年度あるいは昨年度から続いている経済運営、経済政策、これに大きな誤りがあつたということではないかというふうに思うわけでありませぬ。

しかも、このマイナス一・八%というのも、例えばIMFの経済見通しでは、これは年度と暦年の違いがあつて単純に比較はできないにしても、マイナス二・五%と厳しい予測をされているわけでありませぬ。

このように、当初一・九、これは予算委員会あるいは各種委員会等でも我々野党が、本当に一・九%できるのですか、経済対策、景気対策が不十分なのにそんな経済成長率が達成できるのですかと何回にもわたつて質問をし、ただしてきた点であります。そのときに、いや、今の政府の経済運営でこれは達成できるんだということを、もちろんそういうふうにお考えなのでそういう数字を出したのだと思うのですが、そういうふうにおっしゃつていたわけでありませぬが、実際にそこからマイナス三・七%という大幅な下方修正、これはこの間の政府の財政政策、経済政策、マクロ経済政策の誤りだということに私は考えますけれども、総理、いかがでございますでしょうか。

○小淵内閣総理大臣 最善を尽くしてまいつておると認識をいたしておりますので、誤りであつたということをおっしゃることはできないかと思つて、適時適切に対応ができたかと言われれば、この点についての反省はいたしております。

こう申し上げたわけでございます。

I MFのこの見直しも御指摘がありましたし、また、日銀短観も先ほどありました。日本の今の政府といたしましてどのような見直しになるかは金融経済企画庁で十分精査いたしておるところでございますが、いずれにしても厳しい状態であることは間違いないわけでございますので、全力を挙げてこれが回復のために努力をいたしてまいりたい、このように考えております。

○上田(男)委員 この問題については、これまでいろいろな場面でも、政府の当初の経済見直しについて、余りにも甘過ぎるのじやないか、対策も不十分ではないかというのが野党側からいろいろと指摘をさせていただいた点でありますし、この現状から一刻も早く回復するために、ぜひ経済対策についてもここからまた大いに議論していかなくてはならないことだとこのように考えているわけでありませぬ。

ちよつときょう、時間が限られておりますので、この問題については後日に譲るといたしまして、金融再生法案の中身につきまして若干質問したいと思つております。

まず、昨日、与野党で合意に達しまして覚書が結ばれたわけでありますけれども、きょうの日経新聞には、「情報開示の基準不透明 運用に多くの課題」というような題で報道がされております。この部分につきまして、この覚書を読みますと、確かに、「金融再生緊急措置法案第七条について」とところで、これを読みますと、非常に難しい表現になっております。

そこで、まず最初に、この協議にもずつと携わっておられました野党の提案者の方にお伺いしたいと思つております。

この「資産の査定」の公表を、国際会計基準を勘案して、速やかに実施する。これはそのとおりなんだと思つておりますが、「ただし、中小零細企業に対する信用収縮が助長されないよう、実施時期、公表内容等について十分な配慮を行うものとする。」これも実際、そういった中小零細企業に

対する信用収縮の問題というのが重要な問題であるといふのは私も承知してはおりますけれども、ちよつとこれでは、「十分な配慮」といふような表現、なかなか具体的にどういふようなことなのかわかりにくい。それがきょうの新聞報道でもこのいふような表現になっておられるのだと思つております。ここに、野党側の交渉担当者の方から、もう少し具体的にこれはどういふブリーフィングをしていふのか、その辺、御説明をいただければと思つております。

○西川(知)委員 上田議員にお答えいたします。まず、金融再生緊急措置法案の第六条と第七条の規定が置かれております。そこで、第七条は、金融機関すべてについて、資産の査定を行った場合には義務的にその結果を公表しなければならぬということになっております。したが、いま申し上げたように、金融機関の中には、いわゆるマネーセンターバンクもございませぬ、そうかと思つたところ、それはほとんど無関係ないわゆる小さな地方の金融機関、信組、信金等もございませぬ。それを同じように取り扱うということ、特に中小零細企業に対する信用を多くしている信組、信金等に非常な悪影響が及ぼされるのではないかと、そういう懸念がございませぬ。

そこで、そのことに対しては、例えばこの資産の公表の実施時期、例えばマネーセンターバンク等については来年の三下期等から予定をしておられるところでございますが、これを、そういう事態にかんがみて若干配慮し、おくらすということも考えております。

また、その公表内容につきましても、今一番問題となつておられるのはいわゆる第二分類でございませぬ。要注意先債権、これについて、例えばこれを細分化して、そしてそれぞれについて引き当て率、個別の引き当て率をきめておいて、それを公表させる等々の議論がございませぬが、こういうことについても、先ほど申しましたように、銀

行、いわゆる金融機関の大小等によって区分していく必要があるのではないかと、こういうふうに考えている次第でございませぬ。

一つつけ加えさせていただきますが、「国際会計基準を勘案して」といふのは、これは会計基準を勘案してということでございます。例えばSEC基準というものが現在国際基準であるからこれに合致するというものではございませぬ。自己査定の結果と、そしてSEC基準の結果というものがございませぬが、その中間あたりのこと、これについても当然のことながら内容について公表をするということもあり得るということでございます。

以上でございます。

○上田(男)委員 今の御説明では、いわゆる中小零細企業を主な融資先としておられる中小金融機関これに対しては、やはりマネーセンターバンクと同じ取り扱いはすると中小零細企業に対する貸し渡り現象が非常に深刻になって、その意味での信用金庫、信用組合などに対する特例が必要であるという御説明だったというふうに思つております。

それで、ぜひちよつとここで政府にお伺いしたいのです。今野党の提案者からそういう説明があつたんですが、この資産の査定及び公表につきまして、政府の方として、今のようにならざるを得ないという運用がされるのかどうか。その辺、確認をさせていただきたいと思つておられますが、よろしいでしょうか。

○伏見政府委員 お答え申し上げます。今先生が御質問になられたように覚書には規定されてございませぬ。具体的な資産査定の際にも今後適切に対応してまいりたいと思つておられます。

○上田(男)委員 ちよつと何が適切というのか、もう一つはつきりしませんけれども、これは、これからの運用について、与野党、野党の中で、さらさらが詰まつていく過程だと思つておられます。

いかなければいけない点であるというふうに考える次第でございませぬ。

それで、時間がもうございませぬので、最後に一言だけちよつと質問したいんですが、明日からG7、I MF総会、宮澤大蔵大臣がきょう御出発ということでございます。一連の国際会議がワシントンで開かれます。

報道等によりまして、そのG7におきましては、短期資本移動の規制策、あるいはヘッジファンドなどの国際投機資金の監督強化、情報公開、そうしたものが議題に上がるということが報道されております。これについてはこれまで、アジア各国は、市場が混乱する最大の原因というふうな指摘もございませぬ。この規制や監督強化について、アジアの国々はむしろ強化すべきであるというふうな立場であるというふうに思つております。一方、アメリカは、最近大手ファンドの経営危機などもあつて若干変わつてはいるというふうにも何つておられますが、おおむね規制には消極的であるというふうな理解をしております。

それで大蔵大臣、日本としては、この短期資本の問題、ヘッジファンドの問題などにつきまして、G7の場においてはどのようなお考えで対処されるのか、また、今後こうした短期の資本あるいは投機的な資金につきまして、我が国としてどういふ監督、規制等をお考えになつておられるのか、概略で結構でございますので伺いたいというふうに思つております。

○宮澤國務大臣 まさに御指摘の問題について自由な討議が行われる。その中で、おっしゃいますように、一つの立場は、今日デリバティブスまで広く行われるようになりまして、今、短期資本の移動をもう一遍その制限の箱に押し込めるといふことは無理ではないかという考え方も、それにしても、今回、昨年来東南アジアに起こつたこと、あるいは現在ロシア等が行つておられることは、現実の問題としてそういうことになつておられるのではないかと、二つの極端なポイントからの議論が詰まつていく過程だと思つておられます。

んですね。これは資産の買い取り基準ですけれども、金融機関の資産を買い取る場合の価格は、当該資産が回収不能となる危険性を勘案して、適正にとり言葉がありますけれども、定められなければならぬという事は、要すれば、買い取る資産が回収不能、ゼロ価値になるかもしれないという事を考えて買取りたいという事、ということとは安値で買っていいよということなんです。これは、形を変えた公的資金の注入にほかならないわけです。安値で買取りすることができるようになる。まあ、後で御答弁願いたいと思います。

それから第六十条で、協定承継銀行、いわゆる公的プリッジバンク等について、資金の貸し付け、債務保証、損失の補てんということも行つて、それができるようになったということでもあります。それから、やはり一番問題になるのが第六十三条で、株式等の引き受け。これは、特別公的管理銀行の譲り受け銀行、受け皿銀行となったものに対して、もう株式の引き受け等ができるというふうになっている点であります。

それから、おかしなのは第六十七条なんです。ね。「金融再生勘定の廃止」ですけれども、これは「金融再生業務の終了の日として政令で定める日」ということになっておりまして、二〇〇一年三月三十一日までに終わるのなら話はわかるんですけども、これは一体、いつまでも使おうとするという意思のあらわれか、このように考えざるを得ないわけがあります。

七十二条です。これは、特別公的管理銀行に対して預金者等の保護のために資金援助ができる。これは、十七兆円の方の特例業務勘定のお金、これもつぎ込んで資金援助をすることができ、こういうふうな規定にまでなっているわけです。

要するに、今申し上げたように、何でもありというふうなところなんです。したがって、それを端的に言いますと、まず第一に、我々野党では破綻金融機関の清算整理のための法律であった、ところが修正案では、破綻であることを認め

ないままに特別公的管理に入ることができるとしている。この点についてまずお聞かせ願いたいと思います。

○枝野委員 この間、実務者協議など、途中まで自由党さんもお加わりになっていました。その中で一番問題になってお使われなくなった言葉の定義が人それぞれ違っていました。破綻という言葉を管理に入れることができるということの破綻の定義については、自由党さんも合意をされた原案でも、破綻金融機関以外の金融機関を特別公的管理に入れるという原案になっております。

すなわち、破綻を法律上明確に定義してありますのは、預金保険法の二条四項だけでございます。預金保険法の二条四項は、「この法律において破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止しおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関をいう。というふうになっておりまして、自由党さんも一緒に提出をされました特別公的管理の要件といたしましては、「銀行がその財産をもって債務を完済することができない場合」というのが定義で入っております。したがって、預金保険法の破綻よりも広い概念で特別公的管理に入れるということになっております。

問題は、一般的に破綻かどうかということが問題にされているのは、むしろ当該金融機関を清算するかどうかということが問題ではないか。そして、その特別公的管理に入った銀行を整理清算をするという意味では全く原案とおそろいではありませんので、そういう意味では、破綻認定をしないまま破綻処理をするということがこの修正案の基本的な中身であるというふうに理解していただきます。

○西田(猛)委員 この法律が成立したとき、三十六条と三十七条のどちらで例えば長期信用銀行を処理していくのかということについて、石原委員から御意見をお聞かせ願いたいと思います。

たように、新法の三十六条と三十七条が大きく違いがあるところでございます。

個別行がどの法律案に適用されるかということは一委員の立場で言うことは慎まさせていただきます。と思いますけれども、個人的な見解として言えは、この三十七条というものは、いわゆる破綻の周辺で事態が発生したときに、もう委員既に読んでいただいていると思っております。ちょっと詳しく御説明をさせていただきますと、三十七条の一項の二に、「当該銀行について営業譲渡等が行われることなく、当該銀行の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、前条第一項第一号イ、確認させていただきますと、これはいわゆるシステムリスクを指しております。我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事態」でございます。また戻らせていただきます。を生じさせるおそれがあり、次が「かつ」となっております。これは「かつ」でございまして、「かつ」国際金融市場に重大な影響を及ぼすこととなる事態を生じさせるおそれがあること、システムリスク、さらに国際金融市場に対して大きな影響を及ぼすと見られるとき、再生委員会が当該行に対して認定をするという大変厳しい縛りをつけております。そのような事態が発生したときは、この三十七条によりまして再生委員会が、また再生委員会ができるまでは内閣総理大臣が個別行の問題に対処をされるものと確信をする次第でございます。

○西田(猛)委員 今の石原委員、それからあと枝野委員のお答えを聞いていてもわかるように、例えば長銀という特定の銀行に対してどういうふうに対処していくのかということについて、非常にばらつきがあるわけなんです。今の時点では言えないと言います、三十六条を使うのではないだろうという事は言っておられるけれども、しかし他方、民主党の代表は、長銀についてはもう破綻状態だということを言明しておられます。だいた三十六条なんじゃないですか。

○枝野委員 ですから、先ほど来申し上げておりますように、まず、西田議員のおっしゃる破綻とは何なのかということなんです。破綻というふうには定義なくおっしゃれば、預金保険法の破綻銀行の定義の破綻ということになります。それが三十六条を使います。

○西田(猛)委員 そうしたら、御党の代表が言われた破綻というのはどういう意味なんですか。

○枝野委員 特定銀行の資産状況に対しての政治家の発言ですので、特に議事録に残りますが、慎重に申し上げるべきだと思っておりますが、一般的に破綻状態というふうな言葉を使うときに、多くの政治家が、私自身も含めて使っておりますのは、実質的にきちんとした資産査定を行った場合には債務超過になると見込まれる蓋然性の高いような状況を破綻状態ということを俗に多くの方々が使っております。そうした場合には、三十七条でも三十六条でもどちらでもあり得る。逆に、三十六条は債務超過ということが明確に認定された後でないと思えないという部分がございますので、むしろ、破綻状態、俗な意味で言う破綻状態ということであるならば、三十七条の方が自然であると思えます。

○西田(猛)委員 そうしたら、今までの金融特別委員会の中で長々と長期信用銀行の問題をいろいろ委員が議論してこられたのは、一体何だったのですか。長銀は一体破綻しているのか、していないのか。国民経済的な観点からあの銀行に対してどのように対処していくのかということのために、本当にいろいろな情報を集められて議論をしてこられたわけですね。そうしたら、八月から十月までになつてしまつたわけですね。それがこのような形で決着を見るという事は、やはりあくまでも何と申しますか、あいまいなままで収束を図つていこうということにはかならないのではないかなというふうに思うのです。

そこで、きょうは政府サイドにも来ていただいているわけですが、もう一度この締めくく

りて聞きますけれども、長銀の検査は今終わっているのですか。

○野中国務大臣 お答えいたします。

検査が終わったという報告は受けておりません。

○西田(猛)委員 そうしますと、十月一日でしたか、きのうの朝刊だったと思いますが、九月末の自己資本比率の速報値を各大手行が公表しておりますけれども、長期信用銀行だけ公表しなかつたのですか。なぜ長銀だけ速報値を公表しなかつたのか。

じゃ、官房長官、お願いいたします。

○野中国務大臣 報道にありますような各行が公表をしたという事実は、すべての金融機関についてありません。報道は推測、観測記事だと聞いております。

○西田(猛)委員 そうしますと、各紙、各機関がそれぞれに数値を算定しただろう、こういうふうな官房長官のお答えがもしもありませんけれども、それにしても、数字が全部同じなわけですね。そこは官房長官、どういふふうに解釈しておられますか。

○野中国務大臣 報道機関が観測して書かれた記事であるという聞いておまして、各行は一切公表をしておらないと承知をいたしております。

○西田(猛)委員 そういふふうに言われるのであれば、各金融機関にそれぞれ聞いてみないとわからないわけでありませぬけれども、しかし、いづれにしても、この金融特別委員会の中で長く議論が行われてきた、そのことは、果たして国民の税金でつくった十三兆円という勘定の中から長期信用銀行にお金を入れていのかどうかということでありまして、今回の法律でその十三兆円は廃止ということになるのですけれども、これは国民の皆様にも明らかにしておかなければいけないのは、しかし、この新しい法律でも金融再生特別勘定というものがございます。

そして、これは附則の第五条あるいは第七条ではっきり言っているわけですね。特に第七条、

「法律の施行の際、旧金融機能安定化法第十条に規定する金融危機管理勘定に属する資産及び負債は、金融再生勘定に帰属するものとする。」と、名前を変えた衣がえである。もちろん、違つという意見もあるかも知れません。しかしそれは、法律を、何と見てもいいですか、言葉でとらえる話です。実態として見ればこれは衣がえにすぎない。これは、全くスキームが変つていないわけですね。

じゃ、意見を言ってみてください。

○枝野委員 それはちゃんと法律を読んでいただきたいと思っております。特に旧金融機能安定化法の条文その他をきちんと読んでいただかないと理解を間違えらると思ひますが、例えば、附則七条にありますが、金融再生勘定に移るといふ規定は、既に金融機能安定化法で、残念ながらございませぬが、ことしの三月に資本注入などが行われております。この行われたものを今すぐ返せということ、これは逆に現実的ではございませぬ。その部分については、つまりお金が既に出てしまつた部分については引き継ぎがないわけにはいきませぬ。しかし、残りの部分は全部、基本的には交付国債と政府保証であります。保証についてはお金は出ておりませぬ。そして、その保証に基づいてお金を出すということは廃止をされませぬ。

したがって、既にことしの三月に出ているお金以上のお金は、この七条がございませぬと出ていくことはありませぬ。法律を読めば当然のことです。したがって、衣がえということとは全く当たらない。既に出ていたお金については引き継ぐのは当然のことだと思ひますが、どういふ解釈で引き継ぎということになるのか、全く理解できません。

○西田(猛)委員 それは引き継ぎなんです。要するに、そのときの資産をそのまま引き継ぐわけですから。税金を用いてそのときに入れた優先株式とか劣後債、それらの債権債務、あるいは減価した部分について、それも引き継がれるわけですから。それがこちらの方に引き継がれる。それを私

は言っているわけなんです。

次に、長銀処理についてですけれども、今回できる法律案によるところの特別公的管理による処理には、合併、要するに営業譲渡は含まれないといふことでしょうか。石原委員、いかがですか。

○石原委員 ちよつと質問を聞き漏らしたのでございませぬけれども。

○西田(猛)委員 もう一度言います。新しく修正法によるところの特別公的管理による処理には営業譲渡は含まれない、こういうことでしょうか。

○石原委員 営業譲渡は含まれるものと推察いたします。

○西田(猛)委員 同じ点について、枝野委員、いかがですか。

○枝野委員 むしろ営業譲渡が基本だと思ひますが。

○西田(猛)委員 それはしかし、野党の当初の三党合意案からすると、若干かけ離れていると言わざるを得ないんじゃないですか。

例えば、今回の、破綻であることを認めないままに特別公的管理に入ることができるとして、これがまず基本です。この修正案は、それから第二に、預金保険上の資金援助をも認めていられる。それから第三に、破綻金融機関の処理でないにもかかわらず、営業の譲り受けまたは株式の譲り受けを行う金融機関、いわゆる受け皿銀行にも株式引き受け等の資金援助を行えるようにした。この点は当初の案とは全然かけ離れているところでしょう。

○枝野委員 条文が非常に複雑になっておりますので、よくお読みをいただきたいのですが、株式の引き受けなどの部分のところ、営業譲渡などの部分のところについて資本注入できるといふ規定が六十三条にございませぬが、そもそも、六十条の十一号にございませぬが、六十三条の規定により破綻金融機関、承継銀行または特別公的管理銀行の営業を譲り受け云々というところに括弧がついて

おりまして、「第六十二条の規定による損失の補てん又は第七十二条の規定による特別資金援助を受けた特別公的管理銀行に限る。第六十三条において同じ」といふふうにしてあります。

この規定、括弧の中はどういう意味かといひますと、債務超過状態になつて、債務超過になつたことによつて預金者を保護するために預金者保護の十七兆円スキームからお金を入れなきやならなくなつたといふことが、この括弧の中にある六十二条または七十二条で資金が入つた場合といふことです。そこに限定をされています。つまり、途中で債務超過となつていふことが明らかになつた場合でしか六十三条は働きませぬ。したがって、原則的に従来の場合と同じであります。

(山本(有)委員長代理退席、委員長着席)

○西田(猛)委員 それじゃその点は、石原委員、よろしいですか、破綻が認定された場合にしか働かないといふことですね。(発言する者あり)いや、債務超過が働いたときでないかと。

○石原委員 枝野委員のお答えと一緒にございませぬ。

○西田(猛)委員 はい、わかりました。最後に、法務大臣、わざわざおいでいただいたのでお聞きしたいのですけれども、実は、先般のこの金融特別委員会で、私が、金融危機管理委員会それから金融監督庁等が日本長期信用銀行の財務状況について、債務の超過であるかもしれないといふことを蓋然性を持ちながらこの十三兆円等の公的資金の注入を進めていった場合、背任の構成要件に該当し得るのじゃないかといふことをお聞きしましたら、大臣は、一般論としてだけども、背任といふことの構成要件もあり得るだろうといふようなお話しもしていただいたと思ひます。

他方、長期信用銀行内における、三月時点で配当したといふふうな行為、それから商法上の行為などについて、先般、九月二十二日でしたか、参議院の法務委員会で、自由党の平野委員が大臣に、どのような関心をお持ちかといふお尋ねをし

たところ、法務大臣は、私に対する答えよりもかなり突っ込んだ、関心を持っているというお答えをされた議事録を見ました。その間どういふ変化に接したのかをお話しいただきたいと思ひます。

○中村國務大臣 お答えいたします。

前回、委員の御質問にお答えいたしました趣旨は、背任罪または特別背任罪、すなわち他人を利用するか本人を害するかとか、自分の会社を害するかとか、そういうことがあった場合には特別背任なり背任罪の適用があるということとを一般論として申し上げたのであって、配当したとかしないとか、そういうことが特別背任に当たるとか背任に当たるとかいうことを申し上げたんじゃないわけです。

それから、参議院の答弁でございしますが、法と証拠に基づいて、国民のいろいろな疑問にこたえるべく、誠心誠意、厳正に捜査をしまいたいところでございますというのを答弁申し上げました。

ただ、その後で、政府としては、今、先ほどから話題にもなっております金融監督庁で調査をしております、また、住専処理機構もあれば整理回収銀行もありますし、内容をよく調査している監督官庁がございしますから、やはり検査当局としては、そういうところの告発を待って、協力をして捜査に当たるのが筋である、うという趣旨の御答弁をしたわけでございます。

○相沢委員 質疑時間が終了しておりますので、御協力願ひます。

○西田(憲)委員 では、終わります。

○相沢委員長 これにて西田君の質疑は終了いたしました。

次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

この金融再生法案の修正というのは、これまでの経過からいっても、また内容からいっても、私たちは、見過ごすことができない非常に大きな問題

を含んでいるというふうな考えをしております。

経過からいいますと、九月九日以降、修正協議の公式の場として理事会に設置された理事協議会において内容的な協議が行われたのはわずか一週間程度でございました。九月十八日の五党による党首会議、これがありまして、自民、民主、平和、改革の三党で合意がなされたわけであり

ます。最初に小淵総理大臣にお聞きしますけれども、ちょうどこの合意の後、総理はアメリカにおいてになりました。このような発言をされておられます。長銀を破綻させずに住友信託銀行と合併させる、破綻しては合併できない、資本注入のスキームはぜひ必要、このようにお述べになっておられます。この考えは今回の修正案によって実現を、まず最初にお聞きをしたいと思ひます。

○小淵内閣総理大臣 私がニューヨークで記者会見で申し上げたことは、私はかねて、住友信託と

長銀の合併については、民間企業同士で話し合いをされておりましたので、こうした形で金融の再編成が行われることは、日本の金融システムの安定ということにつながるという意味でそのことは望ましいことであり、かねて申し上げたことをその機会に申し上げたわけでありました。

資本注入その他の問題につきましては、既に党首会議等が行われておりますし、その後、自由民主党の中でも意見をとりまとめておられることも承知をいたしております。アメリカ時間と日本時間との差異を考へまして、自由民主党の幹事長の発言等にもございしましたが、そのことも十分勘案すれば、私がそのような発言をすることはあり得ないというふうな考えをしております。

○佐々木(憲)委員 あり得ないと言ひましても、このように報道されておられます。長銀と住信の合併を支援するというのは、公邸にお呼びになりました。住友信託銀行に要請をされているわけですね。したがって、政府の姿勢は、長銀を破綻させずに合併をさせていきたい、こういうことであつ

たと思うわけですが、今度のスキームで、この修正内容によってそれが可能になった、このように認識されているのかどうかという点をお伺ひしているわけですね。

○小淵内閣総理大臣 段々の経緯がありまして、私自身も与野党の熱心な協議等を注視させていた。だいたいまいりました。長銀問題につきましては、与野党の合意におきまして、これに適用できる特別公的管理の枠組みを早急に確定し、新しい法律で規定した上で対処することとされております。政府としては、与野党合意を踏まえた、修正された新法が成立し、新しい利用可能な枠組みのもとで対処することを望んでおります。

いすれにいたしましても、私としては、常々申し上げているとおり、金融システム全体の危機的状況は絶対に対処できないという決意のもとで、金融システムの安定に万全を期すべく全力を挙げていく所存でございます。

○佐々木(憲)委員 要するに、適用できるスキームをつくる、こういうことでございしましたが、今回の修正内容によって適用できるスキームができた、このようにお考えだということですね。

○小淵内閣総理大臣 ですから、今申し上げましたように、その問題につきましては、これから各党間で話し合つてまいるといふことだろうと思つております。

○佐々木(憲)委員 いや、話し合ひではなくて、この法律によりまして適用できるスキームができた、こうお考えかと聞いています。

○小淵内閣総理大臣 今般まとまりました法律案がございしますが、これは国会を通じたただかなければならぬと思ひますが、その後の経過の中で、この問題をどう取り扱うかにつきましては、これまた与野党間で、今般まとまりました法案を前提にいたしましていろいろと御議論があるものと理解しております。

○佐々木(憲)委員 どうも私が質問していることに正面からお答えにならないわけでありましたが、それでは具体的にお聞きをしたいと思います。

この間の経過からいいますと、まことに私は残念だと思つておりますのは、合意があつた自民、民主、平和の三党の間では実務者会議が繰り返されておりますけれども、実質的な協議は理事協議会ではほとんど行われなくなりまして、自由、共産、社民の三党が事実上外されるような形になりました。正規の場である理事協議会では、経過報告はもちろんですけれども、内容についての十分時間をとつた説明はございません。

それで、具体的に私たちが野党としては、この間二つの点で一致して行動をしてきたつもりでございます。一つは、長銀については税金投入は認めない、二つ目に、その根拠となる十三兆円の公的資金投入の仕組みは廃止する、もちろんその復活は許さない、これが三党の修正協議で一体どのような扱いになったのか、これが大変重要なことと

ございします。そこで、具体的にお聞きしますけれども、修正案の提出者の方々に伺ひをします。まず一つは、金融再生法案の第八条でございします。ここで、金融管財人による管理の開始事由に「当該金融機関の業務の運営が著しく不適切である」という内容が新たにつけ加わつております。そこで確認したいのですが、「当該金融機関の業務の運営が著しく不適切」という金融機関のことだと思ひますが、いかがでしょうか。

○石井(啓)委員 いや、これは、第八条はあくまでも破綻した金融機関の扱いでございまして、今おっしゃいました第一項の第一号につきましては、その破綻した金融機関の業務の運営が適切ではなかつた、こういう銀行に対して適用する、こういうことでございます。

○佐々木(憲)委員 石原理事はいかがお考えでしょうか、この点は、同じですか。

○石原委員 第四章、金融管財人管理による管理の第八条第一項を御指摘になつたの御質問だと思いますが、私も、これは今御答弁いただいた石井

理事のお考えと同感でございます。

○佐々木(憲)委員 この条文は「著しく不適切であること」と、こうなっている。不適切であった、破綻した銀行とはなっておりませんので、これは当然、間口は破綻周辺まで含むのじやありませんか。

枝野さん、いかがですか。

○枝野委員 八条の柱書きをお読みいただきますと、そのところになっております要件は、「金融機関がその財産をもって債務を完済することとができないう場合その他金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認められる場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であつて」となっております。この「あつて」の前までは、要するに従来一般的な破綻と言われている要件であります。破綻した場合であつて、なおかつ一号または二号のどちらかに該当することということでございまして、一般的に言われている破綻した金融機関についてでありまして、破綻と破産は違ひますので、破綻をした金融機関にも従来取締役が取締役として業務執行権を金融整理管財人が入るまでは持つていますので、そうすると、従来不適切な人たちに破綻した銀行の整理を不適切に行われてはたまらないということでの一号が入つたという趣旨でございます。

○佐々木(憲)委員 それでは、三十七条の特別公的整理の問題ですが、つまり、一時的国有化の対象となる銀行の規定であります。

ここでは、銀行がその業務もしくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められる場合、特別公的整理開始の決定ができるものとされています。このおそれが生ずると認める場合といたしまして、これは、破綻してないけれども破綻しそうな銀行、このように考えられるわけですが、いかがでしょうか。

○枝野委員 今の破綻とはいう言葉は、多分預金保険法で言う破綻ということと同義かというふうには思いますが、破綻そのものにはぎりぎり該当し

ていないけれども、そこに限りなく近い状況をその直前の段階で特別公的整理に入れるという趣旨でございます。

○佐々木(憲)委員 今の御答弁で明らかになつたように、明確な破綻後ではなくて、破綻の直前の銀行もこの対象になるといふことでございます。

野党三党の原案よりは対象が若干膨らんでいゝといふことが確認できると思ひます。

○石原委員 先ほども御答弁させていただきましたが、政治家が一委員の立場で個別行の債務の状況等を知り得るわけもございませんし、また、知り得たとしても、そのようなことをこの席で申すことは不適切であると思ひます。

○佐々木(憲)委員 それでは石井議員にお聞きしますが、八月二十七日の石井議員の議事録を見させていただきますが、債務超過ではないとおっしゃつておられるが、実際はもうほとんどつぶれかけている銀行ではないか。つぶれかけている銀行を公的資金で救うというのか、この枠組みに発言されておられるわけですが、長銀の現状をどうにお考えですか。

○石井(警)委員 その議事録でお読みいただいたように、私個人としてはつぶれかけている銀行と理解をしております。

○佐々木(憲)委員 それでは、つぶれかけている銀行をいば特別公的整理という形で一時国有化、つまり、まだ破綻をしていないその以前の段階で公的整理に移行をする、こういうスキームになつておられるわけですか。このことは、結局は、つぶれかけている銀行をいば公的に抱えてこれを救うということにもつながることになるのではないかと、そういう疑問を持つわけでありま

す。

今、例えば長銀に対して特別公的整理銀行にこれを移行させていく、そしてそれを、不良債権は公的資金で、いわば日本版RTCによって不良債権を買ひ取る、それから資金援助を行うということも可能になつておられるわけでありまして、それから株の譲渡という形で、例えば住友信託銀行に子会社として移行させていく、これも可能。そして、子会社となつたその銀行を親会社が合併するということも可能というスキームが非常に明確に見えてくるわけでございます。

○宮澤國務大臣 最初小淵総理がおっしゃつておられました、長銀は破綻させずに住友信託銀行と合併させていく、その合併させていくという筋道がこの法律によつて可能となつた、こういうふうに見えると思つておられるけれども、この点、総理大臣、小淵総理もそのようにお考えかどうかお聞きしたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 極めて重要な問題でございますが、いずれにいたしましても、合意されたこのスキームの中でこれからお話し合つていただくものと理解をいたしております。

○佐々木(憲)委員 どうもよくわからない答弁ですが、

宮澤大蔵大臣にお聞きします。

この修正法案によつて特別公的整理に長銀が入る。その長銀が一定の不良債権の処理などを行ひまして、株式を住友信託銀行に譲渡をする、住友信託銀行は子会社としてそれを抱える、こういうことはこれで可能になつていくわけですが、そういう子会社を合併していく、この筋道はこの修正法案によつて可能となつておられると思ひますが、いかがでしょうか。

○宮澤國務大臣 実は、今の段階で私のところにまだ法案そのものの御配付がありませんで、新旧対照表しかないので、そういう状態でございます。非常に厳密にはお答えできないのですが、ずっと御審議の過程を今まで何つておりました、どうもそういうことになつていくのかなと私

は感じておりますけれども、むしろ、条文をきちつと御存じの立法者からそれはお聞き取りいただいた方がいいのだと思ひます。

○佐々木(憲)委員 私、非常に不思議だと思ひますのは、これだけ明確な条文になつておられる法案を大蔵大臣が御存じない。どういふことですか、これは。大蔵大臣は全然見ていない。こんな法案、ここで審議できませんよ。大蔵大臣も見ていない、総理大臣も見ておられない、そんな法案をここでできませんよ。だめですよ、これは。

○宮澤國務大臣 私が申し上げるのは、新旧対照表で見えておられますからと言つておられる……(発言する者あり)

○相沢委員 御静粛に願ひます。

○宮澤國務大臣 新旧対照表で見えておりますからと。修正分を見ている。ですから今の点は、私はおっしゃるよう思ひますけれども、むしろ、条文をきちつと御存じの立法者からお聞き取りいただいたらどうかと申し上げておられる。新旧対照表はあるのです。

○佐々木(憲)委員 対照表はあるけれども、法案そのものはない、見えない。これで一体この審議ができるのですか。おかしいじゃないですか。

○宮澤國務大臣 旧法があれば、新旧対照表と対照すれば読めるのですから、それは持つていないとは申しませんが、旧法とあわせて見ないと答えられませんから、そう申し上げます。

○佐々木(憲)委員 法案は、できたのは昨夜であります。昨夜の夜中に私どもはこの法律をいただきました。その法律を見てもおられない。(発言する者あり)

○相沢委員 御静粛に願ひます。

○佐々木(憲)委員 しかも、二時間でこれを審議して通せんなどというのは、こんな法律を、全然政府も何も知らない間に、これを二時間審議して、それで通せというのは、とてもない。(発言する者あり)

○相沢委員 御静粛に願ひます。

○佐々木(憲)委員 私は、絶対にこれは許すこと

ができません。

○枝野委員 この法案は衆議院の議員立法として提案をされて、今回も議員からの修正として提出をされております。この間、特に私も原案提案者の立場といたしましては、いわゆる大蔵省による金融支配の従来の経緯を踏まえまして、可能な限り大蔵省に口を出させないように、可能な限り大蔵省には物を伝えないように意識してやってきました。これが正しいと思っております。

○佐々木憲委員 議員提案と言いますが、これは三党の共同提案でしょう。ということは、宮澤大蔵大臣も当然自民党の最高責任者であられるし、小淵総理大臣が一番の責任者を持っておられる方でありまして、最高責任者がこの法案を全然見ていない、そんなでたらめなやり方がありますか。問題にならないよ、これは。それで二時間で通せんごというのとは、話だ。許せん。

○相沢委員長 質疑時間が終了しておりますので、御協力を願います。

○宮澤内閣総理大臣 再度申し上げますように、私もは改正部分はいたいたしておりますけれども、もとの部分と改めてあわせませんとちよつとわからないものですから、それを申し上げているのです。

○佐々木(憲)委員 もう時間が参りましたので終わりますが、極めて重大な事態だと私は思います。この点について厳しく私もは問題点を指摘し、絶対このようなやり方で法案を通すわけにはまいらない、この点を申し上げて質問を終わります。

○相沢委員長 これにて佐々木君の質疑は終了いたしました。

次に、濱田健一君。

○濱田(健)委員 金融再生委員会設置法案に規定されております金融再生委員会の委員長は、「国務大臣をもって充てる」というふうになっております。金融再生委員会の所掌事務が大蔵大臣と金融再生委員会の共管というふうになっている立

場から、この国務大臣というのは私は専任であるべきだということに考えるわけでございしますが、総理と提出者両方にお聞きしたいと思います。

○小淵内閣総理大臣 任命権は総理にありますが、委員長の職務の趣旨を踏まえ、適任者を任命するものと考えております。

○池田(元)委員 濱田委員が今おっしゃったように、これは専任であるべきであると思っております。これまで当委員会で、金融再生委員会というのは、この金融危機に当たりまして、金融行政に一元的に責任を負う、同時に行政の公正さを確保するということ、そういう両者を兼ね備えた組織でありまして、大変重要な組織です。この危機に当たり、金融再生委員長、国務大臣は、当然のことながら専任大臣を充てるべきだと思います。

もつと言えば、この大臣の任命は当然、時の内閣の判断であります。専任にするかどうかによつてこの危機の認識も問われるものと私は考えております。

○濱田(健)委員 提出者の池田委員からの回答をいただきましたが、その方向性が国民の望む方向性だと私も考えておりますので、ぜひ、この法律案成立のときには専任の大臣ということをお願いをしたいと思っております。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案七条に規定されております資産査定公表は、努力義務なのか、義務規定なのかという論議がございました。これは義務規定のまま残されたものというふうな理解をしてよろしいかということ、覚書の中に「国際会計基準を勘案して」というふうな書かれておりますが、これは具体的にどのようなことをお考えなのか、お尋ねいたします。

○石井(啓)委員 今濱田委員からございましたこの第七条につきましては、実務者協議の中で努力規定にしてどうかという提案もございましたけれども、最終的にはあくまでもこれは義務規定でやるということとまとめたものでございます。

また、今、覚書の中の「国際会計基準を勘案して」ということで御質問ございましたが、現在、資産の査定区分について国際的に統一をしようというふうな動きもある、こういったことも勘案してということとございまして、現在でございますSEC基準等をそのまま使つてということではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

○濱田(健)委員 同じ法律の中の五十三条、ここで、預金保険機構が公的資金で資産を買い取ることでできる金融機関ということ、イ、ロ、ハ、ニというふうな書いてあります。イが被管理金融機関、ロが協定承継銀行、ハが特別公的管理銀行、そしてニのところその他の銀行等となっております。破綻後のスキームの中でこのその他の機関というのは、ポンチ絵等も参考にもらっているわけですが、どこに位置するのだろうかという素朴な疑問がございまして、また、不良資産等を公的資金で買い取り、その金融機関を、もし破綻状況等がないのであれば助けるのではないかと、素朴な質問等が寄せられているわけでございますが、私の杞憂であればいいわけですが、提出者はいかがでございませうか。

○枝野委員 まさに、この五十三条のニの部分今回の修正が行われました部分で、実質的な中身の修正の数が少ない大きな点でございます。このニは、破綻とは基本的には関係なく、金融機関一般ということを指しております。もちろん、それが金融機関を救済するために税金を使うということになつては困ります。

ただ、そういった現状の不良債権の実情を勘案しますと、一刻も早く不良債権を処理していかなければならぬというふうな状況が一方であるというところを踏まえまして、一般の金融機関から不良債権を、預金保険機構がいわゆる中坊機関を通じて買い取ることができるとの規定を設けました。ただ、そこで使われるお金が、公的資金で銀行を救済する、助けるようなことに使われないようにということで、五十六条で資産の買い取り

基準というのを特に明確に法律上設けさせていたございました。

ここでは、最初は時価で買い取るというような言葉も考えたのでありますが、時価ということでは若干高い値段がついてしまふ可能性もあるのではないかと。不良債権を回収するわけでありまして、当然回収不能になる部分も出てくるであろう。そういったことを勘案しても、つまりお金を出す政府の側、預金保険機構の側が損が出ないような金額で買い取らなければならぬ。それが、「回収不能となる危険性等を勘案して適正に定められたものでなければならぬ」という条件を置きまして、そういった趣旨を明確にいたしました。

先ほど逆の方向で誤解をした御質問が他の方からございましたが、この条件を置くことによりまして、時価よりさらに低い、預金保険機構が損を出さない、買い取った価格以上で利息などを勘案しても売つ払える、そういった値段で買い取るということになりますので、税金を使って金融機関を救済するということにはならないというふうに考えております。

○濱田(健)委員 国民は、今つくりかたとして法律案は破綻後のスキームをつくるというふうな新聞、テレビで理解していると思うのですが、今枝野委員がおっしゃった、回答された部分では、破綻後のスキームの中にあるけれども、この項目自体は、破綻していないといえますか、そうならない部分も織り込んだというふうな受けとめざるを得ないのですが、その主たる目的というのはどういうことだったのでしょうか。

○枝野委員 御指摘のとおりでございます。したがって、第一条の「目的」のところも書きかえさせていただきます。基本的には、全体的には破綻してしまつた金融機関についての処理で混乱を起こさないようにということでありまして、現在の金融システムの状況、信用秩序の状況を勘案いたしまして、不良債権を一刻も早く処理をしなければならぬ。

そして、その不良債権は、債権放棄などという形で、借りて返さない人が得をするようなことがあつてはならないという状況の中で、国民的にも信頼を受けております中坊機関を改組強化する形で、そこに不良債権の回収を行わせる。そのことによつて、現在の銀行のバランスシートに載つております不良債権を処理していく。ただし、その処理の仕方のときには、税金で銀行を助けるようなことはしない。これで一刻も早く不良債権処理ということが進むようにという趣旨でこの規定を設けさせていただきました。

○濱田(健)委員 突つかかるようですが、であれば、今からつくられようとしている早期健全化のスキーム、どういう形になるかわかりませんが、これとの関係はどうなるのでしょうか。

○枝野委員 早期健全化のスキームにつきまして、私も、野党三党派というべきか二党派というべきか、自民党側から検討協議をしたいということの申し出を受けておりまして、それに対して検討協議をすることに誠意を持って行つたとお答えをしておりますが、現時点でどういったものを提示してこられるのか、新聞等でさまざまな情報は乱れ飛んでおりますし、実務者ベースである程度の下ごしらえのところはございますけれども、しかし、こういったものが早い段階でできるかどうか、あるいはどういった中身になるのか、全く予断を許さない状況でございます。

したが、今この段階で問題ない、つまり、銀行を救うために税金を使うという形にならないことがはつきりしている部分で一致できるところはこの部分に盛り込みました。これを早期健全化スキームという言葉の中に含めるかどうかというの、これは言葉の定義の問題だろうと思ひますが、そういった政治的ないろいろな配慮もあり、むしろ実態的にできることで問題のないことは織り込んだという理解をしております。

○濱田(健)委員 時間がありますので、先へ行きます。

これも覚書なんですが、財政、金融の完全分離

第二類第九号 金融安定化に関する特別委員会

平成十年十月二日

及び金融行政の一元化は、二〇〇〇年の一月一日までに施行という形で書かれていたようでございます。この時点で金融再生委員会に、言われております金融企画局等のすべての権能が移されていくということが、来年の省庁設置法の論議の中できちっとした方向性が出れば確認できるのかどうか。または、前倒しして二〇〇一年の金融庁設置が先に来るといふことを考えることもできるのかどうか。その辺、ちよつと整理ができていませんけれども、提出者、いかがでしょうか。

○池田(元)委員 昨夜の合意では、財政と金融の完全分離と金融行政の一元化は、次期通常国会終了までに必要な法整備を行い、二〇〇〇年一月一日までに施行するというところでございまして、我々が本案で出しました四十三項目に上る再生委員会が所掌事務及び権限のうち、今回の修正案に入つております以外の事項はすべてその時点で再生委員会に移行するものと理解しております。つまり、金融破綻処理制度及び危機管理に関する企画立案を除く国内金融の企画立案、それから日銀に関する会計基準等にかかわることは、すべて二〇〇〇年一月一日までに金融再生委員会の所掌となるというふうに理解しております。

なお、このようなら明確な覚書、しかも昨夜取り交わしたにもかかわらず、先ほど仙谷委員の質問に対して、総理の方から十分に検討するとおっしゃいましたが、これは、約束どおり履行する、こゝろに御答弁でなければならなかつたと私は思ひますので、一言付言をいたします。

○濱田(健)委員 わかりました。

次ですが、覚書の二のところに、金融再生委員会の規則をつくっていく場合に、三党に中間報告をして意見を聞くようにというのが載つております。私たちは、法律で決められました金融再生委員会、その運用についての規則を決めていくのは、まさに行政の主たる任務であるというふうに思ひます。

ですから、できた法律に基づいて役所がつくっていくものに、一つ一つこの法案の修正にかかわ

られた三党の意見を聞くというのが普通のやり方かどうか。私たちは、つくられたものについて、それがいいのかわかるといふことを国会に諮られる、例えば全体の総意をお聞きするというようなことはあつたとしても、三党だけにこゝろを、覚書が三党で交わされたということ、それだけのことなのかわかりませんが、どう見ても、国会の運営といふものが、それではおかしいのではないかとこゝろに考へておられるところではございませんか、大蔵大臣と提出者、どうでしょうか。

○西川(知)委員 先にお答えいたします。

これは、特に規則制定権に関する立法府と行政府との関係、どこまで立法府が関与できるかというところでございますが、この趣旨は、立法府の関与といふものが行政府の規則制定権そのものを左右するといふような趣旨ではございません。当然ながら、立法府における立法者の意思として、こゝろを一般的な意思として表明する、これは全く当然のことでございます。また、例えば法律が通つた後、立法府の一員として、果たしてその規則の中身が立法者の法律の趣旨と合つておられるのかどうか、こゝろをチェックするということも当然のことでございます。

本来ならば、すべてのこと、特にこゝろの情報公開につきましては、非常に重要なことでございますので、その詳細も法律で決められたらそれは一番いいのでございますが、そのスピード性とか現在置かれておられるこの法案の状況にかんがみましてこゝろに規則制定といふところに委任をしておられるところではございますが、先ほど申しましたように、規則制定権自体を左右するものではございませんで、我々立法者の意思を十二分に勘案して規則を制定してほしいといふことは当然のことでございます。そういうふうにしてこの覚書のところを解釈していただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 こゝろの場合に、行政府は、公式的にはなくとも、立法府の御意見を伺うといふことはしばしばございますし、この立法は殊

に、修正を受け三派の共同提案になつたといふききつてもございますから、なおさらその御意見を伺うことは当然だと思ひますが、もとより、「その意見を聴くものとする」とございませうけれども、その他の意見を聞くなどおっしゃつておられるのではないので、いろいろ御意見を伺わなければならぬと思つております。

○濱田(健)委員 大蔵大臣の最後の回答をそのまますべて受けたいと思ひます。

質問を終わります。

○相沢委員長 これにて濱田君の質疑は終了いたしました。

ただいま議題となつております各案中、保岡興治君外三名提出 債権管理回収業に関する特別措置法案、金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案及び両案に対する修正案並びに保岡興治君外四名提出 競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案及び特定競売手続措置法案並びに菅直人君外十二名提出 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案、金融再生委員会の設置法案、預金保険法の一部を改正する法律案、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び各案に対する修正案についての質疑は終局いたしました。

○相沢委員長 この際、菅直人君外十二名提出、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案及び金融再生委員会設置法案について、国会法第五十七條の三の規定により、内閣の意見を聴取いたします。宮澤大蔵大臣。

○宮澤国務大臣 菅直人君外十二名提出の金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案及び金融再生委員会設置法案につきましては、三党派共同の修正案が提出されていることにかんがみ、政府としては両案について意見を申し述べるとは差し控えたく存じます。

一五

第二類第九号 金融安定化に関する特別委員会

平成十年十月二日

金融再生委員会

○相沢委員長 これより各案及び各修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。西川知雄君。

○西川(知)委員 私は、自民、民主、平和・改革を代表して、ただいま議題となりました金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案外七法案に対し、賛成の立場から討論を行います。

申すまでもなく、当面する経済情勢は極めて深刻な事態に至っております。この間、世界は、挙げて金融機能再生に関する与野党協議の進行を見詰めてきたと言つても過言ではありません。

そうした内外注視の中、経済情勢立て直しのため、金融機能再生関連法案をどうしても成立させなくてはなりませんでしたが、本日こうして採決に至り、破綻処理等及び不良債権処理のシステムを策定することは、何よりもまず世界恐慌の回避のための一里塚を越えることができるのだと認識するものであります。

戦後初めて経験する未曾有の金融危機に際し、金融機関の破綻等についての多様な事態に当たり、金融整理管財人、ブリッジバンク、特別公的管理などさまざまな選択肢を備えて、最も効果的な対応がとれるようになりまます。そして、これにより、金融危機の象徴であった日本長期信用銀行の取り扱ひについても、一定の道をつけたのであります。

この法案の成立が、現在の厳しい経済環境が好転へと向かうための大きなきっかけとなり、今後我が国が、景気回復、経済再生のための諸施策をとつていくことにより、一日も早い危機からの脱却を果たすことが必要なのであります。

以下、順次これらの法案に賛成する理由を申し上げます。

まず第一は、今回の修正案によつて、言うまでもなく、金融システム安定化への道が実質的に大きく歩み始めたこととあります。

与野党が国会の場で真剣に協議し、金融システム安定化の法案の成立にスクラムを組んだのであります。これで、世界の懸念に対しても、ともかくも安心感を提供できたと思ひます。

理由の第二は、これらの修正案が、野党三会派が提出した対案を基礎として、与野党の英知を結集してつくり上げた法案であり、官僚、特に大蔵省の影響を排除し、国民の直接の請託を受けて責任をとるべき立場にある政治が主体となつてつくり上げたという点であります。

政府・与野党が提出した法案が、従来の護送船団方式の枠から脱し得ず、政府みずから疑念を呈すような内容であったのに対し、我々野党三会派は、責任野党の立場から、現実的かつ実効性ある対案を提示し、その内容の妥当性を与野党の方々も大きく認識された結果、その野党案を基礎として、与野党三会派合意の修正案ができて上がりました。

与野党の交渉の経緯の中においては、立場の違いはありましたが、金融危機に立ち向かうという共通認識のもと、熱意と誠意を持って協議に当たりました。与野党がともに多くの困難を乗り越えて本日に至つたのであり、これら修正案自体は高い評価を与えられるべきものと考えます。

理由の第三は、これら修正案並びに与野党交渉の経緯の中において、かねて懸念であった財政と金融の完全分離あるいは金融行政一元化に関し、明確に大きく踏み出したこととあります。

日本型経済システムの転換にとつて、財政と金融の分離は一つの大きな課題でありました。先に金融庁の設置が決定を見ていたといふもの、その内容や展望について、あいまいさを多く残していたのであります。しかるに、今回の修正案において、財政、金融の完全分離、金融行政の一元化の方向性が明確に規定されましたことは、今後の経済システムの発展に大きく寄与するものであると確信いたします。

理由の第四は、金融機関の不良債権の実態、財務状況に関する情報開示について、一定の実態を

反映するものが実現の運びとなつたことであります。

我が国の金融システムに対する国際的な信頼性を確保し、信用秩序の安定を図る観点から、資産査定公表を実施することとなりました。国内の中小零細企業に対する信用取崩が助長されないよう、実施時期、公表内容等について十分な配慮を行うものとして、めり張りをつけた効果的な情報開示を目指しております。

我が国経済に対する世界の懸念は、金融機関の不良債権の規模よりも、むしろその不透明な実態にあつたと言つても過言ではありません。日本経済が、その経済規模に比べ、世界の標準に照らして余りにも不可解だといふことが、疑心暗鬼とともに、先行きに対する不安感を醸成している面が否定できなかったからであります。しかし、今回の修正案では、それらの懸念に対して明確な回答を用意できたと思ひます。

以上、修正案に賛成する主な理由を申し述べました。また、これら金融機能再生に関する修正法案とともに、金融機関の不良債権の処理に当たつて実質に重要な意義を持つものが、サビサビの導入や競売制度の整備等の関連法案であります。土地の流動化こそが、まさに不良債権の処理を促進する重要な決め手にはかならないと考えます。したがつて、これら土地流動化関連法案に賛成いたすものであります。

なお、この際、修正案を共同提出する立場から、当面する金融危機回避への大きな入り口として、他の野党の諸君にも、ぜひとも御賛同いただきますようお願いし、私の討論を終わります。(拍手)

○相沢委員長 次に、西田猛君。

○西田(猛)委員 私は、自由党を代表して、ただいま議題となりました法案のうち、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案を除くすべての法案の原案と修正案に賛成し、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案については、原

案に賛成、修正案に反対する立場から討論をいたします。

住専処理に端を発する不良債権処理策の誤りと政府の不良債権処理の見通しのおくれが今日の金融不安を招いているのは明白な事実です。政府、自民党の金融政策は、隠へい、場当たり、先送りの連続であり、その失政のツケが今すべて国民に回されているのであります。

本来、我が国の金融システム安定のための議論を行わなければならないはずのこの臨時国会が、破綻金融機関処理のみの議論に終始していることはまことに残念であり、憂慮すべき事態であると言わざるを得ません。

預金者は預金保険により全額保護されております。また、決済システムの維持に国や日本銀行が責任を負つて、デフォルトを起こさないようにするのは当然であります。借り手は、中小企業信用保険公庫など、信用保証制度を改革することによって支援することが十分可能です。政府は、金融機関が破綻すれば大変なことになると言うのではなく、金融機関が破綻しても対応は万全であると言つていただきたい。

自由党は、破綻金融機関の処理方針も大切だが、金融システム安定化策はもっと大切であると一貫して主張してきた唯一の政党であります。政府は、長銀の救済を金融システム安定化策として行うことにこだわり続け、無用の混乱を生じさせました。金融問題を政治問題としてしまったのは、政府、自民党にほかなりません。破綻金融機関は清算するべきであります。

野党三党は、破綻金融機関を整理、清算するための法律を提出いたしました。その後のいわゆる実務者協議における各党関係者、特に民主党、平和・改革の御努力には心から敬意を表しますが、自民党実務者からの修正案内容説明は、余りにも当初の野党三党案からかけ離れているものであります。

す。
まず第一に、野党三党案は破綻金融機関の清算、整理のための法律であるにもかかわらず、修正案では、破綻であることを認めないままに、特別公的管理に入ることができるとしていることとあります。

第二に、野党三党案では、特別公的管理下にあり金融機関に対し、金融再生法から「その業務の実施により生じた損失の補てんを行うことができる」として加えて、預金保険法上の資金援助をも認めていることとあります。

第三に、破綻金融機関の処理ではないにもかかわらず、営業の譲り受けまたは株式の譲り受けを行う金融機関に、株式引き受け等の資金援助を行えるとしている点とあります。

以上三点について、自民党の実務者より説明がありました。これらは生きたまま長銀を特別公的管理下に置き、資金を贈与した上で、生きたまま他の金融機関に全株売却するためのものであると明確に述べていたものであります。これらは、長銀に対する処理を念頭に置いたものではないかと懸念をぬぐい去ることはできません。破綻金融機関を整理、清算するという野党三党案の原則から逸脱するものであります。

以上、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案を除くすべての法案の原案と修正案に賛成し、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案については、原案に賛成、修正案に反対する理由を申し述べ、私の討論を終わります。(拍手)

○相沢委員長 次に、春名真章君。

○春名委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました金融機能再生緊急措置法案等八法案及びそれらに対する六修正案に反対の討論を行います。

まず初めに、金融再生法案等四法案の三党派修正案を十分な審議も行わずに短時間で採決しようとしていることに対し、強く抗議するものであります。本修正案は、自民、民主、平和・改革の真

務者協議の結果であり、その間、修正協議の正規の場である理事協議会には経過報告がなされた程度、委員会でも審議は行われてこなかったものであります。

修正協議が自由、共産、社民を排除して行われ、その上、まとめられた修正案は、政府・自民党案にも野党三党派案にもなかつた公的資金投入の新たな仕組みが盛り込まれ、それをわずか二時間の委員会質疑で採決しようとしているのであります。議会制民主主義をじゅうりんし、国会と国民を愚弄するこのような暴挙は、断じて許すことはできません。

修正案に反対する第一の理由は、金融整理管財人による管理や特別公的管理への移行の要件を緩和し、破綻した金融機関だけでなく、破綻前の金融機関に対しても特別公的管理を認めるようにしていることとあります。これは、金融機関救済のための公的資金投入そのものであって、公的資金投入は預金者保護に限るとした野党三党派の従来主張に真つ向から反するものであります。このことによつて、長銀を破綻認定なしに特別公的管理の名で国が丸抱えをする、公的資金を投入する道が開かれていくわけであり、民主党、平和・改革自身が、長銀処理に当たつて、破綻している銀行を破綻していないと称して対処することは最も不明朗なやり方と批判してはいたではありませんか。

第二は、破綻せずに特別公的管理に入った銀行を引き継ぐ銀行に対しても資本注入の道を開いたこととあります。

三野党原案では、破綻した銀行の受け皿になる銀行に限つて資本注入を認めていたが、この修正によつて、長銀を引き受ける住友信託銀行のような銀行にも資本注入ができるようになり、まさに長銀処理の入り口から出口まで、すべて税金で対応できるようなスキームができてくるのであります。

第三は、整理回収機構による不良債権の回収の対象を、被管理銀行やブリッジバンク、破綻前銀

行にも適用される特別公的管理銀行のみならず、一般金融機関にまで拡大していることとあります。これは、果てしない税金投入に道を開いて、預金者保護という従来の建前すら投げ捨てた露骨な金融機関救済と言わなければなりません。したがつて、このような修正案は、断じて認めるわけにはいかないものであります。

これに対し、我が党提出の金融機能正常化法案は、これまで設けられてきた税金投入の仕組みをすべて廃止をし、預金保険機構の資金を預金保険料の引き上げで賄おうというものであり、銀行業界に自己責任、自己負担を求めるものであります。この原則を貫いてこそ、金融業界の中に自己規律が働き、国民の立場に立った金融システムの安定化と信頼の回復を図ることができるのであります。

他のサービサー法案等四法案とそれらに対する二修正案についてもいずれも反対であることを表明いたしました。私の討論を終わります。(拍手)

○相沢委員長 次に、濱田健一君。

○濱田委員 私は、社会民主党・市民連合を代表いたしました。ただいま議題となつております野党提出の金融機能再生関連四法案及び自民、民主、平和・改革の修正案と自民党提出の衆法四法及びその修正案に対し、賛成の討論を行います。

賛成討論ではありませんが、まず冒頭、このたびの自民、民主、平和・改革三党による修正協議がおくれ、最終合意が今日に至つてしまつたことは、現下の状況にかんがみ極めて遺憾であります。そのために委員会での審議時間を大きく制限するなどということは、本来、議会制民主主義とは相入れないものであり、あつてはならないこととあります。このことが今後決して先例とされることのないよう、冒頭で強く主張するものであります。

さて、金融の再生は、低迷を続ける日本経済にとつて、今や一刻の猶予も許されない最重要課題であります。修正協議がおくれたとはいへ、今

般、国民注視の中で与野党がその垣根を乗り越えて歩み寄り、一致して修正合意を目指したその姿勢は評価できるものと思つております。

以下、本金融関連四法案に賛成する主な理由を申し上げます。

賛成の第一の理由は、財政と金融の分離の方向が示されていることです。

金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画事務及び預金保険機構の監督に関する事務等は、大蔵省単独の所掌ではなく金融再生委員会との共管となつております。これは、大蔵省の関与を全面的に否定してはいないという面はあるものの、自社連立政権のときに交わされた大蔵省改革についての三党間合意、「金融破綻処理制度ないし金融危機管理への対応に限つて大蔵省に担当させる」という措置は、金融システム改革の進捗状況等を勘案し、当分の間とする」という合意よりは一歩前に進んだものと評価してあります。

ただし、三党による覚書でも、二〇〇一年一月一日までにこれらの所掌を金融再生委員会に一元化する方向性は示されておらず、来年の通常国会で金融庁を設置するかどうか明らかになつていないという点については、問題は残るということと指摘しておきます。

第二の理由は、破綻処理スキームにおいて、政府提案によるブリッジバンク方式も加えられたものの、国による株式の買い取り、特別公的管理が中心の柱になつてきていることです。これは我が党の、国営の再編銀行による管理と同じ内容のものであります。

第三の理由は、破綻金融機関の経営者と株主の責任が明確に規定されていることです。破綻金融機関の経営者は全員解任され、刑事上、民事上の責任も問われる仕組みとなつており、株主としての権限も預金保険機構に移されることになつております。こうした措置が必要であることは、我が党も強力に主張してきたところでございます。

第四の理由は、情報の開示、経営責任の追及、善意かつ健全な借り手に対する融資基準作成など

の仕組みをつくったことよって、借り手や貸し手のモラルハザードを防止できる仕組みができたということでありませう。

最後に、この関連四法案が成立すれば、金融機能安定化緊急措置法は廃止されることになりませうが、それにかわる金融機関の早期健全化スキームが早急に確立されるよう希望しますが、この健全化スキームが金融機能安定化緊急措置法と同じようなものにならぬよう、すなわち、個別銀行の救済のような、国民の不信を招くようなものとならないようにすべきであるということをつけ加えます。

以上、金融関連四法案と自民提出衆法四法の即時成立を期し、賛成討論を終わります。(拍手)
○相沢委員長 これにて討論は終局いたしました。

○相沢委員長 これより採決に入ります。
まず、保岡興治君外三名提出、債権管理回収業に関する特別措置法案について採決いたします。
まず、保岡興治君外五名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○相沢委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。
次に、ただいま可決された修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○相沢委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案について採決いたします。

まず、保岡興治君外五名提出の修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○相沢委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。
次に、ただいま可決された修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○相沢委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、保岡興治君外四名提出、競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整備に関する法律案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○相沢委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特定競売手続における現況調査及び評価等の特例に関する臨時措置法案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○相沢委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、菅直人君外十二名提出、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案について採決いたします。
まず、津島雄二君外七名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○相沢委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決された修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○相沢委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、金融再生委員会設置法案について採決いたします。

まず、津島雄二君外七名提出の修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○相沢委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決された修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○相沢委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、津島雄二君外七名提出の修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○相沢委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決された修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○相沢委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について採決いたします。

まず、津島雄二君外七名提出の修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○相沢委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決された修正部分を除いて原案について採決いたします。

○相沢委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。
お諮りいたします。
ただいま議決いたしました各案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○相沢委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕
○相沢委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時四十七分散会

金融機能の正常化に関する特別措置法案
金融機能の正常化に関する特別措置法
目次
第一章 総則(第一条―第三条)
第二章 金融機関の財務内容等の透明性の確保(第四条―第五条)
第三章 破綻した金融機関の預金保険機構による管理(第六条―第二十一条)
第四章 預金保険機構の業務の特例(第二十二条―第二十八条)
第五章 雑則(第二十九条―第三十条)
第六章 罰則(第三十一条―第三十五条)
附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、金融機関の破綻が相次いで発生し、我が国の金融の機能が大きく低下するとともに、金融機関の救済のために多額の公的資金が投入されている状況にあることにかんがみ、金融機関の自己責任の原則にのっとり我が国の金融の機能の安定及びその正常化を図るため、金融機関の破綻の処理の原則を定めると

もに、金融機関の貸付けの投機性等を明らかにした金融機関の財務内容の開示並びに破綻した金融機関の預金保険機構(以下「機構」という)による管理及び承継銀行の設立の制度を設けること等により信用秩序の維持と預金者等の保護を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「銀行」とは、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第一条に規定する長期信用銀行をいう。

2 この法律において「金融機関」とは、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関をいう。

3 この法律において「預金等」とは、預金保険法第二条第二項に規定する預金等をいう。

4 この法律において「預金者等」とは、預金保険法第二条第三項に規定する預金者等をいう。

5 この法律において「被管理金融機関」とは、第六条第一項の規定により機構による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けた金融機関をいう。

6 この法律において「承継銀行」とは、営業若しくは事業の譲受け又は合併(以下「営業の譲受け等」という)により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行をいう。

(金融機関の破綻処理の原則)

第三条 我が国の金融の機能の安定及びその正常化を図るため、金融監督委員会が講ずる金融機関の破綻に対する施策は、次に掲げる原則によるものとし、平成十三年三月三十一日までに実施するものとする。

- 一 金融機能の安定及びその正常化を図るための費用は、自己責任の原則にのっとり金融機関の負担によるべきものとする。
- 二 預金者等を保護するものとする。

三 金融機関の金融仲介機能を維持するものとする。

四 金融機関の破綻処理に係る費用が最小となるようにすること。

第二章 金融機関の財務内容等の透明性の確保

(資産の査定)の報告

第四条 金融機関は、決算期その他金融監督委員会規則で定める期日において資産の査定を行い、金融監督委員会規則で定めるところにより、その結果及び貸付資金の用途並びに回収不能となる危険性の高い債権に対する引当ての状況について資産査定等報告書を作成し、金融監督委員会(当該金融機関が一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合である場合にあつては、当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とする)に提出しなければならない。

2 前項の「資産の査定」とは、金融監督委員会規則で定める基準に従い、回収不能となる危険性又は価値の毀損の危険性に応じてその有する債権その他の資産を区分することをいう。

第五条 金融機関は、前条の規定による資産の査定を行ったときは、金融監督委員会規則で定めるところにより、その区分に係る資産の合計額及び貸付資金の使途別の合計額、回収不能となる危険性の高い債権に対する引当ての状況その他の金融監督委員会規則で定める事項を公表しなければならない。

第三章 破綻した金融機関の預金保険機構による管理

(業務及び財産の管理を命ずる処分)

第六条 金融監督委員会(この項に規定する処分に係る金融機関が一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合である場合にあつては当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関が労働金庫である場合にあつては金融監督委員会及び労働大臣とする)は、破綻した金融機関の預金保険機構

る。第八条(第十五条第三項において準用する場合を含む)、第十条、第十一条第一項から第三項まで、第十五条及び第六項、第十四条第一項並びに第十五条第一項において同じ)は、平成十三年三月三十一日までに限り、信用秩序の維持及び預金者等の保護を図るため、金融機関がその財産をもって債権を完済することができない場合その他金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認められる場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、機構による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることができる。

一 当該金融機関について、営業譲渡等(他の金融機関への営業若しくは事業の譲渡若しくは他の金融機関との合併又は他の金融機関若しくは銀行持株会社等に株式を取得されることによりその子会社(銀行法第二条第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社)をいう。以下同じ。)となることをいう。以下同じ)が行われないこと。

二 その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該金融機関が業務を行つていない地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

2 前項に規定する「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法第二条第十一項に規定する銀行持株会社

- 二 株式を取得することにより銀行を子会社とする持株会社(銀行法第五十二条の二第一項に規定する銀行を子会社とする持株会社をいう)となることについて同項の認可を受けた会社
- 三 長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社
- 四 株式を取得することにより長期信用銀行を

子会社とする持株会社(長期信用銀行法第十六条の二第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社をいう)となることについて同項の認可を受けた会社

3 平成十三年三月三十一日までに限り、金融機関は、その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、文書をもってその旨を金融監督委員会(当該金融機関が一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合である場合にあつては当該信用協同組合の監督に係る都道府県知事とし、当該金融機関が労働金庫である場合にあつては金融監督委員会及び労働大臣とする)に申し出なければならない。

4 一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする信用協同組合の監督に係る都道府県知事が当該信用協同組合に対して第一項の規定による処分をしたときは、直ちに、その旨を金融監督委員会に報告しなければならない。

(被管理金融機関の代表権等)

第七条 前条第一項の規定による機構による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下「管理を命ずる処分」という)があつたときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、機構に専属する。商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十七条(信用金庫法第四十九条、中小企業等協同組合法第五十四条及び労働金庫法第五十四条)において準用する場合を含む。商法第二百八十条ノ十五、同法第三百八十条(信用金庫法第五十二条第三項(同法第五十八條第五項において準用する場合を含む)、中小企業等協同組合法第五十七條第三項(同法第五十七條の三第四項において準用する場合を含む)及び労働金庫法第五十七條第三項(同法第六十二條第五項において準用する場合を含む))において準用する場合を含む。商法第四百十五條(信用金庫法第六十一条、中小企業等協同組合法第六十六条及び労働金庫法第六十五条)において準用する場合を含む。

む)及び商法第四百二十八条(信用金庫法第二十八條、中小企業等協同組合法第三十二條及び労働金庫法第二十八條において準用する場合を含む)の規定による取締役(被管理金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあっては、理事。以下この章において同じ)の権利についても、同様とする。

2 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)第九十八條の四の規定は機構について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條第一項の規定は被管理金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、民法第四十四條第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは、「預金保険機構」と読み替へるものとする。
(通知及び登記)

第八條 金融監督委員会は、管理を命ずる処分をしたときは、直ちに、被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理金融機関の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。
(株主の名義書換の禁止)

第九條 被管理金融機関が銀行である場合において、金融監督委員会は、必要があると認めるときは、株主の名義書換を禁止することができる。
(機構の報告義務)

第十條 機構は、管理を命ずる処分があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を調査し、金融監督委員会に報告しなければならない。
一 被管理金融機関が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯
二 被管理金融機関の業務及び財産の状況
三 被管理金融機関に係る営業譲渡等の見込み
四 その他必要な事項
金融監督委員会は、機構に対し、前項の規定による調査及び報告に関し必要な措置を命ずる

ことができる。
(計画の作成等)

第十一條 金融監督委員会は、被管理金融機関に係る営業譲渡等のため必要があると認めるときは、機構に対し、次に掲げる事項を含む被管理金融機関の業務及び財産の管理に関する計画の作成を命ずることができる。

一 被管理金融機関の資金の貸付けその他の業務の暫定的な維持継続に係る方針に関すること。
二 被管理金融機関に係る営業譲渡等を円滑に行うための方策に関すること。
三 機構は、前項の計画を作成したときは、金融監督委員会の承認を得なければならない。
四 機構は、やむを得ない事情が生じた場合には、金融監督委員会の承認を受けて、第一項の計画を変更し、又は廃止することができる。

五 金融監督委員会は、機構に対し、計画の実行に関し必要な措置を命ずることができる。
六 金融監督委員会は、必要があると認めるときは、機構に対し、計画の変更又は廃止を命ずることができる。

七 被管理金融機関の取締役、監査役(被管理金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である場合にあっては、監事。次条において同じ)及び支配人(被管理金融機関が信用協同組合又は労働金庫である場合にあっては、参事。次条において同じ)その他の使用人は、機構による計画の実行に協力しなければならない。
(機構の調査等)

第十二條 機構は、被管理金融機関の取締役、監査役及び支配人その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被管理金融機関の業務及

び財産の状況(これらの者であつた者について、その者が当該被管理金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は被管理金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。
二 機構は、この章の規定による業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。
(被管理金融機関の経営者の破綻の責任を明確にするための措置)

第十三條 機構は、被管理金融機関の取締役若しくは監査役又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。
二 機構は、この章の規定による業務を行うことにより犯罪があると思量するときは、告発をしなければならない。

(機構と被管理金融機関との取引)
第十四條 機構は、自己又は第三者のために被管理金融機関と取引するときは、金融監督委員会の承認を受けなければならない。この場合においては、民法第八八條の規定は、適用しない。
二 前項の承認を受けなかった行為は、無効とす。ただし、善意の第三者に對抗することができない。

(管理を命ずる処分の取消し)
第十五條 金融監督委員会は、管理を命ずる処分について、その必要がなくなったと認めるときは、当該管理を命ずる処分を取り消さなければならない。
二 第六條第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定により管理を命ずる処分を取り消した場

合について準用する。
三 第八條の規定は、第一項の場合について準用する。
(会社整理に関する商法の規定の不適用)
第十六條 商法第三百八十一條第一項、第三百八

十六條第一項(第六号から第九号までを除く。)及び第二項、第三百八十七條第一項、第三百八十八條から第三百九十一條まで、第三百九十七條並びに第三百九十八條の規定は、管理を命ずる処分があつた場合における当該管理を命ずる処分に係る被管理金融機関については、適用しない。
(株主總會等の特別決議等に関する特例)

第十七條 被管理金融機関における商法第二百四十四條第一項、第二百四十五條第一項、第二百四十六條若しくは第二百四十七條第一項の規定による決議、同法第二百四十七條第二項(同法第二百八十條第一項において準用する場合を含む。)、第二百四十三條、第二百四十五條第二項、第四百五條若しくは第四百八條第三項に規定する決議、信用金庫法第四十八條、中小企業等協同組合法第五十三條若しくは労働金庫法第五十三條の規定による議決又は金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第七條第三項(第一号において準用する商法第四百八條第三項)に係る部分に限る。若しくは同法第七條第六項の規定による合併決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主又は会員、組合員若しくは代議員若しくは総代(以下「株主等」という。)の議決権の三分の二以上を有する多数をもって、仮にすることができる。

二 被管理金融機関における商法第三百四十八條第一項若しくは第四百八條第四項の規定による決議又は金融機関の合併及び転換に関する法律第七條第三項(第一号において準用する商法第七條第三項)及び転換に関する法律第七條第三項第二号に係る部分に限る。これらの規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上を有する多数をもって、仮にすることができる。

三 第一項の規定により仮にした決議、議決又は

合併決議(以下「仮決議等」という。)があった場合においては、各株主等に対し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等の日から一月以内に再度の株主総会又は総会若しくは総代会(以下「株主総会等」という。)を招集しなればならない。

4 前項の株主総会等において第一項に規定する多数をもって仮決議等を承認した場合には、当該承認のあった時に、当該仮決議等をした事項に係る決議、議決又は合併決議があったものとみなす。

5 前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議又は合併決議があった場合について準用する。この場合において、前項中「第一項に規定する多数」とあるのは、「第二項に規定する多数」と読み替えるものとする。

(株主総会等の特別決議等に代わる許可)
第十八条 銀行である被管理金融機関がその財産をもって債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、商法第二百四十五条、第三百七十五条及び第四百五条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 営業の全部又は重要な一部の譲渡
二 資本の減少
三 解散

2 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫である被管理金融機関がその財産をもって債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、信用金庫法第四十八条、中小企業等協同組合法第五十三条及び労働金庫法第五十三条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 解散
二 事業の全部の譲渡
三 前二項に規定する許可(以下この条及び次条において「代替許可」という。)があったときは、当該代替許可に係る事項について株主総会等の決議又は議決があったものとみなす。

第二類第九号 金融安定化に関する特別委員会議録第十八号 平成十年十月二日

4 代替許可に係る事件は、当該被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

5 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三百三十三条ノ二第四項及び第五項の規定は、代替許可の申立てがあった場合について準用する。

6 代替許可の申立てに係る裁判に対しては、即時抗告をすることができない。この場合において、当該即時抗告が解散に係る代替許可の決定に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

7 前三項に規定するもののほか、代替許可に係る事件に關しては、非訟事件手続法第一編(第二章)から第四章まで、第十五条及び第十六条を除く。の規定を準用する。

(代替許可に係る登記の特例)
第十九条 前条第一項第二号若しくは第三号又は第二項第一号に掲げる事項に係る代替許可があった場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

(債権者保護手続の特例)
第二十条 銀行である被管理金融機関が資本減少の決議をした場合においては、預金者その他政令で定める債権者に対する商法第三百七十六条第二項において準用する同法第百条の規定による催告は、することを要しない。

(金融監督委員会規則への委任)
第二十一条 この章の規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、金融監督委員会規則で定める。

第四章 預金保険機構の業務の特例
(機構の業務の特例)
第二十二条 機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、前章の規定による業務、次条の規定による業務及び第二十四条の規定による業務を行うことができる。

(破綻した金融機関の機構による営業譲渡等の

あつせん)
第二十三条 機構は、金融機関がその財産をもって債務を完済することができない場合その他金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認められる場合又は金融機関が預金等の払戻しを停止した場合においては、当該金融機関の営業譲渡等のあつせんを行うことができる。

(破綻した金融機関の業務承継等に係る業務)
第二十四条 機構は、破綻した金融機関の業務承継等(承継銀行が営業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続することをいう。以下同じ。)の実現を図ることにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 承継銀行となる株式会社設立の発起人となり、及び当該設立の発起人となつた株式会社を設立するための出資をすること。
二 前号の規定により出資して設立された承継銀行と、被管理金融機関の業務承継等に関する協定(以下「協定」という。)を締結すること。

三 協定を締結した承継銀行(以下「協定承継銀行」という。)に対し、第二十六条の規定による貸付け又は債務の保証を行うこと。
四 協定承継銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により生じた損失の補てんを行うこと。

五 次条第五号の規定に基づき協定承継銀行から納付される金銭の収納を行うこと。
六 協定承継銀行に対し、協定の定めによる業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。
七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(協定)
第二十五条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならぬ。

一 協定承継銀行は、次に掲げる事項を実施すること。
イ 被管理金融機関から業務を引き継ぐため

営業の譲受け等を行うこと。
ロ 被管理金融機関の貸出債権その他の資産を引き継ぐこと。
ハ 資金の貸付けその他の業務の実施に際しては、次号に規定する指針に従うこと。
ニ 協定承継銀行は、法務、金融、会計等に精通している者を構成員とする委員会(以下この条において「融資審査委員会」という。)を設置し、融資審査委員会において協定承継銀行の資金の貸付けその他の業務の指針を作成し機構の承認を受けた後公表すること。

三 前号の指針は、資金の貸付けその他の業務の暫定的な維持継続を図るといふ承継銀行の目的を踏まえ、協定承継銀行の健全かつ適切な運営を確保する観点に立つて作成されるものであること。
四 第二号の指針は、協定承継銀行が資金の貸付けその他の業務のうち融資審査委員会の指定する取引について融資審査委員会の承認を受けて行う内容を内容として含むものであること。
五 協定承継銀行は、協定の定めによる業務の実施により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。
六 協定承継銀行は、速やかに、営業譲渡等によりその業務を終了すること。
七 協定承継銀行は、協定承継銀行から、協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定承継銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

(損失の補てん)
第二十七条 機構は、協定承継銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定承継銀行に

生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。ただし、当該損失の補てんを行うことが適当でない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(報告の徴求)

第二十八条 機構は、第二十四条の規定による業務を行うため必要があるときは、協定承継銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

第五章 雑則

(預金保険法の適用)

第二十九条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第九十一条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは、「第三十四条に規定する業務及び金融機能の正常化に関する特別措置法(平成十年法律第 号)第二十二條に規定する業務」とするほか、必要な技術的詁替は、政令で定める。

(政令への委任)

第三十条 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するために必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十一条 第四條第一項の資産査定等報告書に虚偽の記載をして提出した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第四條第一項の規定に違反して、資産査定等報告書の提出をしない者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条 被管理金融機関の取締役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくはが参事その他の使用人又はこれらの者であった者が第十二條第一項(第七條第一項及び第十一條第七項の規定により読み替えて適用される場

合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十三条 第二十八條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第三十一條第一項 五億円以下の罰金刑

二 第三十一條第二項 三億円以下の罰金刑

三 第三十三條 同条の刑

第三十五条 被管理金融機関の取締役又は理事が機構に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

2 金融機関の取締役又は理事が第六條第三項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をしたときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(金融監督委員会の設置)

第二条 金融機関の検査その他の監督、預金保険機構の監督等を行う金融監督委員会の設置については、別に法律で定める。

(金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の廃止)

第三条 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第五号)は、廃止する。

(経過措置)

第四条 金融システム改革のための関係法律の整

備等に関する法律(平成十年法律第七号)の施行の日の前日までの間における第二條第一項並びに第六條第一項及び第二項の規定の適用については、第二條第一項中「及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二條に規定する長期信用銀行」とあるのは、「長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行及び金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)第十二條の規定による廃止前の外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第一条第一項に規定する外国為替銀行」と、第六條第一項中「銀行法第二條第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社となされる会社」とあるのは、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律による改正前の銀行法(以下「旧銀行法」という。)第五十二條の二第二項に規定する子会社又は同条第三項の規定により子会社となされる会社」と、同条第二項中「銀行法第二條第十一項」とあるのは、「旧銀行法第五十二條の二第一項」と、銀行法第五十二條の二第一項」とあるのは、「旧銀行法第五十二條の三第一項」とする。

第五条 附則第三条の規定による廃止前の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(以下「旧金融機能安定化法」という。)第三條第一項の規定に基づく金融機関等の自己資本充実のための業務の委託に關する協定に係る旧協定銀行(旧金融機能安定化法第二條第六項に規定する協定銀行をいう。)の業務(この法律の施行の際有する取得優先株式等旧金融機能安定化法第三條第二項第三号に規定する取得優先株式等をいう。)及び取得貸付債権(同項第四号に規定する取得貸付債権をいう。)に係るものに限る。及び当該業務に係る預金保険機構の業務については、旧金融機能安定化法の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 附則第三条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 前二項に定めるもののほか、附則第三条の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(金融監督庁設置法の一部改正)

第六條 金融監督庁設置法(平成九年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

(預金保険法の一部改正)

第七條 預金保険法の一部を次のように改正する。

第四十二條の二を削る。

附則第七條第一項第二号の二を削り、同項第五号及び第六号中「とともに、第二号の二の協定銀行からの金銭の納付を的確に行わせる」を削る。

附則第八條第一項第二号の二を削る。

附則第十條の二中「第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条各号を次のように改める。

一 讓受債権等のそれぞれにつきその取得価額を下回る金額で回収を行ったことその他の政令で定める事由により損失が生じたときは、当該損失の金額として政令で定める金額

二 讓受債権等のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収を行ったことその他の政令で定める事由により利益が生じたときは、当該利益の金額として政令で定める金額

三 讓受債権等のそれぞれにつき第一号に規定する損失が生じた場合において、当該損失が生じた事業年度の翌事業年度以後に当該損失の生じた讓受債権等の全部又は一部の回収を行ったことその他の政令で定める事由により当該損失が減少したときは、当該減少をした損失の金額として政令で定める金額

附則第十八條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 金融機能の正常化に関する特別措置

法(平成十年法律第 号第二十二條に規定する業務

附則第十八條第一項第四号中「次条第一項の下に「及び第五項」を加える。
附則第十九條第一項中「平成十二年度」を「政令で定める年度」に改め、同条に次の一項を加える。

5 機構は、附則第十八條第一項第一号、第二号及び第三号の二に規定する業務を終了した日として政令で定める日において特例業務勘定に累積欠損金として政令で定めるところにより計算した金額(特例業務勘定に政令で定めるところにより計算した責任準備金の額があるときは、当該責任準備金の額を控除した金額。以下「累積欠損金額」という。)があるときは、そのてん補に充てるため、金融機関から特別保険料を徴取しなければならない。この場合において、特別保険料率その他特別保険料の徴取に必要事項は、政令で定める。

附則第十九條の二から第十九條の六までを削る。
附則第二十條の見出し中「並びに政府保証」を削り、同条第一項中「第三号」を「第三号の二」に改め、同条第二項中「及び第四十二條の二」を削る。

附則第二十條の二及び第二十條の三を削る。
附則第二十一條第一項中「平成十三年度末」を「附則第十九條第五項に規定する政令で定める日(同日において特例業務勘定に累積欠損金額があるときは、同項に規定する特別保険料をもって当該累積欠損金額をてん補するために必要な期間を勘案して政令で定める日)」に改め、同条第二項を削る。

(預金保険法の一部改正に伴う経過措置)
第八條 預金保険機構は、附則第七條の規定の施行の際、同条の規定による改正前の預金保険法(以下「旧法」という。)附則第十九條の二に規定する特例業務基金(以下この条において「特

第二類第九号 金融安定化に関する特別委員会議録第十八号 平成十年十月二日

例業務基金」という。)に、旧法附則第十九條の四第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならぬ。

2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。

3 預金保険機構は、附則第七條の規定の施行の際、第一項の規定により返還することとなる国債のほかは、特例業務基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。
第九條 前条に定めるもののほか、附則第七條の規定の施行に必要経過措置は、政令で定める。

理由

金融機関の破綻が相次いで発生し、我が国の金融の機能が大きく低下するとともに、金融機関の救済のために多額の公的資金が投入されている状況にあることにかんがみ、金融機関の自己責任の原則にのっとり我が国の金融の機能の安定及びその正常化を図るため、金融機関の破綻の処理の原則を定めるとともに、金融機関の貸付けの投機性等を明らかにした金融機関の財務内容の開示並びに破綻した金融機関の預金保険機構による管理及び承継銀行の設立の制度を設けること等により信用秩序の維持と預金者等の保護を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

債権管理回収業に関する特別措置法案に対する修正案

債権管理回収業に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第一条中「この法律は」の下に、「特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ」を加える。

第二条第一項を次のように改める。
この法律において「特定金銭債権」とは、次に掲げるものをいう。

一 次に掲げる者が有する貸付債権

イ 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項に規定する金融機関

ロ 信用金庫連合会

ハ 労働金庫連合会

ニ 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

ホ 農林中央金庫

ヘ 政府関係金融機関

ト 中小企業事業団

チ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

リ 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会

又 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

ル 保険会社

ヲ イからルまでに掲げる者に類する者として政令で定めるもの

二 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第二条第一項に規定する特定債権

三 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者第一号に掲げる者の子会社その他の同号に掲げる者と政令で定める特殊の関係のある者に限る。)が有する貸付債権(不動産を目的とする担保権により担保されるものであって、商業、工業、サービス業その他の事

業を行う者に対するものに限る。)

四 第一号に掲げる者が有していた貸付債権

五 前各号に掲げる金銭債権を担保する保証契約に基づく債権

六 信用保証協会その他政令で定める者が前号に掲げる債権に係る債務を履行した場合に取得する求償権

七 前各号に掲げる金銭債権に類するものとして政令で定めるもの

第十八條第二項中「広告をするときは」の下に「債権の回収の確実性その他法務省令で定める事項について」を加え、「その他の」を「を」とし、又は著しく」に改め、同条第三項中「保証人」の下に「(以下この条において「債務者等」という。))」を加え、「この項において」を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4 債権回収会社は、特定金銭債権の管理又は回収の業務を行うに当たり、偽りその他不正の手段を用いてはならない。

5 債権回収会社は、特定金銭債権に係る債務であつて利息制限法(昭和二十九年法律第百号)第一条第一項に定める利息の制限額を超える利息(同法第三条の規定によつて利息とみなされる金銭を含む。)を支払を伴ひ、又はその不履行による賠償額の子定が同法第四条に定める制限額を超えるものについて、債務者等に対し、その履行を要求してはならない。

6 債権回収会社は、債務者等に対し、貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業を営む者からの金銭の借入れその他これに類する方法により特定金銭債権に係る債務の弁済資金を調達することをみだりに要求してはならない。

7 債権回収会社は、債務者等の親族(債務者等と内縁関係にある者その他債務者等と同居し、

かつ、生計を同じくする者を含む。又は債務者等が雇用する者その他の債務者等と密接な関係を有する者に対し、債務者等に代わって債務を弁済することをみだりに要求してはならない。

8 債権回収会社は、債務者等が特定金銭債権に係る債務の処理を弁護士に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとった場合において、その旨の通知があつたときは、正当な理由がないのに、債務者等に対し、訪問し又は電話をかけて、当該債務を弁済することを要求してはならない。

第三十四条第一項第四号中「不正又は」を削る。

第三十五条第六号を同条第九号とし、同条第五号の次に次の三号を加える。

六 第十八条第一項の規定に違反した者

七 第十八条第二項の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をした者

八 第十八条第三項の規定に違反して、同項に規定する事項を記載していない委任状を取得した者

附則に次の一条を加える。

(検討) 第七条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、この法律の実施状況等を勘案しつつ検討が加えられるものとし、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第一項中「及び水産業協同組合法」を「水産業協同組合法」に改め、「漁業協同組合連合会」の下に「及び保険会社」を加え、同条第二

項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)第三条第一項第一号の規定により出資して設立された株式会社

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律案の一部を次のように修正する。

第四章 破綻した金融機関の金融整理
第五章 破綻した銀行の特別公的管理
第六章 破綻した金融機関の業務承継(第二十七条)

管財人による管理(第八条―第二十七条)
第二十八条―第四十五条
第四十六条―第五十二条

第四章 金融整理管財人による管理(第八条―第二十五条)
第五章 破綻した金融機関の業務承継(第二十七条)

置(第五十三条―第五十九条)に改める。

第一一条中「破綻した金融機関」を「金融機関」に、「銀行の特別公的管理」を「金融機関の業務承継、銀行の特別公的管理並びに金融機関等の資産の買取りに関する緊急措置」に改める。

第二一条第六項中「第二十八条第一項」を「第三十六条第一項又は第三十七条第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 この法律において「子会社」とは、銀行法第二一条第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社をいう。

7 この法律において「承継銀行」とは、営業若しくは事業の譲受け又は合併(以下「営業の譲受け等」という。)により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行であつて、預金保険機構(以下「機構」という。)の子会社として設立されたものをいう。

第四一条中「預金保険機構以下「機構」という。)を「日本銀行及び機構」に改める。

第六一条第一項中「金融再生委員会規則」を「主務省令」に、「あつては」を「あつては」に、「と」を「と」に、当該金融機関が労働金庫である場合にあっては金融再生委員会及び労働大臣とする。

第七一条中「金融再生委員会規則」を「主務省令」に改める。

「第四章 破綻した金融機関の金融整理管財人による管理」を「第四章 金融整理管財人による管理」に改める。

第八一条第一項中「あつては」を「あつては」に、「と」を「と」に、当該金融機関が労働金庫である場合にあっては金融再生委員会及び労働大臣とする。

条、第二十条第一項、第二十六条、第五十四条並びに第五十五条を「同条第一項、第十一條第二項から第四項まで、第十三條、第十四條第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第十五條、第十九條第一項、第二十五條並びに第六十九條」に改め、「要件」の下に「のいずれか」を加え、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の認可を受けて」を削り、同項各号を次のように改める。

一 当該金融機関の業務の運営が著しく不適切であること。

二 当該金融機関について、営業譲渡等(他の金融機関への営業若しくは事業の譲渡若しくは他の金融機関との合併又は他の金融機関若しくは銀行持株会社等に株式を取得されることによりその子会社となることをいう。以下同じ)が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

第九條を削る。

第十條第二項中「第八條第三項」を「前條第三項」に改め、同條第三項中「第八條第四項」を「前條第四項」に改め、同條を第九條とする。

第十一條を第十條とする。

第十二條第四項中「金融再生委員会規則」を「主務省令」に改め、同條第六項中「あつては」を「あつては」に、「都道府県知事とする」を「都道府県知事とし、当該金融機関が労働金庫である場合にあっては金融再生委員会及び労働大臣とする」に改め、同條を第十一條とする。

第十三條第二項中「第四十八條」を「第六十条」に改め、同條を第十二條とする。

第十五条を第十四条とし、第十六条から第二十六までを一条ずつ繰り上げる。

第二十七条(見出しを含む)中「金融再生委員会規則」を「主務省令」に改め、同条を第二十六条とする。

第五章から第八章までを次のように改める。

第五章 破綻した金融機関の業務承継

(承継銀行の設立の決定)

第二十七条 金融再生委員会は、平成十三年三月三十一日までを限り、被管理金融機関が第八条第一項第二号に掲げる要件に該当し、かつ、当該被管理金融機関の業務承継(承継銀行が営業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続することをいう。以下同じ。)のため承継銀行を活用する必要があると認めるときは、次に掲げる決定を行うことができる。

一 機構が当該被管理金融機関から業務を引き継ぐための営業の譲受け等を行う承継銀行を子会社として設立し、当該承継銀行が当該営業の譲受け等を行うべき旨の決定

二 承継銀行が当該被管理金融機関から業務を引き継ぐための営業の譲受け等(前号に規定する営業の譲受け等を除く)を行うべき旨の決定

2 金融再生委員会は、必要があると認めるときは、前項の決定を取り消し、又は変更する決定を行うことができる。

3 金融再生委員会は、第八条第四項の規定による報告を受けたときは、速やかに、当該報告に係る信用協同組合の監督に係る都道府県知事に当該信用協同組合の業務承継のため承継銀行を活用する必要があるか否かにつき意見を求めなければならぬ。

4 金融整理管財人は、必要があると認めるときは、金融再生委員会に第一項又は第二項の規定による決定を行うことを求めることができる。

(被管理金融機関の資産の判定)
第二十八条 機構は、前条第一項又は第二項の規

定による同条第一項各号に掲げる決定があつたときは、金融再生委員会に対し、当該被管理金融機関の貸出債権その他の資産の内容を審査し、承継銀行が保有する資産として適当であるか否かの判定を行うよう求めるものとする。

2 金融再生委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、円滑な業務承継を図る観点及び承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を図る観点から、同項の判定を行うものとする。

3 金融再生委員会は、前項の判定を行うための基準をあらかじめ定め、これを公表しなければならない。

4 前項の基準は、第二項の判定の対象となる債権に係る債務者の債務の履行状況及び当該債務者の財務内容の健全性に関する基準を含むものでなければならない。

(承継銀行の設立等)

第二十九条 機構は、第二十七条第一項又は第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる決定があつたときは、当該決定に係る出資の内容について金融再生委員会の承認を受けて、平成十三年三月三十一日までに、承継銀行となる株式会社設立の発起人となり、及び当該設立の発起人となつた株式会社を子会社として設立するための出資をしなければならない。

2 機構は、前項に規定するほか、承継銀行に対する出資を行うおとすときは、金融再生委員会の承認を受けなければならない。

3 金融再生委員会は、前二項の承認を行うための基準をあらかじめ定め、これを公表しなければならない。

4 機構は、第一項又は第二項に規定する出資をしたときは、速やかに、その内容を金融再生委員会に報告しなければならない。

(承継銀行の経営管理)

第三十条 機構は、承継銀行が次に掲げる事項を適確に実施できるようその経営管理を行わなければならない。

一 第二十七条第一項又は第二項の規定による

同条第一項各号に掲げる決定があつたときは、当該決定の対象とされた被管理金融機関から業務を引き継ぐための営業の譲受け等を行うこと。

二 第二十八条第二項の規定により承継銀行が保有する資産として適当であると判定された資産を引き継ぐこと。

三 資金の貸付けその他の業務の実施に際しては、次項に規定する指針に従うこと。

2 機構は、承継銀行の資金の貸付けその他の業務についての指針を次の各号に定めるところにより作成し、金融再生委員会の承認を受けた後、公表しなければならない。

一 当該指針は、資金の貸付けその他の業務の暫定的な維持継続を図るとし承継銀行の目的を踏まえ、第二十八条第三項に規定する基準との整合性に配慮しつつ、承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点に立つて作成されるものであること。

二 当該指針は、承継銀行が資金の貸付けその他の業務のうち機構の指定する取引について機構の承認を受けて行うことを内容として含むものであること。

3 機構は、承継銀行に対し、その経営に必要な指導及び助言を行うことができる。

4 機構は、承継銀行の経営管理の円滑な実施等のための人材の確保に資するため、法務、金融、会計等に精通している者に関する情報収集を行わなければならない。

(経営管理の終了等)

第三十一条 機構は、承継銀行が最初に業務を引き継いだ被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日から一年以内に、次に掲げる措置を講ずることにより当該承継銀行の経営管理を終了しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該経営管理を終了することができない場合には、一年ごとに二回まで

一 当該承継銀行の合併(当該合併後存続する

法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限り、)

二 当該承継銀行の営業の全部の譲渡

三 当該承継銀行の株式の譲渡その他の処分(当該処分により当該承継銀行が機構の子会社でなくなるものに限り、)

四 株主総会の決議による当該承継銀行の解散

2 機構は、前項本文の規定による経営管理の終了又は同項ただし書の規定による期限の延長をしようとするときは、金融再生委員会の承認を受けなければならない。

3 機構は、第一項の規定により承継銀行の経営管理を終了したとき又は承継銀行(承継銀行であつた銀行を含む)の株式の譲渡その他の処分(同項第二号に掲げるものを除く)を行ったときは、速やかに、その旨を金融再生委員会に報告しなければならない。

(協定)

第三十二条 機構は、承継銀行と次に掲げる事項を含む協定(以下この章において「協定」という)を締結するものとする。

一 協定を締結した承継銀行(以下「協定承継銀行」という)は、第三十条第一項各号に掲げる事項を実施すること。

二 協定承継銀行は、機構が当該協定承継銀行の資産の買取りを行うことを機構に申し込むことができること。

三 協定承継銀行は、次条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

2 機構は、協定を締結したときは、直ちに、その協定の内容を金融再生委員会に報告しなければならない。

(資金の貸付け及び債務の保証)

第三十三条 機構は、協定承継銀行から、協定承継銀行の業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定承継

銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 機構は、前項の規定により協定承継銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を金融再生委員会に報告しなければならない。

(損失の補てん)

第三十四条 機構は、協定承継銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定承継銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。ただし、当該損失の補てんを行うことが適当でない場合として政令で定める場合は、この限りでない。

(報告の徴求)

第三十五条 機構は、この章の規定による業務を行うための必要があるときは、承継銀行に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

第六章 特別公的管理

(特別公的管理の開始の決定)

第三十六条 金融再生委員会は、銀行がその財産をもって債務を完済することができない場合その他銀行がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認められる場合又は銀行が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該銀行につき、特別公的管理の開始の決定(以下「特別公的管理開始決定」という。)をすることができる。

一 当該銀行について営業譲渡等が行われることとなく、当該銀行の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、次に掲げるいずれかの事態を生じさせるおそれがあること。
イ 他の金融機関等の連鎖的な破綻を発生させることとなる等により、我が国における金融の機能に極めて重大な障害が生ずることとなる事象

ロ 当該銀行が業務を行つている地域又は分野における融資比率が高率である等の理由により、他の金融機関による金融機能の代替が著しく困難であるため、当該地域又は分野における経済活動に極めて重大な障害が生ずることとなる事象

二 この章に定める特別公的管理以外の方法によつては前号イ又はロに掲げる事態を回避することができないこと。

2 金融再生委員会は、前項の規定により特別公的管理開始決定をしたときは、金融再生委員会規則で定めるところにより、これを公告しなければならない。

第三十七条 金融再生委員会は、銀行がその業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認められる場合であつて、次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該銀行につき、特別公的管理開始決定をすることができる。

一 当該銀行について営業譲渡等が行われることとなく、当該銀行の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、前条第一項第一号イに掲げる事態を生じさせるおそれがあり、かつ、国際金融市場に重大な影響を及ぼすこととなる事態を生じさせるおそれがあること。
二 この章に定める特別公的管理以外の方法によつては前号に掲げる事態を回避することができないこと。

2 前条第二項の規定は、前項の規定により特別公的管理開始決定をした場合について準用する。

(特別公的管理銀行の株式の取得の決定)

第三十八条 金融再生委員会は、特別公的管理開始決定と同時に、機構が当該特別公的管理開始決定に係る特別公的管理銀行の株式を取得することを決定するものとする。

2 金融再生委員会は、前項の規定による決定をしたときは、金融再生委員会規則で定めるところにより、その旨を機構及び当該特別公的管理銀行に通知するとともに、これを公告しなければならない。

第三十九条 前条第二項の規定による公告があつた場合には、特別公的管理銀行の株式は、当該公告があつた時(以下「公告時」という。)に、機構が取得する。

2 前項の規定により機構が取得した株式(以下「取得株式」という。)に係る株券(端株券を含む。以下同じ。)は、公告時において無効とする。

3 第一項の規定による株式の取得については、商法第二百五条第一項及び第二百六条第一項の規定は、適用しない。

(株式の対価)

第四十条 株価算定委員会は、公告時における当該特別公的管理銀行の純資産額を基礎として、金融再生委員会規則で定める算定基準に従い、取得株式の対価を決定するものとする。

2 金融再生委員会は、前項の算定基準を定めるときは、これを公示するものとする。

3 第三十八条第二項の規定は、第一項の規定により取得株式の対価を決定した場合について準用する。

(株式の対価の支払の請求)

第四十一条 公告時において特別公的管理銀行の株主(端株主を含む)であつた者(以下「旧株主」という。)は、前条第一項の決定があつたときは、機構に対し、取得株式の対価の支払を請求することができる。

2 第三十九条第二項の規定により無効とされた株券の占有者は、公告時における適法な所持人と推定する。

3 第一項の規定による取得株式の対価の支払方法その他取得株式の対価の支払に関し必要な事項は、政令で定める。

(担保権の消滅等)
第四十二条 第三十九条第一項の規定により機構

が特別公的管理銀行の株式を取得したときは、当該株式を目的とする質権その他の担保権は、消滅する。

2 前項の場合において、これらの権利は、前条第一項の規定により旧株主が受けるべき取得株式の対価に対しても行うことができる。ただし、その支払の前に差押えをしなければならぬ。

(政令への委任)

第四十三条 前条に定めるもののほか、取得株式につき質権その他の担保権を有する者その他の政令で定める関係人がある場合における取得株式の対価の支払について必要な事項は、政令で定める。

(旧株主等に周知させるための措置)

第四十四条 機構は、第三十八条第二項の規定による公告があつたときは、金融再生委員会規則で定めるところにより、同条第一項の規定による決定の内容その他金融再生委員会規則で定める事項について、旧株主その他関係人に周知させるための必要な措置を講じなければならない。

(特別公的管理銀行の役員を選任及び解任の特例)

第四十五条 機構は、商法第二百五十四条第一項(同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、金融再生委員会の指名に基づき、特別公的管理銀行の取締役及び監査役を選任することができる。この場合において、特別公的管理銀行の取締役又は監査役の変更の登記の申請書には、指名及び選任を証する書面を添付しなければならない。

2 機構は、商法第二百五十七条第一項(同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、金融再生委員会の承認を得て、特別公的管理銀行の取締役又は監査役を解任することができる。

(特別公的管理銀行の報告義務)

第四十六条 特別公的管理銀行は、特別公的管理開始決定の後遅滞なく、次に掲げる事項を調査

- し、金融再生委員会に報告しなければならぬ。
 - 一 特別公的管理銀行について特別公的管理開始決定が行われる状況に至った経緯
 - 二 特別公的管理銀行の業務及び財産の状況
 - 三 前二号に定めるもののほか、金融再生委員会規則で定める事項
 - 四 その他必要な事項
- 2 金融再生委員会は、特別公的管理銀行に對し、前項の規定による調査及び報告に關し必要な措置を命ずることができ、
- (経営合理化計画の作成等)
- 第四十七条 特別公的管理銀行は、金融再生委員会規則で定めるところにより、経営合理化計画を作成し、金融再生委員会の承認を得なければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の経営合理化計画(以下この条及び第四十九条第一項において「計画」という。)には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 特別公的管理銀行の資金の貸付けその他の業務の実施に係る方針
 - 二 特別公的管理銀行の業務の整理及び合理化に係る方針
 - 三 その他金融再生委員会規則で定める事項
- 3 金融再生委員会は、必要があると認めるときは、特別公的管理銀行に對し、計画の變更を命ずることができ、
- (特別公的管理銀行の業務)
- 第四十八条 特別公的管理銀行は、資金の貸付けその他の業務を行う基準を作成し、金融再生委員会の承認を得なければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。
- (報告又は資料の提出等)
- 第四十九条 金融再生委員会は、必要があると認めるときは、特別公的管理銀行に對し、その業務及び財産の状況、計画の実施の状況等に関する報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 預金保険法第三十七条第三項の規定は、特別

公的管理銀行の取締役、監査役及び支配人その他の使用人並びにこれらの者であつた者について準用する。

(特別公的管理銀行の経営者の破綻の責任を明確にするための措置)

第五十条 特別公的管理銀行は、その取締役若しくは監査役又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2 特別公的管理銀行の取締役及び監査役は、その職務を行うことにより犯罪があると思考するときは、告発をしなければならない。

(準用規定)

第五十一条 第二十四条の規定は、特別公的管理銀行が資本減少の決議をした場合について準用する。

(特別公的管理の終了)

第五十二条 金融再生委員会は、平成十三年三月三十一日までに、機構又は特別公的管理銀行に次に掲げる措置を行わせることにより、この章に定める特別公的管理を終えるものとする。

- 一 特別公的管理銀行の営業の譲渡
- 二 特別公的管理銀行の株式の譲渡その他の処分

分

第七章 金融機関等の資産の買取りに関する緊急措置

(金融機関等の資産の買取りに関する業務)

第五十三条 機構は、金融機関その他の者の資産を買取ることにより第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

- 一 次に掲げる金融機関その他の者(以下「金融機関等」という。)から資産を買取ること。
- イ 被管理金融機関
- ロ 協定承継銀行
- ハ 特別公的管理銀行
- ニ イからハまでに掲げる金融機関以外の金融機関、信用金庫連合会、中小企業等協同

組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、労働金庫連合会、農林中央金庫、農業協同組合法(昭和二十二年法律百三十二号)第十條第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会及び水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会

二 預金保険法附則第七條第一項の規定により同項の整理回収業務に関する協定を締結した銀行と金融機関等からの資産の買取り並びに当該買取った資産の管理及び処分を行う業務等に関する協定(以下「特定整理回収協定」という。)締結し、当該特定整理回収協定を締結した銀行(以下「特定協定銀行」という。)に對し、機構に代わつて当該資産の買取りを行うことを委託すること。

2 前項に規定する資産の買取り及びその委託は、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ当該各号に定める場合に限り行うものとする。

- 一 前項第一号イ、ハ及びニに掲げる金融機関等 平成十三年三月三十一日までに当該金融機関等から資産の買取りの申込みがなされた場合
- 二 前項第一号ロに掲げる金融機関 平成十三年三月三十一日までに第三十二條第一項第二号の規定による同号の申込みがなされた場合
- 三 預金保険法附則第七條第一項(第一号及び第四号を除く。)の規定は、機構が特定協定銀行に對し第一項第二号の規定による資産の買取りの委託を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「破綻金融機関との合併により承継し、又は破綻金融機関から譲り受けた営業の整理を行い、並びに破綻金融機関から買取った資産の管理及び処分を行うこと(以下「整理回収業務」という。)を目的の一つとする一の銀行(第二條第一項第一号に掲げる銀行をいう。以下この条及び次条において同じ。)&整理回収業務に関する協

定(以下「協定」という。)を締結し、並びに当該協定」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融機能再生緊急措置法」という。)第五十三條第一項第二号に規定する特定整理回収協定(以下「特定整理回収協定」という。)&同項第二号中「附則第十條の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十八條において準用する金融機能再生緊急措置法第三十四條本文」と、附則第十一條第一項」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十七條第一項」と、同項第二号の二中「次條第一項第二号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四條第一項第三号」と、同項第三号中「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号及び第六号中「協定」とあるのは「特定整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、「第二号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十三條第三項において準用する第二号の二」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定整理回収協定)

第五十四条 特定整理回収協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 特定協定銀行は、前條第一項第二号の規定による資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わつて買取り、その買取った資産の管理及び処分を行うこと。
- 二 特定協定銀行は、特定整理回収協定の定めによる業務に係る経理については、他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。
- 三 特定協定銀行は、毎事業年度、特定整理回収協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相當する金額を機構に納付すること。

2 預金保険法附則第八条第一項(第一号から第二号の二まで及び第六号を除く。)の規定は、特定整理回収協定について準用する。この場合において、同項第三号中「第二号」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融機能再生緊急措置法」という。第五十四条第一項第一号」と、「附則第十一条第五十四条第一項第一号」と、「附則第十二条第五十七条第一項」と、同項第四号中「第一号」の規定による営業の譲受け等又は第二号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第一項第一号」と、「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号中「前号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する前号」と、同項第七号中「債務者の財産」とあるのは「債務者の財産(当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する次号において同じ。か」と、同項第八号の二中「前号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する前号」と、同項第九号中「第七号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する第七号」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、同項第十号中「整理回収業務」とあるのは「業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 第三十二条第二項の規定は、機構が特定整理回収協定を締結した場合について準用する。
(資産の買取りの決定等)

第五十五条 機構は、第五十三条第二項各号に規定する資産の買取りの申込みを受けたときは、次条の基準に従い、当該資産の買取りの価格その他の条件を定めなければならない。

2 機構は、特定協定銀行に対し資産の買取りの委託の申出をするときは、前項の規定により定

めた資産の買取りの価格その他の条件を提示するものとする。

3 機構は、第一項の申込みに係る資産の買取り(特定協定銀行が機構の委託を受けて資産の買取りを行う場合を含む。)を決定するときは、金融再生委員会会の承認を受けなければならない。
(資産買取基準)

第五十六条 第五十三条第一項第一号の規定により金融機関等の資産を買取る場合の価格は、当該資産が回収不能となる危険性等を勘案して適正に定められたものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、金融再生委員会は、前条第三項の承認を行うための基準をあらかじめ定め、これを公表しなければならない。
(資金の貸付け及び債務の保証)

第五十七条 機構は、金融機関等の資産の買取りのために必要とする資金その他の特定整理回収協定の定めによる業務の円滑な実施のために必要とする資金について、特定協定銀行に対するその資金の貸付け又は特定協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証を行うことができる。

2 第三十三条第二項の規定は、前項の規定により機構が特定協定銀行に対し資金の貸付け又は債務の保証を行う場合について準用する。
(準用)

第五十八条 第三十四条本文及び預金保険法附則第十二条から第十五条までの規定は、特定協定銀行が特定整理回収協定に従い特定整理回収協定の定めによる業務を行う場合について準用する。この場合において、同法附則第十三条中「附則第七条第一項」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融機能再生緊急措置法」という。第五十三条第三項において準用する附則第七条第一項」と、同法附則第十四条中「附則第七条第一項」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する附則第七条第一項」と、同法附則第十四条の二第一項中「附則第七条第一項」と

一項第五号に掲げる業務又は附則第十六条第五項に規定する特別資金援助に係る資産の買取りにより機構が取得した債権(次項において「特定債権」という。)の回収に係る業務」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する附則第七条第一項第五号に掲げる業務」と、同法附則第十四条の三中「前条」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十八条において準用する前条」と、同法附則第十五条第一項中「附則第七条第一項第六号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する附則第七条第一項第六号」と、同条第二項中「附則第八条第一項第八号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する附則第八条第一項第八号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
(特定協定銀行による債権の取立て等の受託)

第五十九条 特定協定銀行は、金融機関等から回収が困難となった債権を買取ることを業として行う株式会社であつて金融再生委員会が指定したものの又は金融機関等から債権の取立て又は処分を委託を受けたときは、当該株式会社又は当該金融機関等のために自己の名をもって、当該委託を受けた債権の取立て又は処分に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

第八章 預金保険機構の業務の特例等
(機構の業務の特例)

第六十条 機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 第二十九条第一項の規定により承継銀行となる株式会社設立の発起人となり、及び設立のための出資を行い、並びに同条第二項の規定により承継銀行に対し出資を行うこと。

二 第三十条第一項の規定により承継銀行の経営管理を行うこと。

三 第三十二条第一項の規定により承継銀行と

協定を締結すること。

四 第三十三条第一項の規定により協定承継銀行に対し資金の貸付け又は債務の保証を行うこと。

五 第三十四条の規定により協定承継銀行に対しその業務の実施により生じた損失の補てんを行うこと。

六 第三十九条第一項の規定により特別公的管理銀行の株式を取得すること。

七 第四十五条の規定により特別公的管理銀行の取締役及び監査役を選任し、又は解任すること。

八 第五十三条第一項に規定する業務を行うこと。

九 次条の規定により特別公的管理銀行に対しその業務に必要な資金の貸付けを行うこと。

十 第六十二条の規定により特別公的管理銀行に対しその業務の実施により生じた損失の補てんを行うこと。

十一 第六十三条の規定により破綻金融機関(預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関をいう。第六十三条において同じ。)、承継銀行又は特別公的管理銀行(第六十二条の規定による損失の補てん又は第七十二条の規定による特別資金援助を受けた特別公的管理銀行に限る。第六十三条において同じ。)の営業若しくは事業を譲り受け、若しくはその株式を譲り受ける金融機関の発行する株式その他政令で定める有価証券(以下「株式等」という。)の引受けを行い、又は当該金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、金融再生委員会規則で定めるものをいう。第六十三条において同じ。)による貸付けを行うこと。

十二 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
(資金の貸付け)

第六十一条 機構は、金融再生委員会の承認を得

て、特別公的管理銀行に対し、その業務に必要な資金を貸し付けることができる。

(損失の補てん)

第六十二条 機構は、金融再生委員会の承認を得て、特別公的管理銀行に対し、その業務の実施により生じた損失の補てんを行うことができる。

(株式等の引受け等)

第六十三条 機構は、金融再生委員会の承認を得て、破綻金融機関、承継銀行又は特別公的管理銀行の営業若しくは事業を譲り受け、若しくはその株式を譲り受ける金融機関の発行する株式等の引受けを行い、又は当該金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けを行うことができる。ただし、当該営業若しくは事業の譲受け又は株式の譲受けにより自己資本の充実の状況が悪化する場合であつて、かつ、機構による株式等の引受け等(株式等の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付けをいう。以下この条において同じ。)が当該金融機関の自己資本の充実の状況を改善するために必要な範囲を超えないものとして金融再生委員会規則で定める場合に限る。

2 前項の規定により株式等の発行又は劣後特約付金銭消費貸借による借入れを行うとする金融機関は、平成十三年三月三十一日までに、機構に対し、株式等の引受け等の申込みを行うものとし、機構が当該申込みを受けたときは、金融再生委員会に対し、当該申込みに係る株式等の引受け等を行うことについての承認の申請をし、その承認を求めなければならない。

3 機構は、第一項の規定により引き受けた株式等及び貸付けに係る債権については、できる限り早期に譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

4 機構は、第一項の規定による株式等の引受け等を行ったとき及び前項の規定による処分を行ったときは、直ちに、その旨を金融再生委員会に報告しなければならない。

(区分経理)
第六十四条 機構は、第六十条の規定による業務(以下「金融再生業務」という。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「金融再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(借入金及び預金保険機構債券)
第六十五条 機構は、金融再生業務を行うため必要と認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、金融再生委員会の認可を受け、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は預金保険機構債券(以下「債券」という。)の発行(債券の借換えのための発行を含む。)をすることができる。

2 日本銀行は、日本銀行法平成九年法律第八十九号第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六条の規定にかかわらず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをすることができる。

4 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第三項の規定により発行される債券とみなして、同条第四項から第八項までの規定を適用する。

(政府保証)
第六十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三十二条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をすることができる。

(金融再生勘定の廃止)
第六十七条 機構は、金融再生業務の終了の日として政令で定める日において、金融再生勘定を廃止するものとする。

2 機構は、金融再生勘定の廃止の際、金融再生

勘定に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

第九章 雑則

(金融機関の申出)

第六十八条 金融機関は、平成十三年三月三十一日までの限り、その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、その旨及びその理由を、文書をもって、金融再生委員会に申し出なければならない。

2 銀行は、平成十三年三月三十一日までの限り、その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認められるときは、その旨及びその理由を、文書をもって、金融再生委員会に申し出なければならない。

(通知及び登記)

第六十九条 金融再生委員会は、管理を命ずる処分をしたとき若しくは管理を命ずる処分を取り消したとき又は特別公的管理開始決定をしたとき若しくは特別公的管理を終了したときは、直ちに、被管理金融機関又は特別公的管理銀行の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書又は決定書の謄本を添付して、被管理金融機関又は特別公的管理銀行の本店又は主たる事務所の所在地及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

(訴訟)

第七十条 第四十条第一項の規定により株価算定委員会が決定した取得株式の対価に不服のある者は、同条第三項において準用する第三十八条第二項の規定による公告があつた日から起算して六月以内に、訴えをもってその変更を請求することができる。

2 前項の規定による訴えにおいては、機構を被告としなければならない。

(預金保険法の適用)

第七十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは、「事項(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号。以下「金融機能再生緊急措置法」という。)の規定による機構の業務に係るものを除く。)」と、同法第三十五条第一項中「以下同じ」とあるのは、「第三十七条第一項を除き、以下同じ」と、同法第三十七条第一項中「金融機関」とあるのは、「金融機関(金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する業務を行う場合にあつては、同法第二号に規定する金融機関等)」と、同法第四十四条第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務」とあるのは、「業務(金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務を除く。)」と、同法第九十一条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第九十一条第二号中「この法律又は金融機能再生緊急措置法」とあるのは、「この法律又は金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務」とする。

(特別公的管理銀行等に対する預金者等の保護のための資金援助)
第七十二条 特別公的管理銀行は、預金者等の保護のため、その必要の限度において、機構から金銭の贈与、資金の貸付け若しくは預入れ、資産の買取り又は債務の保証若しくは引受け(以下この条において「特別資金援助」という。)を受けることが必要と認るときは、機構に対し、当該特別資金援助を申し込むことができる。

- 2 前項の申込みが行われたときは、当該特別公的管理銀行を預金保険法第五十九条第一項の救済金融機関と、当該特別資金援助の申込みを同項の資金援助の申込みとみなし、同法第六十四条第一項及び同法附則第十六条第一項の規定を適用する。この場合において、同法第六十一条第一項の規定は適用しない。
- 3 機構は、第三十九条第一項の規定により特別公的管理銀行の株式を取得したときは、金融再生委員会に対し、当該特別公的管理銀行の貸出債権その他の資産の内容を審査し、その保有する資産として適当であるか否かの判定を行うよう求めなければならない。
- 4 金融再生委員会は、前項の規定による求めがあつたときは、第二十八条第三項に規定する基準に基づいて前項の判定を行うものとする。
- 5 第一項の規定による資産の買取りの申込みは、前項の規定により特別公的管理銀行の保有する資産として適当でない判定された資産について行うものとする。
- 6 機構が預金保険法附則第十条第一項の規定により前項の資産の買取りを同法附則第七条第一項第一号の協定銀行に委託したときは、同号の協定銀行による当該資産の管理及び処分を同項の規定による同項の整理回収業務とみなし、同項の規定を適用する。この場合において、同項、同法附則第八条第一項第二号、同法附則第十条第一項及び第四項、同法附則第十一条第一項並びに同法附則第二十二條第一項中「破綻金融機関」とあるのは、「特別公的管理銀行」と読み替へるものとする。
- 7 第五十三条の規定による特別公的管理銀行の資産の買取りは、第五項の資産の買取りの対象とならなかつた資産について行うものとする。
- 8 第二十七条第一項又は第二項の規定による同条第一項各号に掲げる決定があつたときは、同項に規定する承継銀行を預金保険法第六十二条第一項のあつせんを受けた同項の他の金融機関とみなし、同条第二項の規定を適用する。

- (根抵当権の譲渡に係る特例)
- 第七十三条 被管理金融機関が承継銀行その他の金融機関(以下「承継金融機関」という。)に対する営業又は事業の全部又は一部の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、当該被管理金融機関及び当該承継金融機関は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は当該被管理金融機関に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告することができる。
- 一 当該被管理金融機関から当該承継金融機関に当該根抵当権が譲渡されること及びその期日
 - 二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根抵当権が当該債権を担保すべきものとする
- 2 前項の期間は、二週間を下つてはならない。
 - 3 第一項の公告に係る根抵当権設定者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項の公告に係る承継金融機関の合意が、それぞれあつたものとみなす。
 - 4 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。
 - 5 前各項の規定は、承継銀行又は特別公的管理銀行が他の金融機関に対する営業又は事業の全部又は一部の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。
- (根抵当権移転登記等の申請手続の特例)
- 第七十四条 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の場合における根抵当権の移転の登記の申請書には、公告をしたこと及び根抵当権設定者が同条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の期間内に異議を述べなかつたことを証する書面を添付しなければならない。

- 2 前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の場合における根抵当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを含む内容を規定する書面を添付したときは、根抵当権者のみで申請することができる。

(債権の時効の停止)

第七十五条 特定協定銀行が特定整理回収協定の定めにより第五十三条第一項第二号に規定する機構の委託を受けて行う金融機関等の資産の買取りにより取得した債権については、当該取得の日の翌日から起算して二年を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

 - 2 第七十二条第二項の規定による預金保険法第六十四条第一項の規定の適用により資産の買取りに係る資金援助(同法第五十九条第一項に規定する資金援助をいう。)を行う旨の決定があつた場合において、協定銀行(同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。)次条第一項において同じ。が同法附則第八条第一項第二号に規定する機構の委託を受けて行う特別公的管理銀行の資産の買取りにより取得した債権については、当該取得の日の翌日から起算して二年を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

(課税の特例)

第七十六条 第六十九条の規定による登記については、登録免許税を課さない。

 - 2 承継銀行が第二十七条第一項又は第二項の規定による同条第一項各号に掲げる決定を受けて行う被管理金融機関の営業の譲受け等(第四項において「決定に基づく譲受け等」という。)により不動産に関する権利(第二十八条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であると判定されたものに限る。)の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、大蔵省令で定めるところに

- 3 特定協定銀行が特定整理回収協定の定めにより第五十三条第一項第二号に規定する機構の委託を受けて行う金融機関等の資産の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税を課さない。
 - 4 承継銀行が決定に基づく譲受け等により取得した土地又は土地の上に存する権利(第二十八条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であると判定されたものに限る。)の譲渡(租税特別措置法昭和三十一年法律第二十六号)第六十二条の三第二項第一号に規定する譲渡をいい、同号二に掲げる行為を含む。)は、承継銀行が当該土地又は土地の上に存する権利の譲渡が同号二に掲げる行為の場合にあっては、承継銀行と合併する被管理金融機関を含む。)に係る同法第六十二条の三及び第六十二条の規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には、該当しないものとする。
- (政令への委任等)
- 第七十七条 この法律に規定するもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、政令で定める。
- 2 第三章及び第四章における主務省令は、政令で定めるところにより、金融再生委員会規則又は総理府令・労働省令とする。
- 第十章 罰則
- 第七十八条 第六条第一項の資産査定等報告書に虚偽の記載をして提出した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 第六条第一項の規定に違反して、資産査定等報告書の提出をしない者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを

併科する。

第七十九条 金融整理管財人又は金融整理管財人代理がその職務に關し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に關し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人である場合において、その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に關し金融整理管財人又は金融整理管財人代理に賄賂を受受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人たる金融整理管財人若しくは金融整理管財人代理の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第八十条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十一条 第十七条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二条 被管理金融機関の取締役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第十六条第一項(第十一條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 特別公的管理銀行の取締役、監査役若しくは

支配人その他の使用人又はこれらの者であつた者が第四十九条第二項において準用する預金保険法第三十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときも、前項と同様とする。

第八十三条 第十五条又は第四十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の刑を科する。

第八十四条 第二十九条第四項、第三十一条第三項、第三十二条第二項(第五十四條第三項において準用する場合を含む。又は第三十三條第二項(第五十七條第二項において準用する場合を含む。))の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第三十五条又は第五十八条において準用する預金保険法附則第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第五十八条において準用する預金保険法附則第十四条の規定による立入り又は現況の確認を拒み、妨げ、又は忌避した者
三 第五十八条において準用する預金保険法附則第十四条の規定による機構の職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

四 第五十八条において準用する預金保険法附則第十四条の二の規定による帳簿等(同条に規定する帳簿等をいう。以下この号において同じ。)の提示を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは帳簿等につき説明をせず、又は

偽りの記載をした帳簿等を提示し、若しくは帳簿等につき偽りの説明をした者

2 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第八十六条 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても当該各号に定める罰金刑を科する。
一 第七十八条第一項 五億円以下の罰金刑
二 第七十八条第二項 三億円以下の罰金刑
第八十七条 被管理金融機関の取締役又は理事が金融整理管財人に事務の引渡しをしなるときは、百万円以下の過科に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

2 金融整理管財人が第九條第一項の規定により同項に規定する管理を命ずる処分が取り消されたにもかかわらず、被管理金融機関の取締役若しくは理事又は清算人に事務の引渡しをしなるときは、百万円以下の過科に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

3 金融機関の取締役又は理事が第六十八條第一項又は第二項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をしたときは、百万円以下の過

科に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

附則を次のように改める。
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

第二条 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七十七号)の施行の日(前日までの間における第二条第一項及び第六項並びに第八條第二項の規定の適用については、第二条第一項中「及び長期信用銀行(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行」とあるのは、「長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行及び金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七十七号)第十二條の規定による廃止前の外国為替銀行法(昭和二十九年法律第六十七号)第二条第一項に規定する外国為替銀行」と、同条第六項中「銀行法第二条第八項に規定する子会社又は同項の規定により子会社とみなされる会社」とあるのは「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律による改正前の銀行法(以下「旧銀行法」という。)第五十二条の二第二項に規定する子会社又は同条第三項の規定により子会社とみなされる会社」と、第八條第二項中「銀行法第二条第一項」とあるのは「旧銀行法第五十二条の二第一項」と、「銀行法第五十二条の二第一項」とあるのは「旧銀行法第五十二条の三第一項」とする。

第三条 金融再生委員会設置法(平成十年法律第七十七号)の施行の日(前日までの間におけるこの法律の適用については、「金融再生委員会」とあり、及び「株価算定委員会」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。この場合において、金融再生委員会規則により定めるべき事項は、総理府令で定める。

科に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

附則を次のように改める。
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

2 金融再生委員会設置法の施行の日の前日まで前項の規定により内閣総理大臣がした承認、決定その他の処分又は通知その他の行為については、これを、この法律の相当規定に基づいて金融再生委員会がした承認、決定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。
(金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の廃止)

第四条 金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第五号)は、廃止する。
(金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による廃止前の金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律(以下「旧金融機能安定化法」という。)第三条第一項の規定に基づく金融機関等の自己資本充実のための業務の委託に関する協定に係る旧協定銀行(旧金融機能安定化法第二条第六項に規定する協定銀行をいう。)の業務(前条の規定の施行の際有する取得優先株式等(旧金融機能安定化法第三条第二項第三号に規定する取得優先株式等(いう。))及び取得貸付債権(同項第四号に規定する取得貸付債権をいう。))に係るものに限る。及び当該業務に係る機構の業務については、旧金融機能安定化法(第四条第二項及び第三項、第五条、第六条第一項、第三章、第二十八條から第三十三條まで及び第五章の規定を除く。)の規定は、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧金融機能安定化法第四条第一項第四号中「機構が第十二条に規定する金融危機管理審査委員会(以下この章において「審査委員会」という。))の議決を経て定める取得優先株式等及び取得貸付債権の譲渡その他の処分の基準に従い」とあるのは「機構の承認を得て」と、旧金融機能安定化法第六条第二項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員会及び大蔵大臣」と、旧金融機能安定化法第七条第一項中「審査委員会の議決を経て、当該貸付」とあるのは「当該貸付

け」と、同条第二項中「大蔵大臣」とあるのは「金融再生委員会及び大蔵大臣」と、旧金融機能安定化法第十条中「特別の勘定(以下「金融危機管理勘定」という。)を設けて」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第 号)第六十四条に規定する金融再生勘定において」と、旧金融機能安定化法第十一条第一項中「大蔵大臣」とあるのは「金融再生委員会及び大蔵大臣」と、旧金融機能安定化法第三十九条中「内閣総理大臣」とあるのは「金融再生委員会」と読み替えるものとする。

第六条 機構は、この法律の施行の際、旧金融機能安定化法第二十八条に規定する金融危機管理基金(以下「基金」という。)に旧金融機能安定化法第三十一条第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならぬ。
2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならぬ。

3 この法律の施行の際、第一項の規定により返還することとなる国債のほかは、基金に残余があるときは、当該残余の額は、金融再生勘定に帰属するものとする。
第七条 この法律の施行の際、旧金融機能安定化法第十条に規定する金融危機管理勘定に属する資産及び負債は、金融再生勘定に帰属するものとする。

第八条 この法律の施行前に、旧金融機能安定化法第十一条第一項の規定により発行された預金保険機構債券については、これを預金保険法第四十二条第三項の規定により発行された債券とみなして、同条第四項から第八項までの規定を適用する。
第九条 この法律の施行前に作成された旧金融機能安定化法第五条第一項の議決に係る議事録の公表については、旧金融機能安定化法第二十五

条第二項の規定は、なおその効力を有するものとする。この場合において、同項中「委員長」とあるのは「機構の理事長」と、「審査委員会」とあるのは「機構」とする。

第十条 附則第四条の規定の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。
第十一条 附則第二条、第三条及び第五条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
附則第十条に次の一項を加える。
8 道府県は、金融機能の再生のための緊急措置に關する法律(平成十年法律第 号)第二条第七項に規定する承継銀行が、金融再生委員会の同法第二十七条第一項又は第二項の規定による同条第一項各号に掲げる決定を受けて行つた同法第二条第五項に規定する被管理金融機関の營業又は事業の譲受けにより不動産(同法第二十八条第一項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適當であると判定されたものに限る。)を取得した場合に、当該被管理金融機関に係る同法第二十七条第一項各号に掲げる決定が平成十三年三月三十一日までになされたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

附則第三十一条の二の二第一項中「附則第十条第六項」の下に「若しくは第八項」を加える。
(金融監督庁設置法の一部改正)

第十三条 金融監督庁設置法(平成九年法律第一百零号)の一部を次のように改正する。
第四条第二十五号(ロ)を削る。

金融再生委員会設置法案に対する修正案

金融再生委員会設置法案の一部を次のように修正する。
第三条中「金融制度及び証券取引制度について」を「金融破綻処理制度及び金融危機管理に關する」に、「破綻」を「破綻」に改める。
第四条第一号中「金融制度」を「金融破綻処理制度及び金融危機管理に關する」に改め、同条第二号中「破綻した金融機関の」及び「破綻した銀行の」を削り、「その他」を「その他」に、「処理」を「処理等」に改め、同条第五号中、「信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会」を「及び労働金庫」に改め、同条第六号中「整理回収機構並びに」を削り、同条第九号を次のように改める。
九 保険業法(平成七年法律第五号)の規定に基づいて、保険契約者保護機構による資金援助に係る保険契約の移転等の適格性の認定及び保険契約の引受けの適格性の認定を行うこと。
第四条第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、同条の次に次の二号を加える。
十二 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の規定に基づいて、投資者保護基金による返還資金融資に係る適格性の認定を行うこと。
十三 証券金融会社の免許及び検査その他の監督に關すること。
第四条第十四号を次のように改める。
十四 証券投資信託委託業を営む者の認可及び検査その他の監督に關すること。
第四条第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、第二十二号から第二十六号までを削り、第二十七号を第二十一号とし、第二十八号から第三十二号までを六号ずつ繰り上げる。
第四条第三十三号を同条第二十七号とし、同条の次に次の一号を加える。
二十八 特定目的会社(特定目的会社による特

定資産の流動化に関する法律(平成十年法律
第百五号)に規定する特定目的会社をいう。
の登録及び検査その他の監督に関する事
第四十条第三十四号を第二十九号とし、第三十
五号を第三十号とし、第三十六号から第四十号ま
でを削り、第四十一号を第三十一号とし、第四十
二号を第三十二号とし、第四十三号を第三十三号
とする。

第十二条に次の一項を加える。

4 金融再生委員会が第九条第三号の規定による
認定をするには、前項の規定にかかわらず、本
人を除く全員の一致がなければならぬ。
第十四条に次の一項を加える。

2 金融再生委員会の事務局に置かれる職員の内
免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項に
ついては、国家公務員法(昭和二十二年法律第
百二十号)の定めるところによる。
第十五条第一項中「の長」を、「日本銀行、預
金保険機構その他の者」に改め、同条に次の一
項を加える。

3 金融再生委員会は、必要に応じ、日本銀行又
は預金保険機構の役員又は職員の出席を求め
て、説明又は意見を聴くことができる。
第十八条中「第五号まで、第七号、第八号、第
十一号、第十三号、第十五号から第二十一号ま
で、第二十七号から第三十五号まで及び第四十一
号」を「第三十三号まで」に改め、「法律」の下
に「(法律に基づく命令を含む)」を加え、「並び
に同条第四十二号に掲げる事務」を削る。
第十九条を同条第二項とし、同条に第一項とし
て次の一項を加える。

金融監督庁長官は、金融監督庁の所掌事務を
遂行するため必要があると認めるときは、金融
再生委員会を通じて、関係行政機関の長に対
し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求
めることができる。
第二十条を次のように改める。

(準用規定)
第二十条 第十四条第二項の規定は、金融監督庁
第二十條 第十四条第二項の規定は、金融監督庁

第二類第九号 金融安定化に関する特別委員会議事録第十八号 平成十年十月二日

に置かれる職員について準用する。
第二十一条第二項中「第四条第十三号、第十七
号、第十八号及び第二十七号から第二十九号」を
「第四条第十一号、第十六号、第十七号及び第二
十一号から第二十三号」に、「同条第四十二号」
を「同条第三十二号」に改める。
第二十四条第二項中「及び」を「又は」に改め
る。
第二十五条第一項中「二年」を「三年」に改め
る。
第二十六条に後段として次のように加える。

この場合において、第九条第三号中「金融再
生委員会」とあるのは、「証券取引等監視委員
会」と読み替えるものとする。

第二十九条第一項中「金融監督庁長官」の下に
「又は大蔵大臣」を加え、同条第二項中「金融監
督庁長官」の下に「並びに大蔵大臣」を加え、同
条第三項中「金融監督庁長官」の下に「又は大蔵
大臣」を加える。

第三十条中「又は金融監督庁長官」を、「金融
監督庁長官又は大蔵大臣」に改める。
第三十六条第一項中「委員長及び」を削り、同
項に後段として次のように加える。

この場合において、第九条第三号中「金融再
生委員会」とあるのは、「株価算定委員会」と
読み替えるものとする。
第三十六条第二項中「第十五条第一項及び第
二十八条」を「及び第十九条第一項」に改める。
附則第一条中「一月」を「二月」に改め、同条
ただし書中「附則第五条及び第七条」を附則第五
条第一項及び第七条第一項に改める。

附則第二条中「平成十三年三月三十一日まで
に」「金融機能の再生のための緊急措置に関する
法律(平成十年法律第 号)の規定に基づく
金融再生委員会の事務が終了した後、速やかに」
に改める。
附則第四条の前の見出しを削り、同条を次のよ
うに改める。

(職員の引継ぎ)
附則第四条の前の見出しを削り、同条を次のよ
うに改める。

第四条 この法律の施行の際現に従前の金融監督
庁の職員である者は、別に辞令を発せられない
限り、同一の勤務条件をもつて、金融監督庁の
職員となるものとする。
附則第五条の前の見出しとして、「(経過措置
等)」を加える。
附則第六条第三項中「又は金融監督庁長官」を
「金融監督庁長官又は大蔵大臣」に改める。

預金保険法の一部を改正する法律案に対す
る修正案
預金保険法の一部を改正する法律案の一部を次
のように修正する。

第一条中目次の改正規定を削る。
第一条のうち第五条第二項、第十一条、第十七
条及び第十九条の改正規定中「金融再生委員会」
を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。
第一条中第二十一条第三項の改正規定を次のよ
うに改める。

第二十一条第三項中「大蔵大臣及び内閣総理
大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改
める。
第一条中第二十五条第四項の改正規定の前に次
のように加える。

第二十四条中「三人」を「四人」に改める。
第一条のうち第二十五条第四項の改正規定中
「金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵
大臣」に改める。
第一条のうち第三十条の改正規定中「第三十
条」を「第三十条ただし書」に改める。
第一条中第三十条の改正規定の次に次のように
加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。
(代理人の選任)
第三十一条の二、理事長は、機構の職員のうち
から、機構の業務の一部に関する一切の裁判
上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理
人を選任することができる。
第一条のうち第三十五条第一項の改正規定中

「金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵
大臣」に改める。
第一条のうち第三十六条の改正規定中「金融再
生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」
に、「金融再生委員会規則」を「総理府令・大蔵
省令」に改める。
第一条中第三十六条の改正規定の次に次のよう
に加える。

第三十七条第三項を同条第四項とし、同条第
二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、破綻金融機関の取締役(破綻金融
機関が信用金庫、信用協同組合又は労働金庫
である場合にあつては、理事)、監査役(破綻
金融機関が信用金庫、信用協同組合又は労働
金庫である場合にあつては、監事)及び支配
人(破綻金融機関が信用協同組合又は労働金
庫である場合にあつては、参事)その他の使
用人並びにこれらの者であつた者に対し、破
綻金融機関の業務及び財産の状況(これらの
者であつた者については、その者が当該破綻
金融機関の業務に従事していた期間内に知る
ことのできた事項に係るものに限る)につき
報告を求め、又は破綻金融機関の帳簿、書類
その他の物件を検査することができる。

第一条のうち第三十九条及び第四十条の改正規
定中「金融再生委員会」を「金融再生委員会及び
大蔵大臣」に改める。
第一条のうち第四十一条の改正規定中「金融再
生委員会規則」を「総理府令・大蔵省令」に改め
る。
第一条中第四十二条の改正規定を次のように改
める。

第四十二条第一項中「大蔵大臣」を「金融再
生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中
「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」
に、「金融機関等」を「金融機関その他の者」
に改め、同条第六項中「大蔵大臣」を「金融再
生委員会及び大蔵大臣」に改める。
第一条中第四十二条の二の改正規定を削る。

第一条のうち第三十五条第一項の改正規定中

第一条のうち第四十三条の改正規定中「金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「金融再生委員会規則」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第一条のうち第四十四条の改正規定中「金融再生委員会規則」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第一条のうち第四十五条、第四十六条第一項及び第四十七条の改正規定中「金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第一条のうち第五十条第一項の改正規定中「金融再生委員会規則」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第一条中第五十一条の改正規定を次のように改める。

第五十一条第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第一条中第五十五条の改正規定を次のように改める。

第五十五条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「前二項の規定による」を「第二項の規定により金融再生委員会から」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 機構は、第一項の規定による通知を受けたとき又は前項の規定により労働大臣若しくは都道府県知事から通知を受けたときは、直ちに、その旨を金融再生委員会及び大蔵大臣に報告しなければならない。

第一条中第五十六条の改正規定を次のように改める。

第五十六条第二項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「大蔵大臣並びに内閣総理大臣及び」を「金融再生委員会及び大蔵大臣並びに」に改め、同項を同条第四項とする。

第一条中第五十九条の改正規定を次のように改める。

第五十九条第二項第四号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第五項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条中第六十条の改正規定、第六十一条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項及び第六項の改正規定、同条第七項を削る改正規定、同条第八項ただし書の改正規定、同項を同条第七項とする改正規定、第六十二条の改正規定並びに第六十三条第二項から第四項まで及び第六項の改正規定を次のように改める。

第六十条第一項及び第二項、第六十一条第一項、第三項から第六項まで及び第八項ただし書、第六十二条第一項及び第三項並びに第六十三条第二項から第四項まで及び第六項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条中第六十四条第三項中「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「大蔵大臣並びに内閣総理大臣及び」を「金融再生委員会及び大蔵大臣並びに」に改める。

第一条中第六十五条の改正規定、第六十六条の改正規定、第六十七条の二を削る改正規定、第六十八條、第六十九條第一項、第三項、第六項及び第七項、第七十條第一項、第七十三條第六項、第七十四條第四項及び第七十一項並びに第七十九條第一項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第六十五條、第六十六條第一項及び第三項、第六十七條の二、第六十八條、第六十九條第一項、第三項、第六項及び第七項、第七十條第一項、第七十三條第六項、第七十四條第四項及び第七十一項並びに第七十九條第一項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条中第八十一条の三の改正規定を次のように改める。

第八十一条の三第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「内閣総理大臣」を「場合において」に、「内閣総理大臣及び労働大臣」を「労働大臣」に改め、同条第四項中「大蔵大臣は、前項の同意を得て」を「金融再生委員会及び大蔵大臣は」に改める。

第一条中第八十七条第二号の改正規定の前に次のように加える。

第八十四条の次に次の一条を加える。

第八十四条の二 破綻金融機関の取締役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第三十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一条中第九十一条の改正規定を次のように改める。

第九十一条第一号及び第七号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第八号中「第五十五条第三項」を「第五十五条第三項及び第四項」に改める。

第一条中附則第六条の二から第六条の八までの改正規定を次のように改める。

附則第六条の二中「及び附則第七條」を「並びに附則第七條及び第八條の二第一項」に改める。

附則第六条の三第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第六条の五第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第六条の六の見出し中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第六条の七第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条中附則第八條の改正規定を次のように改める。

附則第八條第一項第一号及び第六号中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同項第八号の二中「債権処理会社」の下に「(次条において「債権処理会社」という。)を加え、同条第二項及び第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第一条中附則第九條の改正規定の前に次のように加える。

附則第八條の次に次の一条を加える。

附則第八條の二 機構は、協定銀行と債権処理会社との合併(以下この条及び附則第十一條において「特別合併」という。)に関する協定(以下この条及び附則第十一條において「特別協定」という。)を協定銀行と締結し、及び当該特別協定を実施するため、特別合併に必要な措置を講ずることができ、

2 特別協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、特別合併において、債権処理会社を当該特別合併後存続する会社とする。

附則第七條第一項中「主たる目的」を「目的の一つ」に改める。

第一条中附則第八條の改正規定を次のように改める。

附則第八條第一項第一号及び第六号中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同項第八号の二中「債権処理会社」の下に「(次条において「債権処理会社」という。)を加え、同条第二項及び第三項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第一条中附則第九條の改正規定の前に次のように加える。

附則第八條の次に次の一条を加える。

附則第八條の二 機構は、協定銀行と債権処理会社との合併(以下この条及び附則第十一條において「特別合併」という。)に関する協定(以下この条及び附則第十一條において「特別協定」という。)を協定銀行と締結し、及び当該特別協定を実施するため、特別合併に必要な措置を講ずることができ、

2 特別協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、特別合併において、債権処理会社を当該特別合併後存続する会社とする。

附則第六條の六の見出し中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「内閣総理大臣」を「場合において」に、「内閣総理大臣及び労働大臣」を「労働大臣」に改め、同条第四項中「大蔵大臣は、前項の同意を得て」を「金融再生委員会及び大蔵大臣は」に改める。

第一条中第八十七條第二号の改正規定の前に次のように加える。

第八十四條の次に次の一条を加える。

第八十四條の二 破綻金融機関の取締役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第三十七條第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一条中第九十一條の改正規定を次のように改める。

第九十一條第一号及び第七号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第八号中「第五十五條第三項」を「第五十五條第三項及び第四項」に改める。

第一条中附則第六條の二から第六條の八までの改正規定を次のように改める。

附則第六條の二中「及び附則第七條」を「並びに附則第七條及び第八條の二第一項」に改める。

附則第六條の三第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第六條の五第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条中第八十七條第二号の改正規定の前に次のように加える。

第八十四條の次に次の一条を加える。

第八十四條の二 破綻金融機関の取締役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第三十七條第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一条中第九十一條の改正規定を次のように改める。

第九十一條第一号及び第七号中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第八号中「第五十五條第三項」を「第五十五條第三項及び第四項」に改める。

第一条中附則第六條の二から第六條の八までの改正規定を次のように改める。

附則第六條の二中「及び附則第七條」を「並びに附則第七條及び第八條の二第一項」に改める。

附則第六條の三第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第六條の五第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第一条中第八十七條第二号の改正規定の前に次のように加える。

第八十四條の次に次の一条を加える。

二 協定銀行は、特別合併後、当該特別合併前の協定銀行から承継した業務及び附則第七條第一項に規定する整理回収業務その他協定銀行が行う業務として機構が適当と認める業務に係る経理について、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

三 協定銀行は、特別合併により当該特別合併前の協定銀行の株主に割り当てる株式については、残余財産の分配を行うときに、一定の金額につき優先的に支払を受け、その金額を超えて支払を受けることができない特別の内容を有するものとする。

3 前條第二項及び第三項の規定は、特別協定の締結について準用する。この場合において、同項中「機構と協定を締結しようとする銀行が協定の定めによる整理回収業務」とあるのは、「協定銀行が特別協定の定めによる特別合併」と読み替えるものとする。

第一條のうち附則第九條の改正規定中「金融再生委員会」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第一條中附則第十條の改正規定を次のように改める。

附則第十條第三項中の「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第一條中附則第十一條の改正規定を次のように改める。

「大蔵大臣及び内閣総理大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第一條中附則第十七條の改正規定を次のように改める。

附則第十七條第一項から第三項までの規定中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第一條中附則第十八條の改正規定を次のように改める。

附則第十八條第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 附則第八條の二第一項に規定する業務

第一條中附則第十九條の三第二項及び第十九條の四第五項の改正規定を次のように改める。

附則第十九條の三第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第一條中附則第二十條の改正規定を次のように改める。

附則第二十條第一項中「第三号」を「第三号の二」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に、「若しくは金融機関等」を「金融機関その他の者」に改める。

第一條のうち附則第二十條の三の改正規定中「金融再生委員会規則」を「総理府令・大蔵省令」に改める。

第一條中附則第二十二條の改正規定を次のように改める。

附則第二十二條第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「一年」を「三年」に改める。

第一條中附則第二十三條の改正規定を次のように改める。

附則第二十三條第二項第三号中「附則第七條第一項」の下に「及び第八條の二第一項」を加え、同條第二項第四号中「第四項第三号」を「第三項第三号」に改め、同項第五号中「第五十六條第五項」を「第五十六條第四項」に改め、同條に次の一項を加える。

附則第二十三條第二項第三号中「附則第七條第一項」の下に「及び第八條の二第一項」を加え、同條第二項第四号中「第四項第三号」を「第三項第三号」に改め、同項第五号中「第五十六條第五項」を「第五十六條第四項」に改め、同條に次の一項を加える。

4 附則第八條の二第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、第九十一條の規定の適用については、同條第三号中「第三十四條」とあるのは、「第三十四條及び附則第八條の二第一項」とする。

第一條中附則第二十四條の前の見出しを削る改正規定、附則第二十三條の次に見出し及び一條を加える改正規定、附則第二十四條第一項の改正規定、同條第二項の改正規定並びに附則に二條を加える改正規定を削る。

第二條を次のように改める。

第二條 預金保険法の一部を次のように改正する。

附則第六條の二中「次條から附則第六條の八までの規定による資金援助並びに附則第七條及び第八條の二第一項」を「次條及び附則第八條の二第一項」に改める。

附則第六條の三から第六條の八までを削る。

附則第十條第一項及び第四項中「附則第六條の八において準用する場合を含む。」を削る。

附則第十六條第一項中「第六十條第一項、附則第六條の四第一項又は附則第六條の五第一項」を「又は第六十條第一項」に改め、「附則第六條の八において準用する場合を含む。第五項において同じ。」を削り、同條第二項中「又は特定合併」を削り、同條第五項中「(附則第六條の八において準用する場合を含む。）」及び「又は特定合併」を削り、「第六十四條第一項」を「同條第一項」に改める。

附則第十八條第一項第一号中「及び附則第六條の二に規定する資金援助」を削る。

附則第二十三條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

附則第一條中「金融再生委員会設置法(平成十年法律第 号)の施行の日」を「公布の日から起算して十日を超えない範囲内において政令で定める日」に改め、同條ただし書を次のように改

める。

ただし、第二條及び附則第十六條から第十八條までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附則第二條から第十八條までを次のように改める。

(第一條の規定による改正に伴う経過措置)

第二條 金融再生委員会設置法(平成十年法律第 号)の施行の日の前日までの間における

第一條の規定による改正後の預金保険法(以下この條から附則第五條まで及び附則第九條において「新法」という)の規定の適用については、新法中「金融再生委員会」とあるのは「内閣総理大臣」とする。

2 第一條の規定による改正前の預金保険法(以下この條から附則第五條まで及び附則第九條において「旧法」という)の規定により大蔵大臣その他の国の機関がした認可、承認、認定その他の処分又は通知その他の行為は、新法の相当規定に基づいて、金融再生委員会及び大蔵大臣その他の国の機関がした認可、承認、認定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

3 第一條の規定の施行の際現に旧法の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対してされている申請その他の行為は、新法の相当規定に基づいて、金融再生委員会及び大蔵大臣その他の国の機関に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 旧法の規定により大蔵大臣その他の国の機関に対し報告、提出その他の手続をしなければならない事項で第一條の規定の施行の日(以下「施行日」という)前にその手続がされていないものについては、これを、新法の相当規定に基づいて金融再生委員会及び大蔵大臣その他の国の機関に対して報告、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新法の規定を適用する。

5 第一条の規定の施行の際現に効力を有する旧法の規定に基づく命令は、新法の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第三条 第一条の規定の施行の際現に旧法第二十六條に規定する理事長、理事又は監事である者は、それぞれ施行日に新法の相当規定により理事長、理事又は監事として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新法第二十七條第一項の規定にかかわらず、施行日における旧法第二十七條第一項の規定による理事長、理事又は監事のそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

第四条 平成十年度において新法附則第二十二條第二項において準用する新法第四十二條の二の規定により政府が新法附則第二十二條第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をする場合には、旧法附則第二十二條第二項において準用する旧法第四十二條の二の規定に基づく国会の議決を経た金額(平成十年度に係るものに限る。)の範囲内においても、これを行うことができる。

第五条 新法附則第二十二條第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する協定に基づく譲受け等により不動産に関する権利の取得をする場合における同項に規定する登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に旧法附則第二十二條第一項に規定する協定に基づく譲受け等により不動産に関する権利の取得をした場合における同項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

第六条 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第八条 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理

の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
第四条中「前条第一項」の下に「及び第十二條の第二項」を加える。

第五条第一項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第二項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第三項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第五項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に、「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第九条第四項中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改め、同条第五項中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改める。
第十二條第一号及び第五号中「大蔵省令」を「総理府令・大蔵省令」に改め、同条第七号の二中「協定銀行」の下に「(次条において「協定銀行」という。)」を加える。
第十二條の次に次の一条を加える。

第十二條の二 機構は、第三条第一項に規定する業務のほか、債権処理会社と協定銀行との合併(以下この条において「特別合併」という。)に関する協定(以下この条において「特別協定」という。)を債権処理会社と締結し、及び当該特別協定を実施するため、特別合併に必要な措置を講ずることができる。
2 特別協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 債権処理会社は、特別合併において、債権処理会社を当該特別合併後存続する会社とする。
二 債権処理会社は、特別合併後、第三条第一項に規定する機構の業務に対応する債権

処理会社の業務に係る経理について、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。

三 債権処理会社は、特別合併により当該特別合併前の協定銀行の株主に割り当てる株式については、残余財産の分配を行うとき、一定の金額につき優先的に支払を受け、その金額を超えて支払を受けることができ、その特別の内容を有するものとする。

3 機構は、特別協定を締結しようとするときは、運営委員会の議決を経て特別協定の内容を受けなければならない。
4 金融再生委員会及び大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る特別協定の内容が法令の規定に適合するものであり、かつ、債権処理会社が特別協定の定めによる特別合併を適切に行い得るものであると認めるときでなければ、当該認可をしない。

第十三條中「前条第十号」を「第十二條第十号」に改める。
第十五條第二項中「大蔵省」を「金融再生委員会・大蔵省」に改める。
第二十條中「第三項」の下に、「第十二條の第二項」を加える。
第二十一條中「大蔵大臣」を「金融再生委員会及び大蔵大臣」に改める。

第三十一條中「特定住専債権等処理法第三條第一項」の下に「及び第十二條の第二項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。
第九條 前条の規定による改正後の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置等

第九條 前条の規定による改正後の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(以下「新住専処理法」という。)第三條第一項第二号に規定する債権処理会社(以下

「債権処理会社」という。)と新法附則第七條第一項第一号に規定する協定銀行(以下「協定銀行」という。)との合併(以下「特別合併」という。)により、当該特別合併後存続する会社(以下「新会社」という。)が債権処理会社である場合において、当該新会社が銀行法(昭和五十六年法律第五十九號)第四條第一項の金融再生委員会の免許(第一條)において「銀行業免許」という)を受けたときは、預金保険機構(以下「機構」という。)が旧法附則第七條第一項の規定により協定銀行と締結した協定は、新会社との間で締結した協定とする。

2 前項の規定は、新法附則第八條の二第一項に規定する特別協定及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第九號)第五十三條第一項第二号に規定する特定整理回収協定に準用する。

第十條 新会社が債権処理会社である場合において、新会社が新住専処理法第三條第一項に規定する機構の業務に対応する新会社の業務を終了し、かつ、機構が特別合併の前から保有していた債権処理会社の株式の全部につき譲渡その他の処分をしたときは、当該株式の全部を住専勘定において整理することを終えたときは、債権処理会社が解散したものとみなして、新住専処理法第二十五條第二項及び第二十七條から第二十九條までの規定を適用する。この場合において、新住専処理法第二十七條中「残余財産の分配を受けたとき」とあるのは「機構が特別合併の前から保有していた債権処理会社の株式の全部に相当する金額を、譲渡その他の処分により受領したとき又は当該株式に代わるものとして住専勘定において整理したとき」と、「当該分配を受けた金額」とあるのは「当該譲渡その他の処分により受領した金額又は当該株式に代わるものとして住専勘定において整理した金額」とする。

第十一條 新会社が銀行業免許を受けて銀行法第二條第二項に規定する銀行業(次項から第九項

の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

までにおいて「銀行業」という。を営む場合には、新会社は、同法第六条第一項の規定にかかわらず、その商号中に銀行という文字を使用することを要しない。

2 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合には、新会社は、銀行法第八条の規定にかかわらず、支店その他の営業所の設置、位置の変更(本店の位置の変更を含む)、種類の變更若しくは廃止又は代理店の設置若しくは廃止をしようとするときに金融再生委員会への届出を行った場合には、同条に規定する認可を受けたものとみなす。

3 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合には、新会社は、銀行法第十二条の規定にかかわらず、当該新会社が営む銀行業に支障がないものとして、金融再生委員会の認可を受けたときは、特別合併の際に債権処理会社が貸付債権その他の財産の回収、処分等の円滑な実施のために営んでいる業務又はこれに関連する業務を営むことができる。

4 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合には、新会社は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)第十条の規定による改正後の銀行法(以下この項、第六項、第七項及び第九項において「新銀行法」という)第十三条の規定にかかわらず、特別合併その他やむを得ない理由がある場合において、金融再生委員会の承認を受けたときは、新会社の同一人(新銀行法第十三条第一項に規定する同一人をいう)に対する信用の供与等(同項に規定する信用の供与等をいう)の額は、同項に規定する信用供与等限度額を超えることができる。

5 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合には、銀行法第十五条の規定は、新会社には適用しない。

6 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合には、新会社は、新銀行法第十六条の第二項の規定にかかわらず、当該新会社が営む銀行

業に支障がないものとして、金融再生委員会の認可を受けたときは、特別合併の際に債権処理会社が貸付債権その他の財産の回収、処分等の円滑な実施のために子会社(新銀行法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この項及び次項において同じ。)として、以下この項及びこれに関連する会社を子会社とすることができる。

7 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合には、特別合併の際に債権処理会社又はその子会社が、国内の会社(前項に規定する金融再生委員会の認可に係る会社を除く。)の株式(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。)又は持分について、特別合併又は貸付債権その他の財産の回収、処分等の円滑な実施に資するものとして、合算して、当該国内の会社の発行済株式(議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。)の総数又は出資の総額に百分の五を乗じて得た株式又は持分の数又は額を超える数又は額の株式又は持分を所有しているときは、当該新会社又はその子会社は、新銀行法第十六条の三第一項の規定にかかわらず、当該新会社が営む銀行業に支障がないものとして、金融再生委員会の認可を受けたときは、合算して、当該発行済株式の総数又は出資の総額に百分の五を乗じて得た株式又は持分の数又は額を超える数又は額の株式又は持分を取

8 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合には、銀行法第十八条の規定は、新会社には適用しない。

9 新会社が銀行業免許を受けて銀行業を営む場合には、新銀行法第二十六第二項の規定は、新会社には適用しない。

10 新会社が発行する有価証券(証券取引法昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項及び第二項に規定する有価証券をいう。以下この項において同じ。は、同法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券に該当しないものとみなす。ただし、新会社が発行する有価証券特別合併の

際に発行するものを除く。)が特別合併後新たに同項各号に掲げる有価証券に該当することとなったときは、この限りでない。

11 新会社が宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第三条第一項の免許を受けて同法第二条第二号に規定する宅地建物取引業を営む場合には、同法第四十一条及び第四十一条の二の規定は、新会社には適用しない。

12 新会社が債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第 号)第三条の許可を受けて同法第二条第二項に規定する債権管理回収業を営む場合には、新会社は、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、その商号中に債権回収という文字を使用することを要しない。

13 金融再生委員会は、第二項から第七項まで(第五項を除く。)の規定による権限を金融監督庁長官に委任する。

第十二条 新会社が新任専処理法第十二条の第二項に規定する特別協定の定めによる特別合併により協定銀行から不動産に関する権利を取得した場合においては、大蔵省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 新会社が、前項に規定する特別合併により受ける資本の増加の登記(当該特別合併により消滅する協定銀行の当該特別合併の直前における資本の金額に対応する部分に限る。)については、大蔵省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

大蔵大臣がした認可とみなす。

3 附則第八条の規定の施行の際現に旧住専処理法の規定により大蔵大臣に対してされている申請その他の行為は、新任専処理法の相当規定に基づいて、金融再生委員会及び大蔵大臣に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 附則第八条の規定の施行の際現に効力を有する旧住専処理法の規定に基づく命令は、新任専処理法の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第十四条 附則第八条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 附則第九条から前条までに定めるもののほか、附則第八条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(第二条の規定による改正に伴う経過措置)
第十六条 第二条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の預金保険法(以下「旧法」という)附則第六条の三第一項の規定によるおせんがされた特定合併(同項に規定する特定合併をいう)に関し機構が行う同条から旧法附則第六条の八までの規定による資金援助及び旧法附則第七条第一項の規定による業務については、なお従前の例による。

第十七条 第二条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 前二条に定めるもののほか、第二条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則第十九条から第二十七条までを削る。

金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する修正案
金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の一部を次のように修正す

る。
第四条から第五十三条までを次のように改める。
(大藏省設置法の一部改正)

第四条 大藏省設置法(昭和二十四年法律第四百十四号)の一部を次のように改正する。
第三条中「金融監督庁」を「金融再生委員会」に改める。

第二十七条第一項中「金融監督庁設置法(平成九年法律第一号)」を「金融再生委員会設置法(平成十年法律第 号)」に改め、同条第二項中「金融監督庁長官」を「金融再生委員会」に改める。

第二十八条第二項中「金融監督庁設置法」を「金融再生委員会設置法」に改める。
第五十二条の一部を次のように改正する。
本則(第九十九条ノ三を除く。)中「主務大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第九十九条ノ三を次のように改める。
第九十九条ノ三 本法ニ規定スル金融再生委員会ノ職權(第五條ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權ヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス
(信託業法の一部改正)

第六條 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
本則(第九十九条ノ二を除く。)中「主務大臣」を「金融再生委員会」に改める。
第十九条ノ二を次のように改める。
第十九条ノ二 本法ニ規定スル金融再生委員会ノ職權(第一條第一項ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權ヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス
(農林中央金庫法の一部改正)

第七條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
本則(第二十五條第三項を除く。)中「内閣總理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
第二十五條第三項を次のように改める。
本法中金融再生委員会ノ職權ニ屬スル事項(第三十二條ノ規定ニ依ル解散ノ命令其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權ヲ除ク)ハ金融監督庁長官ニ之ヲ委任ス
(無尽業法の一部改正)

第八條 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
本則(第四十二條第一項及び第二項を除く。)中「主務大臣」を「金融再生委員会」に改める。
第四十二條第一項及び第二項を次のように改める。
本法ニ規定スル金融再生委員会ノ職權(第三條第一項ノ規定ニ依ル免許其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權ヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス
政令ノ定ムル所ニ依リ金融再生委員会ノ職權(前項ノ規定ニ依リ金融監督庁長官ニ委任サレタルモノヲ除ク)ノ一部ハ之ヲ財務局長又ハ財務支局長ニ委任スルコトヲ得
第四十二條第三項中「前項」を「第一項」に改め、同条に第四項として次の一項を加える。
前項ノ規定ニ依リ財務局長又ハ財務支局長ニ委任サレタル職權ニ屬スル事務ハ金融監督庁長官之ヲ指揮監督ス
(銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部改正)

第九條 銀行等の事務の簡素化に関する法律(昭和十八年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
第七條第一項中「内閣總理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「内閣總理大臣ノ權限」を「金融再生委員会ノ權限(金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル權限ヲ除ク)」に改める。
(金融機關の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第十條 金融機關の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。
本則(第九條ノ二第一項を除く。)中「内閣總理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
第九條ノ二第二項を次のように改める。
本法ニ規定スル金融再生委員会ノ職權(第一條第一項ノ認可其ノ他金融再生委員会規則ノ定ムル処分ニ係ル職權ヲ除ク)ハ之ヲ金融監督庁長官ニ委任ス
第九條ノ二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。
政令ノ定ムル所ニ依リ金融再生委員会ノ職權(前項ノ規定ニ依リ金融監督庁長官ニ委任サレタルモノヲ除ク)ノ一部ハ之ヲ財務局長又ハ財務支局長ニ委任スルコトヲ得
第九條ノ二に次の一項を加える。
前項ノ規定ニ依リ財務局長又ハ財務支局長ニ委任サレタル職權ニ係ル事務ニ關シテハ金融監督庁長官之ヲ指揮監督ス
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第十一條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第十一條第三項中「金融監督庁長官」を「金融再生委員会」に改め、同条に次の一項を加える。
前項の金融再生委員会の事務は、金融再生委員会規則で定めるところにより金融監督庁長官に委任する。
(農業協同組合法の一部改正)

第十二條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第一百三十二号)の一部を次のように改正する。
本則(第九十八條第六項を除く。)中「内閣總理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
第九十八條第六項を次のように改める。
金融再生委員会は、この法律による權限(第十一條第一項の規定による承認その他金融再生委員会規則で定める処分に係る權限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。
第九十八條第七項中「前項」を「第六項」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。
金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による權限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
第九十八條に次の一項を加える。
前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された權限に係る事務に關しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
(証券取引法の一部改正)

第十三條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
本則(第九十四條の六第一項を除く。)中「内閣總理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
第九十四條の六第一項を次のように改める。
金融再生委員会は、この法律による權限(第六十八條第二項の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る權限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。
第九十四條の六第五項中「前項」を「第五項」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。
前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された權限に係る事務に關しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
第九十四條の六第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。
金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による權限(第一項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除

く)を金融監督庁長官に委任する。
第九十八條第七項中「前項」を「第六項」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。
金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による權限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
第九十八條に次の一項を加える。
前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された權限に係る事務に關しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
(証券取引法の一部改正)

く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第九百九十四条の七中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)
第十四条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十五条の四を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二十五条の四を次のように改める。

(権限の委任)
第二十五条の四 金融再生委員会は、この法律

による権限(第三条第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

(水産業協同組合法の一部改正)

第十五条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律

第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第七項及び第八項を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二百二十七条第八項を次のように改める。

8 金融再生委員会は、この法律による権限

(第十一条の三第一項の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第九百二十七条第九項中「前項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

11 前項の規定により財務局長又は財務支局長

に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十六条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

本則(第十一項を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第十一項を次のように改める。

2 金融再生委員会は、この法律による権限

(信用協同組合、火災共済協同組合及び第九條の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に限るものに限る。次項において「特定権限」という。)を、同条第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会に対する第二十七條の二第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除き、金融監督庁長官に委任する。

第四十一條第五項中「前二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第十七条 協同組合による金融事業に関する法律

(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第七條及び第七條の五を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第七條第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 金融再生委員会は、この法律による権限

(銀行法第二十七條又は第二十八條(免許の取

消し等の規定による解散命令その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限で都道府県の区域を越える区域を地区とする信用協同組合連合会に係るものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第七條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五項を次のように改める。

5 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第十八条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律

第七十七号)の一部を次のように改正する。

本則(第五十四條を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五十四條第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限(第十七條第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第五十四條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百

十六号)の一部を次のように改める。

附則第十條第六項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部改正)

第二十條 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十二條を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(信用金庫法の一部改正)

第二十一條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

本則(第八十六條及び第八十八條を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第八十八條第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限(第四條の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第八十八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第八十八条に次の一項を加える。
4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(長期信用銀行法の一部改正)
第二十二條 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
本則(第二十二條を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
第二十二條第一項を次のように改める。
金融再生委員会は、この法律による権限(第四條第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(貸付信託法の一部改正)
第二十三條 貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。
本則(第十六條を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
第十六條中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改める。

(中小漁業融資保証法の一部改正)
第二十四條 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正

する。
本則(第八十四條を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
第八十四條第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第四項を次のように改める。
4 金融再生委員会は、この法律による権限(第五十條の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。
第八十四條第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に一項を加える。

5 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(信用保証協会法の一部改正)
第二十五條 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
本則(第三十九條の二を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
第三十九條の二第一項を次のように改める。
金融再生委員会は、この法律による権限(第六條第一項の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。
第三十九條の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)
第二十七條 自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。
本則(第二十八條の三第五項、第二十九條の二第三項及び第八十四條第一項を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
第八十四條第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会規則で定めるもの」

の一部分を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
第三十九條の二に次の一項を加える。
4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(労働金庫法の一部改正)
第二十六條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
本則(第九十八條を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
第九十八條第一項を次のように改める。
金融再生委員会は、この法律による権限(第六條(事業免許)の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。
第九十八條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長又は都道府県知事に委任することができる。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(登録免許税法の一部改正)
第三十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一(第二十四号の二)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

に改める。
第二十八條 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。
本則(第七十二條を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
第七十二條第一項及び第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第四項を次のように改める。
4 金融再生委員会は、この法律による権限(第二十六條の規定による設立の認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。
第七十二條第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に一項を加える。

5 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を都道府県知事に委任することができる。

(地震保険に関する法律の一部改正)
第二十九條 地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第九條の二及び第九條の三中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
第九條の四中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「第九條の二の規定による権限のうち保険業法第三百十一條の二第一項第二号に掲げる処分に係る」を「金融再生委員会規則で定める」に改める。

(登録免許税法の一部改正)
第三十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一(第二十四号の二)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第九條の二及び第九條の三中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
第九條の四中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「第九條の二の規定による権限のうち保険業法第三百十一條の二第一項第二号に掲げる処分に係る」を「金融再生委員会規則で定める」に改める。

(登録免許税法の一部改正)
第三十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一(第二十四号の二)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

(登録免許税法の一部改正)
第三十條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一(第二十四号の二)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

(金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正)

第三十一条 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

本則(第三十条を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第三十条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第三十条に次の一項を加える。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第三十二条 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十二条を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第四十二条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改める。

第四十二条第五項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第四項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第四十二条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(第一項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四十三条中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第三十三条 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する金融再生委員会の権限は、金融監督庁長官に委任する。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第三十四条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第五十九条第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第五項中「前条第五項」を「前条第四項」に改める。

第六十五条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第六十八条の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第六十八条の三第五項中「第五十八條第五項」を「第五十八條第四項」に改める。

第七十条第一項中「及び大蔵大臣」を「大蔵大臣及び金融再生委員会」に改め、「及び第四項」を削り、「農林水産大臣及び内閣総理大臣」とし、第二十一条第三項及び第五十八條第五項(第五十九條第五項及び第六十八條の三第五項)において準用する場合を含む)に規定する主務大臣は農林水産大臣、大蔵大臣及び内閣総理

大臣を「農林水産大臣及び金融再生委員会」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第三項中「農林水産省令、大蔵省令」を「農林水産省令、大蔵省令、総理府令」に改める。

第七十二条第一項第二号中「第五十八條第五項」を「第五十八條第四項」に、「第六十五條第五項」を「第六十五條第四項」に改める。

附則第六條の七第一項中「第六十五條第六項」を「第六十五條第五項」に改める。

附則第六條の十第四号及び第五号中「第四項」を「第三項」に改め、同条第六号中「第六十五條第五項」を「第六十五條第四項」に改める。

附則第八條第三項中「第四項並びに」を削る。

附則第十二條中「農林水産大臣及び内閣総理大臣」とし、附則第七條第一項及び第二項、同条第三項において準用する第六十三條第六項並びに附則第七條第四項に規定する主務大臣は農林水産大臣、大蔵大臣及び内閣総理大臣を「農林水産大臣及び金融再生委員会」に改める。

(銀行法の一部改正)

第三十五条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

本則(第五十九条を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第五十九条第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限(第四条第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く)を金融監督庁長官に委任する。

第五十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

の一部分を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五十九条に次の一項を加える。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

附則第五條第一項、第十一條、第十七條及び第十八條並びに附則第二十條の見出し中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

(貸金業の規制等に関する法律の一部改正)

第三十六条 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十五條を除く)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第四十五條第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四十五條に次の一項を加える。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

附則第九條第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第三十七条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の

一部を次のように改正する。
本則(第五十一条の二を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
第五十一条の二第一項を次のように改める。

金融再生委員会は、この法律による権限(第二十四条第一項の規定による認可その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。
第五十一条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第五十一条の二に次の一項を加える。
4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(抵当証券の規制等に関する法律の一部改正)
第三十八条 抵当証券の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

本則(第四十五条を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第四十五条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、「規定による権限」の下に「その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(金融先物取引法の一部改正)
第三十九条 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
本則(第九十二条を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第九十二条第一項を次のように改める。
金融再生委員会は、この法律による権限(第十四条の規定による設立の免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第九十二条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第四項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第九十二条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項各号中「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(第一項の規定により金融監督庁長官に委任された権限を除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第九十二条の二中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。
(前払式証券の規制等に関する法律の一部改正)
第四十条 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十八条を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二十八条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第二十八条に次の一項を加える。
4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正)
第四十一条 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、第二章の規定による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四十九條の次に次の一項を加える。
6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第五十条の二中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為

を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の一部改正)
第四十二条 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
(特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正)
第四十三条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第七十二条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第七十二条の次に次の一項を加える。
6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第七十二条の二中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。
(金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第四十四条 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条 金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条及び第二十七条中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第四十五条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改める。

(不動産特定共同事業法の一部改正)

第四十六条 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第一号中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第三項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第四十九条に次の一項を加える。

6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第四十九条の二中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

(保険業法の一部改正)

第四十七条 保険業法(平成七年法律第五五号)の一部を次のように改正する。

目次中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

「金融再生委員会」に改める。

第三百三十三条第一項を次のように改める。

(第三条第一項の規定による免許その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

第三百三十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第三百三十三条に次の一項を加える。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第四十八条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第九十四条の十五中「申立て」の下に「その他金融再生委員会規則で定める処分に係る権限」を加える。

(農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部改正)

第四十九条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第十條第四項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第二十六條第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を

「金融再生委員会規則」に改める。

(日本銀行法の一部改正)

第五十条 日本銀行法(平成九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正)

第五十一条 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)

第五十二条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

本則(第百六十二条第一項を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

第百六十二条第一項中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に、「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

第百六十二条に次の一項を加える。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

(金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則(附則第五十八條、第百四條第四項、第百六條第四項、第百九條第四項、第百一十一條第四項、第百三十二條第四項、第百三十五條、第百三十七條第一項、第百四十三條第四項及び第百五十三條を除く。)中「内閣総理大臣」を「金融再生委員会」に改める。

附則第百四十七條第一項中「政令」を「金融再生委員会規則」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融再生委員会は、政令で定めるところにより、この法律による権限(前項の規定により金融監督庁長官に委任されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則第百四十七條に次の一項を加える。

4 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、金融監督庁長官が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第五十四條から第六十六條までを削る。

第六十七條中第一條第八號の改正規定の次に次のように加える。

第一條第十九號の十の次に次の一号を加える。

十九の十一 株価算定委員会の委員

第六十七條を第五十四條とする。

附則第二條の見出しを削り、同條第一項中「社債等登録法」、「臨時金調整法」及び「公認会計士法」を削り、「証券投資信託法」を「地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に改め、「国民貯蓄債券法、会社更生法」、「外国為替銀行法」、「租税特別措置法」、「勤労者財産形成促進法」、「通信・放送機構法」及び「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律、株券等の保管及び振替に関する法律」を削り、「金融機関の更生手続の特例

等に関する法律」を「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」に、「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律又は特別職の職員の給与に関する法律」を「又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」に改める。

附則第二条の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第三条を次のように改める。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

附則第四条の見出しを削る。